

熊谷市中心市街地活性化基本計画 (案)

埼玉県熊谷市

目 次

○ 基本計画の名称	1
○ 策定主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 熊谷市における中心市街地の位置づけ	1
[2] 中心市街地の現状分析	5
[3] 中心市街地の現状分析の整理	5 1
[4] 旧基本計画の進捗状況と事業効果の検証	5 4
[5] 中心市街地活性化の課題整理	5 9
[6] 中心市街地活性化の基本方針	6 1
[7] 中心市街地活性化の主要施策	6 3
2. 中心市街地の位置及び区域	6 7
[1] 位 置	6 7
[2] 区 域	6 8
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	6 9
3. 中心市街地の活性化の目標	7 4
[1] 中心市街地の活性化の目標	7 4
[2] 計画期間	7 6
[3] 具体的な数値目標の設定	7 6
[4] 具体的な評価指標・数値目標	7 6
[5] 数値目標指標の設定	7 7
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	9 1
[1] 市街地の整備改善の必要性	9 1
[2] 具体的事業の内容	9 2
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	1 0 2
[1] 都市福利施設の整備の必要性	1 0 2
[2] 具体的事業の内容	1 0 3
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等 に関する事項	1 0 6

[1] まちなか居住推進の必要性	106
[2] 具体的事業の内容	107
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	109
[1] 商業の活性化の必要性	109
[2] 具体的事業の内容	110
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	122
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び一体的に推進する事業の必要性	122
[2] 具体的事業の内容	123
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	129
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	133
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	136
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	143
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	144
[2] 都市計画手法の活用	144
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	144
[4] 都市機能の集積のための事業等	146
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	147
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	147
[2] 都市計画との調和等	149
[3] その他の事項	150
12. 認定基準に適合していることの説明	151

様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：熊谷市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：埼玉県熊谷市
- 計画期間：平成25年4月から平成30年3月まで

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔1〕熊谷市における中心市街地の位置づけ

(1)熊谷市の概況

○埼玉県の北部に立地

本市は、関東平野のほぼ中央、埼玉県の北部に位置し、東西に約14km、南北に約20km、面積159.88k㎡であり、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接している。東京都心までは、50km～70km圏にある。

市の南部に荒川、北部に利根川が流れ、市域のほとんどが平坦な地形であるが、荒川右岸は比企丘陵の北縁にあたり、比較的標高が高くなっている。

○快晴日数の多さと夏の暑さ

平成23年の年平均気温は15.4℃で、年間降水量は約1,324mmである。三方が山に囲まれた内陸的な気候は、夏暑く、冬寒い。

冬季を中心に年間を通して、快晴日が多く、平成17年度に年間快晴日数が59日となり、国内最高値を記録した。また、暑い日が続く夏季において、平成19年8月16日に40.9℃を記録し、74年ぶりに国内の最高気温記録を更新している。

○高い交通利便性

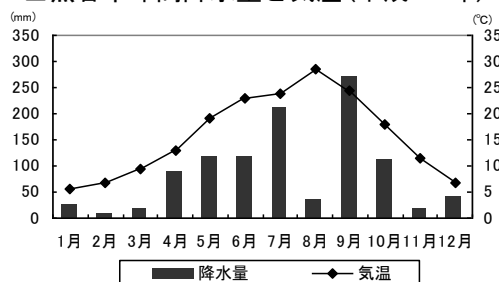
国道は、東西に国道17号・国道17号バイパス、南北に国道407号が走り、国道140号、国道125号も市中心部から分岐している。この他、成田空港・羽田空港・大阪方面などへの直行バスがJR熊谷駅・籠原駅から出ている。

また、JR熊谷駅から東京駅まで上越・北陸新幹線で約40分、上野駅や新宿駅まで60分台で行くことができ、熊谷駅へは秩父方面や羽生方面からの秩父鉄道も乗り入れている。

■埼玉県における熊谷市の位置



■熊谷市年間降水量と気温(平成19年)



アクセスMAP



○広域における拠点都市

熊谷市の人口の流入と流出の状況を見ると、平成22年には県内では4,627人の流入超となっている。市町村別では、深谷市(2,661人)、行田市(1,857人)、鴻巣市(1,087人)について流入超となっており、熊谷市はこれらの市町村を含んだ広域エリアにおける拠点都市となっている。

一方、さいたま市(▲2,898人)、東松山市(▲952人)、上尾市(▲980人)、及び他県(▲7,200人)に対しては流出超となっており、これらの都市への流出を抑制することが出来るような拠点性の強化が今後の課題となっている。

【流入】

	平成22年	平成17年	比
県内から	35,948	38,155	94.2%
他県から	6,500	6,795	95.7%
合計	42,448	44,950	94.4%

仕事	平成22年	平成17年	比
男	24,484	25,521	95.9%
女	12,627	12,628	100.0%
通学	平成22年	平成17年	比
男	3,001	6,801	77.8%
女	2,336	2,944	79.3%

【流出】

	平成22年	平成17年	比
県内へ	31,321	30,834	101.6%
他県へ	13,700	13,965	98.1%
合計	47,504	44,799	106.0%

仕事	平成22年	平成17年	比
男	27,434	26,597	103.1%
女	12,855	11,581	111.0%
通学	平成22年	平成17年	比
男	3,739	6,621	104.7%
女	3,476	3,049	114.0%

【流入-流出】

	平成22年	平成17年
県内	4,627	7,321
他県	-7,200	-7,170
合計	-2,573	151

仕事	平成22年	平成17年
男	-2,950	-1,076
女	-228	1,047
通学	平成22年	平成17年
男	-1,878	180
女	-1,140	-105

※「合計」の値には「不詳」の値が含まれているため、「県内」と「他県」の計とは一致しない。

【流入】

平成22年	平成17年	比	
県内から	35,948	38,155	94.2%
深谷市	10,657	8,077	131.9%
行田市	5,537	5,340	103.7%
鴻巣市	2,959	2,938	100.7%
本庄市	1,633	2,463	---
さいたま市	1,575	1,532	102.8%
寄居町	1,514	1,439	105.2%
東松山市	1,049	1,425	114.6%
川本町	1,133	---	---

【流出】

平成22年	平成17年	比	
県内へ	31,321	30,834	101.6%
深谷市	7,996	5,823	137.3%
さいたま市	4,473	4,548	98.4%
行田市	3,680	3,732	98.6%
東松山市	2,001	2,033	92.1%
鴻巣市	1,872	1,853	108.0%
本庄市	1,636	1,403	---
上尾市	980	1,371	119.3%
川本町	1,133	---	---
上尾市	893	1,133	109.7%

【流入-流出】

平成22年	平成17年	
県内から	4,627	7,771
深谷市	2,661	2,254
さいたま市	-2,898	-3,016
行田市	1,857	1,608
東松山市	-952	905
鴻巣市	1,087	-1,853
本庄市	-3	1,060
上尾市	-980	54
川本町	0	0
上尾市	-893	-893

他県から	他県から	比	
群馬県	4,581	4,306	106.4%
太田市	1,462	1,284	113.9%
東京都	771	1,090	70.7%
大泉町	590	514	114.8%
高崎市	588	471	99.2%
伊勢崎市	467	403	145.9%
栃木県	425	395	107.6%
前橋市	297	322	---
館林市	253	302	83.8%
前橋市	296	296	100.3%

他県へ	他県へ	比	
東京都	8,017	7,940	101.0%
群馬県	4,671	4,954	94.3%
太田市	1,823	1,934	94.3%
千代田区	1,174	1,175	99.9%
大泉町	857	1,093	78.4%
港区	838	855	97.2%
新宿区	831	854	98.1%
中央区	729	751	97.1%
豊島区	551	583	94.5%
高崎市	520	436	---
高崎市	426	426	122.1%

他県から	他県から	
東京都	-7,246	-6,850
群馬県	-90	-648
太田市	-361	-650
千代田区	-1,174	-1,175
大泉町	-267	-579
港区	-838	-855
新宿区	-831	-854
中央区	-729	-751
豊島区	-551	-583
高崎市	-520	-436
高崎市	-23	-23

○県内有数の産業都市

本市の産業は、農業産出額では県内第2位(平成18年農林水産統計年報)、年間商品販売額(卸売業+小売業)では県内第3位(平成19年商業統計調査速報値)、製造品出荷額等では県内第5位(平成22年工業統計調査)で、埼玉県内有数の産業都市である。

ほぼ平坦で肥沃な土壌と広域交通網の要衝としての産業立地優位性を生かし、農業、商業、工業の各分野において活力のある産業振興が図られている。主要事業所には、(株)ニコン、(株)ヴァレオサーマルシステムズ、日立金属(株)などがある。

○古代からの歴史を有する

熊谷での人々の生活は、箕輪や塩の遺跡から旧石器時代の石器が発見されていることから、およそ2万2千年前に始まったと考えられる。中世では、豊かな穀倉地帯だった熊谷は、斎藤別当実盛や熊谷次郎直実等多くの武蔵武士の根拠地となった。

江戸時代に熊谷宿は中山道の宿場として、また、明治初期には熊谷県の県庁所在地となり栄えた。大正から昭和にかけて、関東大震災や第二次世界大戦での空襲といった惨禍があったが、戦後、惨禍を克服し、復興、発展している。

○市町村合併～特例市、特定行政庁へ

本市は、平成17年10月に大里町、妻沼町と合併、平成19年2月に江南町を編入し、埼玉県北初の20万人都市となった。この二度の合併によって本市の形も大きく変わり、新熊谷市の面積は159.88k㎡となった。

なお、さらなる都市発展に向けて、平成21年4月に特例市へ、平成22年4月から特定行政庁に移行した。

○「あついぞ！熊谷」事業の実施

「あついぞ！熊谷」事業は、熊谷の夏の暑さを逆手にとって、積極的にまちづくりに活かすことを目的に実施されている。多くの市民参加による事業展開により、気温の暑さを気持ちの熱さへと変え、住みよいまち、新しい取り組みにチャレンジする元気なまち熊谷を積極的に全国に発信している。

平成20年度からは、快晴日数日本一を貴重な地域資源としてとらえ、熱中症予防事業、環境対策事業を充実させた「あっぱれ！熊谷流プロジェクト」として展開している。



熊谷次郎直実銅像

■熊谷市を構成する旧市町



■「あついぞ！熊谷」事業 シンボルマーク



あついぞ！熊谷 ©熊谷市

(2) 中心市街地の概要

○熊谷市の中央部に立地

旧法の基本計画で位置づけられている中心市街地は、本市のほぼ中央部、熊谷駅北側周辺に位置し、本町、星川、銀座、本石などを含む約 123ha の区域となっている。

○都市機能の中核を担う地区

古くから、埼玉県北部の中核的な都市、商業都市として発展してきた本市は、現在でも、中心市街地を含む本市の商圈が広範に及び、政治、経済、教育、文化等、多くの面での拠点性を有している。また、昼・夜間人口比率が高く、自立性の高い都市となっている。

とりわけ中心市街地は、新幹線駅でもある JR 熊谷駅、秩父鉄道熊谷駅、上熊谷駅の鉄道の駅が立地し、バス路線も集中しているなど、広域交通の拠点であり、また、公共施設や銀行、病院などの公益施設が数多く集積し、熊谷寺、星溪園、高城神社など歴史的施設も立地しており、本市の都市機能の中核を担う地区となっている。

○商業都市としての発展と陰り

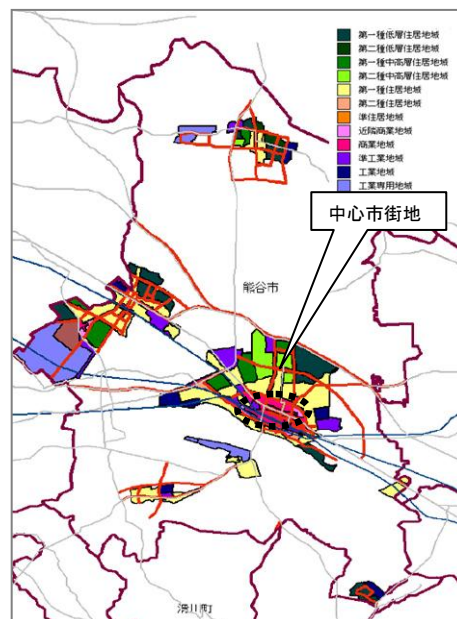
中心市街地は、古くから商業が集積し、特に戦後の復興期には、戦災復興土地区画整理事業により整備された街並みに多くの商店が立ち並び、大変なにぎわいがあった。しかし、時代が進むにつれ、市街地の拡散、モータリゼーション、郊外大型店の立地等が進展し、中心市街地の居住人口の減少や、商業の陰りが見え始めた。

現在、八木橋百貨店、ティアラ 21、ニッソーモール、A Z 熊谷、イオン熊谷といった大型商業施設や、各通りの商店街の立地により、商業集積が形成されているが、空き地や空き店舗の増加、年間商品販売額や事業所数の減少など、中心市街地を取り巻く環境は近年、厳しさを増している。

○まちなか居住の進展と高齢化

近年、旧中心市街地活性化基本計画で実施された熊谷駅東地区市街地再開発事業（ティアラ 21 の整備）等の影響を受け、中心市街地ではマンション建設が活発化し、減少傾向にあったまちなか人口が、若干回復した。一方で、中心市街地は、市内でも、高齢者の比率が高い地区となっており、高齢社会へ対応したまちづくりが求められている。

■ 中心市街地の位置



〔2〕 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討

1) 歴史的・文化的資源

○風光明媚な文化財星溪園

元和9年(1623年)荒川の洪水により、当園の西方にあった堤が切れて池ができ、清らかな水がわき出るようになったので「玉の池」と呼ばれるようになり、慶応年間から明治初年にかけて、本市の発展に数々の功績を残した竹井澹如翁が、ここに別邸を設け「玉の池」を中心に木や竹を植え、名石を集めて回遊式庭園をつくった。



回遊式庭園

昭和25年(1950年)、本市が譲り受け、翌年「星溪園」と名づけ、昭和29年(1954年)に市の名勝として市の文化財となり、平成2年から4年にかけて、建物と庭園の整備がなされ、建物は数寄屋感覚を取り入れ復元された。園内には、星溪寮、松風庵、積翠閣の3つの建物があり、お茶会などの日本の文化教養の場として、利用することができる。

○熊谷次郎直実が開山した熊谷寺

熊谷寺は、熊谷次郎直実が開山した寺で、中興は幡随意上人といわれ徳川家康も深く帰依し、慶長年間には七堂伽藍を造立して関東最初の念仏道場としたといわれている。寺域は広く約10,000㎡あり、木々に囲まれ、間口十四間、奥行十六間の総けやき入母屋造りの大本堂は、戦災を免れ、関東一の木造建築物である。本堂ほか、庫裏、山門、鐘楼、宝蔵などが配置され、直実所縁の品々も保管されている。

○多くの人で賑わうまつり・イベントの舞台

・関東一の祇園祭「うちわ祭」

延べ約70万人の集客を誇り、12台の山車・屋台が熊谷囃子とともに市街地を巡行する様子は、その絢爛豪華さから関東一の祇園祭と称されている。クライマックスとなる3日目の夜には、あちらこちらの街角で引き合わせ叩き合いが繰り広げられながら、山車と屋台がお祭り広場に集結する。ライトアップされた山車・屋台、数万人の波、夜空に響きわたるお囃子と歓声が訪れた人を熱く燃えさせる。熊谷市指定無形民俗文化財。



うちわ祭の様子

・高城神社「胎内くぐり、酉の市」

高城神社は、神話の神・高皇産霊尊(たかむすびのみこと)を祀っている神社である。天正18年(1590)の兵火で社殿を焼失したが、忍城主・阿部正能が再建している。毎年6月30日に開催される「胎内くぐり」や12月8日に開催される「酉の市」には、市内外から多くの参拝客が訪れるほか、初詣や出初め式、七五三、お宮参りなど、年間を通じて参拝客が訪れている。



酉の市の様子

2) 景観資源

○水と緑と彫刻のプロムナード「星川シンボルロード」

星川は、元和9年(1623)の荒川の氾濫によりできた「玉の池」(現・星溪園)からわき出る清流を源としていた。水が非常に清く、染物を洗ったり、子供たちが水遊びをしたといわれている。

昭和20年8月14日深夜、米軍による太平洋戦争最後の空襲が行われ、市街地の3分の2が焼き尽くされ、266名が亡くなり、特に星川付近の被害は甚大で、悲惨の極みであった。昭和25年より、犠牲になった人々の霊を慰めるために、とうろう流しが始まった。毎年約5千人の人出がある。

近年、市では、熊谷の玄関としてふさわしい顔づくり、文化の香り漂う市民のオアシスとして、市街地の中央を流れる星川の景観整備を進めてきた。昭和50年から広場を設け、各広場に彫刻像を設置し、「水と緑と彫刻のプロムナード」として広く親しまれ、昭和62年、第1回さいたま景観賞を受賞した。現在では、「星川シンボルロード」として再整備され、名実ともに本市の「顔」になっている。



水と彫刻のプロムナード

○緑豊かな「中央公園」と「市役所通り」

中央公園は、旧熊谷市の市制施行50周年を記念して整備された公園で、市役所の東、中心市街地の北部に位置している。総面積は3.1haで、9,000本ほどの樹木が植えられ、四季折々の美しい花を咲かせている。芝生広場、記念広場、子供広場、カナル、壁泉、噴水などがあり、市民の憩いの場として親しまれている。



中央公園

ゆとりある歩行者通行帯が取られた市役所通りは、街路樹や植栽が施され、星川と並び、中心市街地の貴重な緑空間を提供している。特に国道17号交差点から市役所にかけては、高さ20m程度のケヤキが立ち並び、本市を代表する街路樹景観を形成している。なお、星川通線と市役所通線は直角に交差するため、「水と緑のクロスシンボルロード」として位置づけている。

3) 社会資本や産業資源

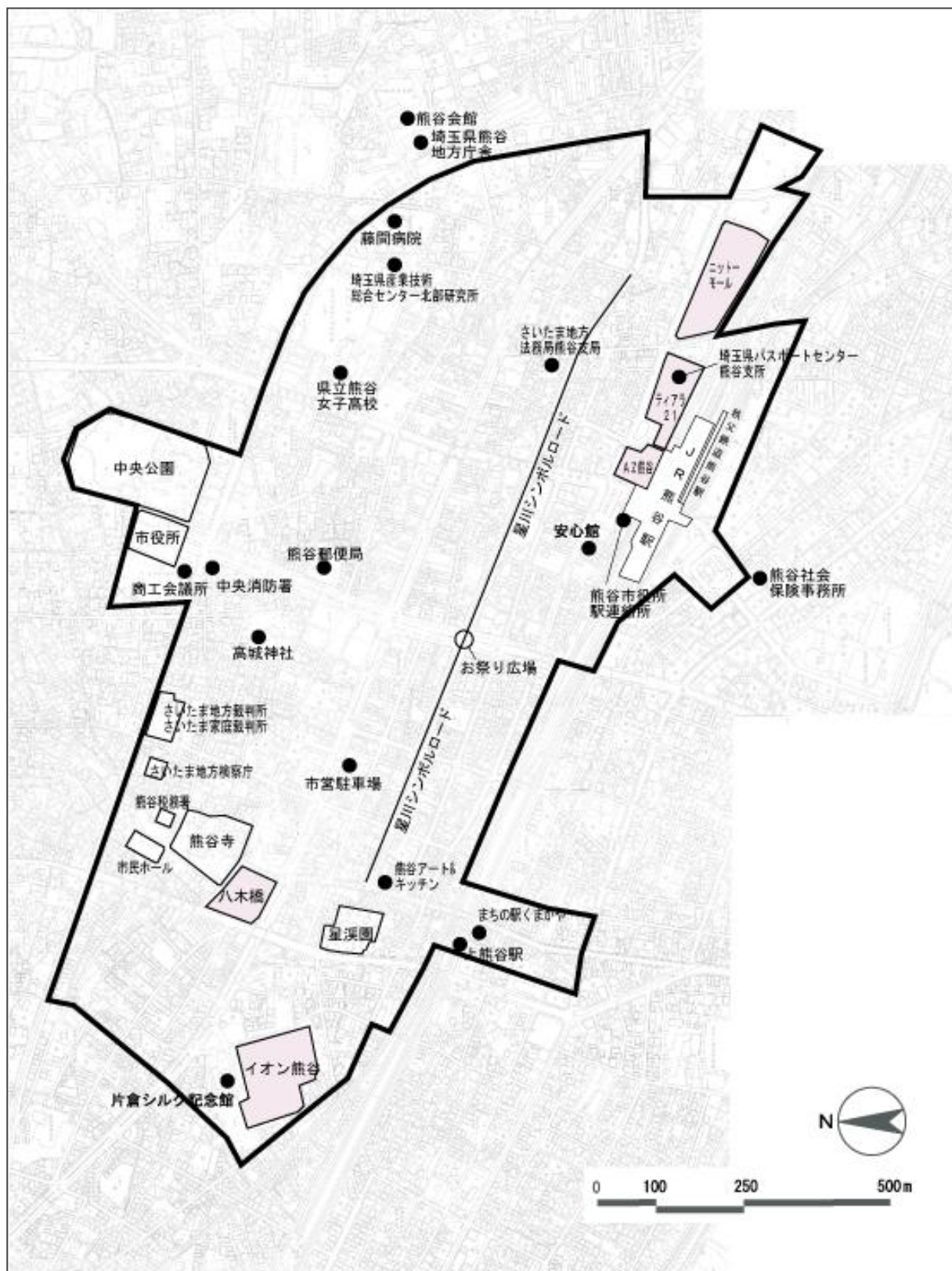
○都市基盤が整い、商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積

中心市街地には、上越・北陸新幹線、JR高崎線、秩父鉄道といった鉄道が乗り入れている熊谷駅があり、また複数の国道や県道などが通るなど、充実した交通基盤を形成している。

八木橋百貨店周辺や熊谷駅周辺には、大型店や商店街・商店が集積し、市内外から多くの人を訪れており、中心市街地には、東西の商業核が形成されている。

また、古くから広域における連携拠点としての整備が進められ、熊谷駅東口地区市街地再開発事業により再開発ビルと東口(ティアラロ)駅前交通広場が整備されたことから、広域における拠点性がより高まり、20万都市の中心としての風格を兼ね備えてきている。

■ 既存ストックの分布状況図



■土地利用現況図(平成 22 年)



(資料：都市計画基礎調査(基準年度平成 22 年))

(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

1) 人口に関する現状分析

①人口・世帯数の推移

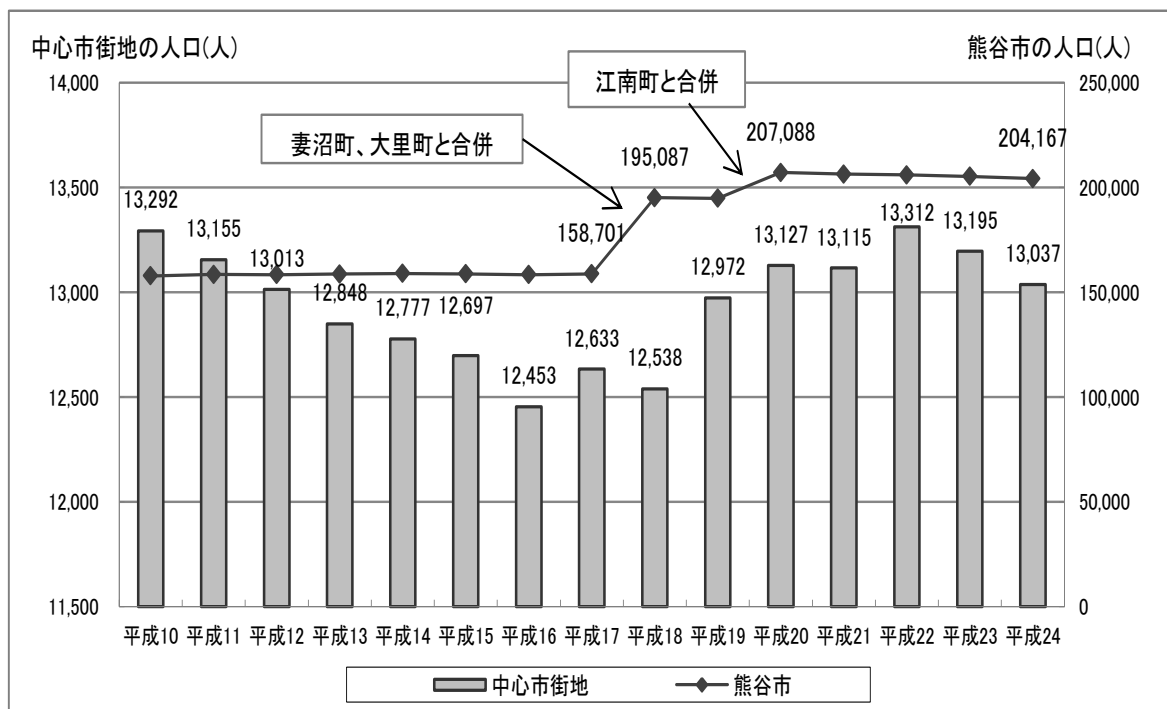
ア) 人口

中心市街地の人口は、平成16年までは減少傾向が続いていたが、平成16年から平成17年にかけては増加している。これは、平成16年に完了した熊谷駅東地区市街地再開発事業(ティアラ21)により駅周辺の居住人口が増加したことが一因として考えられる。

平成18年から平成22年にかけては増加傾向であったが、平成22年から平成24年にかけては再び減少傾向に転じている。これは、熊谷駅東地区市街地再開発事業(ティアラ21)による効果が一段落したこと等の要因によるものと考えられる。

一方、本市の人口は、平成20年には207,088人であったが、平成24年には1.4%減少して204,167人となっている。

■熊谷市と中心市街地の人口推移



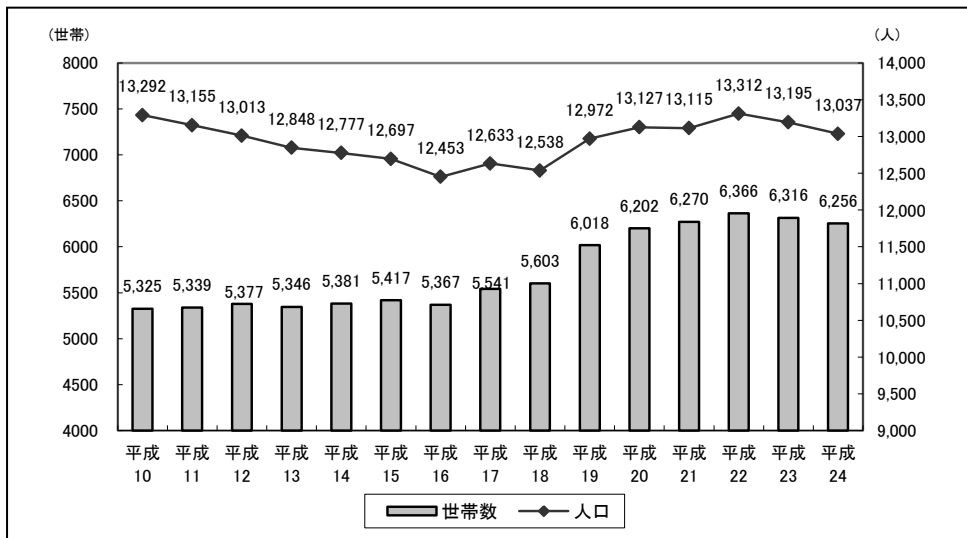
(資料：熊谷市調べ) ※各年1月1日の人口。外国人登録者を含む。

イ) 世帯数

中心市街地の世帯数は、マンション供給の活発化等の要因により、平成18年から平成19年にかけて世帯数が415世帯、7.4%増加し、平成19年には6,018世帯となっている。その後も平成22年まで増加を続けて平成22年には6,366世帯となっているが、平成22年以降は減少に転じている。

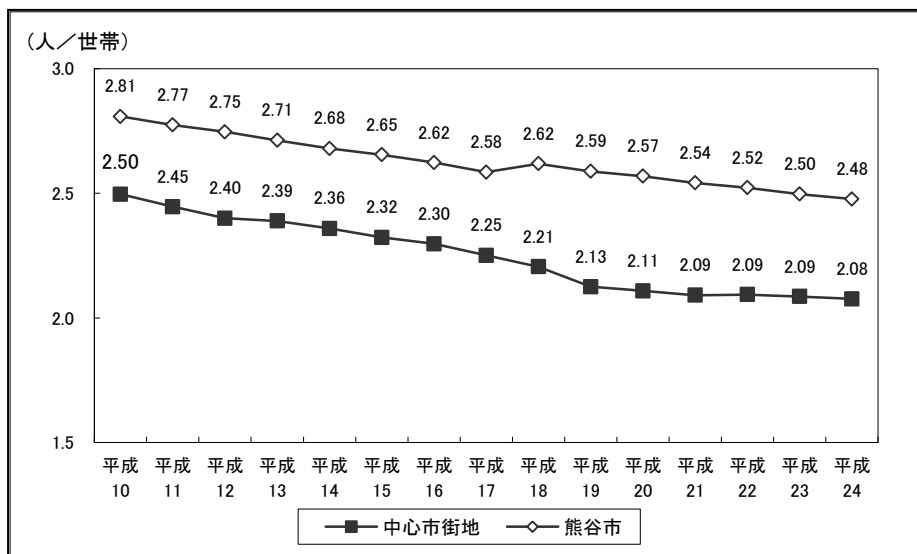
中心市街地の1世帯当り人員は、平成10年には2.50人/世帯であったが、年々減少を続けて平成24年には2.04人/世帯となっている。平成24年の市全体の1世帯当り人員は2.48人/世帯であることから、中心市街地は市全体と比べて世帯当り人員が少ない。

■ 中心市街地の世帯数・人口の推移



(資料：熊谷市統計書)

■ 世帯人員の推移

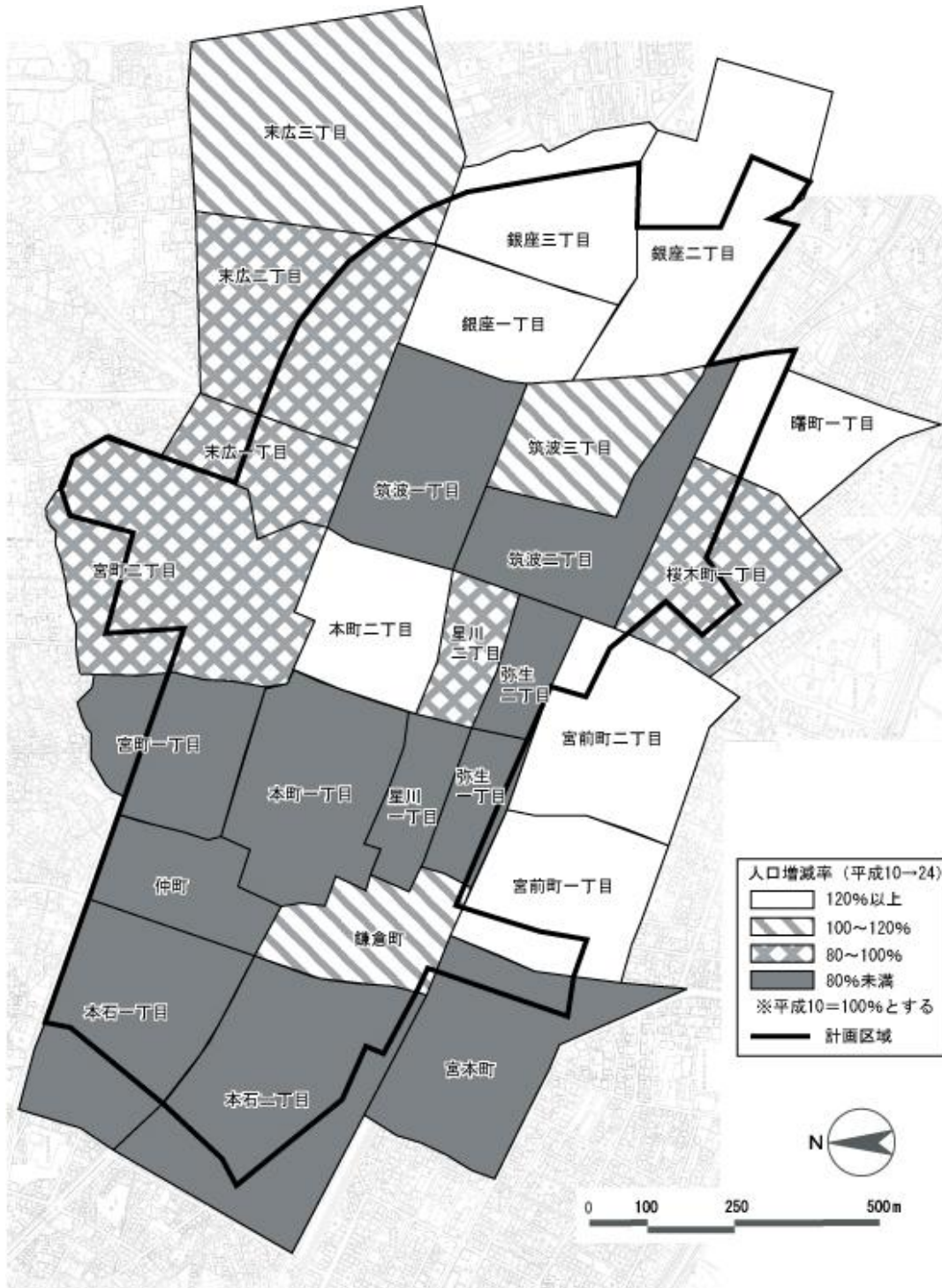


(資料：熊谷市統計書)

ウ) 町丁目別の人口

町丁目別の人口推移をみると、平成10年から24年にかけて、中心市街地西側の町丁目を中心に人口減少となっており、宮本町で46.7%減と最も減少が大きい。一方、駅周辺、中心市街地の東側の町丁目では、マンション建設等の影響により人口が増加しており、銀座二丁目では243.1%の増加、銀座三丁目では177.3%の増加となっている。

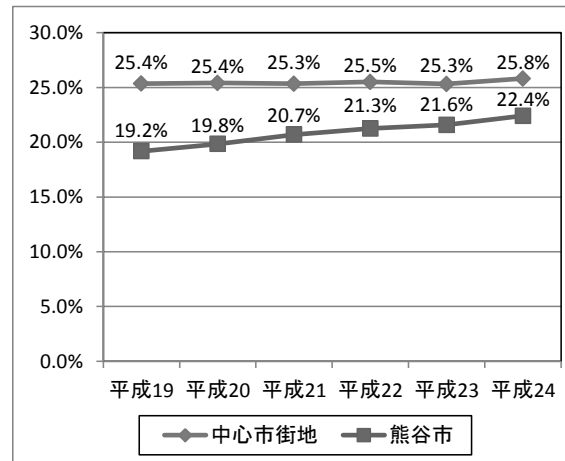
■ 町丁目別の人口増減率(平成10～24年)



②高齡化の状況

中心市街地の高齢化率(*)は平成19年から24年にかけてはほぼ横ばい状態となっており、平成24年の高齢化率は25.8%となっている。また市全体に比べ、中心市街地の高齢化率は3.4%高く(平成24年)、中心市街地の高齢化が進んでいることがうかがえる。ただし、平成19年から平成24年にかけて高齢化率の上昇が中心市街地は0.4ポイントであったのに対して、市全体では3.2ポイントとなっている。

■熊谷市と中心市街地の高齢化率の推移

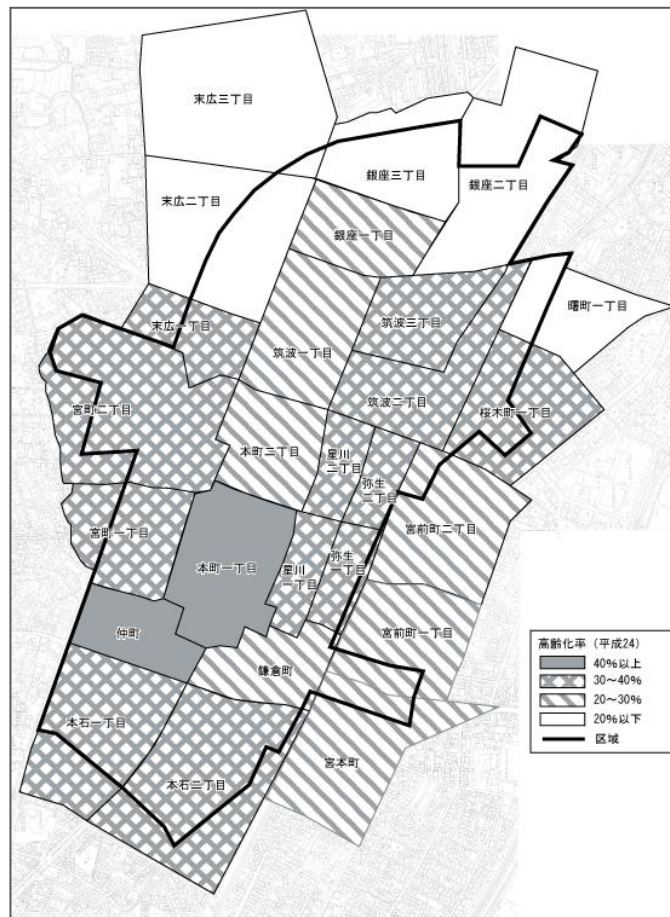


(資料：住民基本台帳人口)

町丁目別では、西側や中央部の町丁目では高齢化率が高く、仲町で45.5%、本町一丁目41.3%と高齢化率が高くなっている。

一方、曙町一丁目(12.9%)、銀座三丁目(14.5%)などの町丁目では高齢化率が低い。人口が減少している町丁目では、高齢化率が高く、人口が増加している町丁目では、高齢化率が低くなっており、人口増減と高齢化率が密接な関係にあることが分かる。

■町丁目別の高齢化率(平成24年)



*高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の比率のこと

③介護保険サービスの状況

中心市街地における在宅サービス提供事業所は訪問介護（ホームヘルプサービス）事業所が5か所、通所介護（デイサービス）の事業所が1か所で、各種介護施設等への入所サービスを提供する事業所はない状況にある。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域コミュニティの醸成とともに、居住系サービスの充実が求められる。

④マンションの立地動向

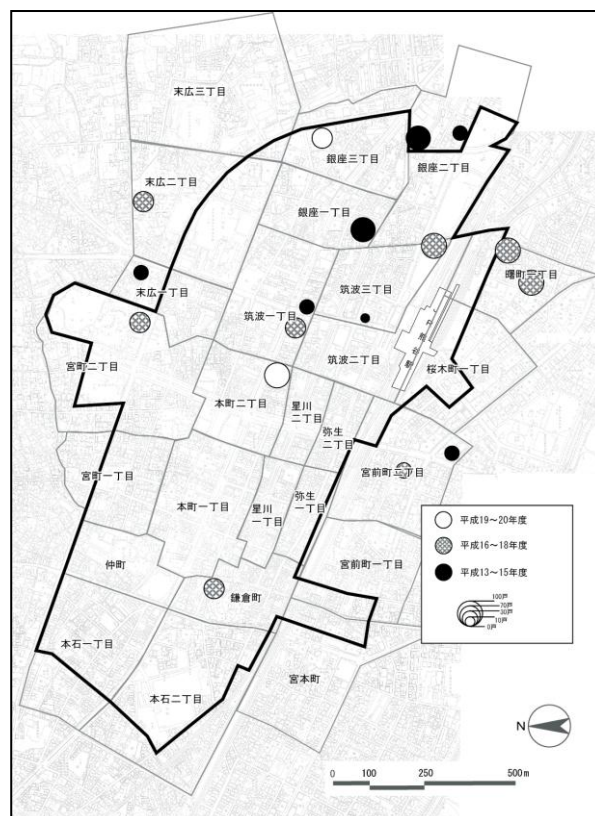
中心市街地では、平成16年に完了した熊谷駅東地区市街地再開発事業（ティアラ21）等の影響を受け、近年、マンション建設が活発に行われており、平成13年度から20年度にかけて、17棟、807戸のマンションが供給された。

その立地をみると、中心市街地東部に多く、特に熊谷駅300m圏内に多く建設されている。

■中心市街地におけるマンション供給数

完成年度	棟数	戸数
平成13年度	2	47
平成14年度	2	48
平成15年度	3	160
平成16年度	1	75
平成17年度	2	101
平成18年度	5	207
平成19年度	1	104
平成20年度	1	65
平成13～20年度	17	807

■マンション立地動向図



平成21～23年度は建設無し

※平成13年度から20年度までに完成した鉄骨造または鉄筋コンクリート造の6階（中層）以上の共同住宅等のうち、中心市街地の区域内及び区域をまたがる町丁目内に立地するものを図示している。

2) 商業に関する現状分析

① 商業指標の推移

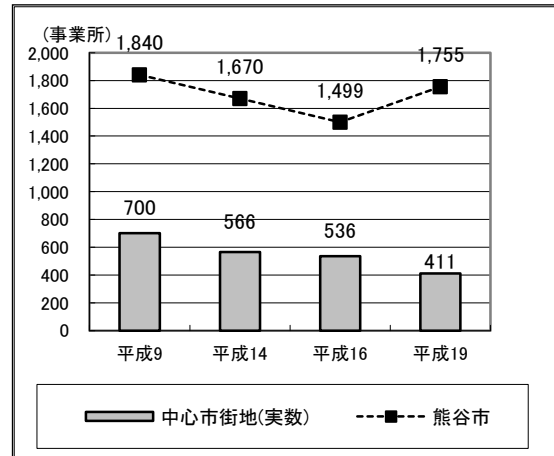
本市は、埼玉県北部の中心的な商業地であり、県下7位の小売業年間商品販売額となっている(平成19年商業統計調査)。その本市の商業を牽引しているのが、大型店や商店街が分布する中心市街地であるが、近年、経済の長期低迷や近隣市や郊外部への大型店出店の影響等により、活力に陰りがみられる。

○ 小売業事業所数

中心市街地の小売業事業所数は、平成9年から平成19年にかけて、700事業所から411事業所へと41.3%減少している。

平成9年から平成16年にかけては、本市全体の事業所数の減少傾向とほぼ同じように中心市街地も減少していたが、平成16年から19年にかけては、市全体は増加したにもかかわらず中心市街地は減少している。その結果、市全体に対する中心市街地のシェアは、平成9年は38.0%であったが、平成19年には23.4%と14.6ポイント低下している。

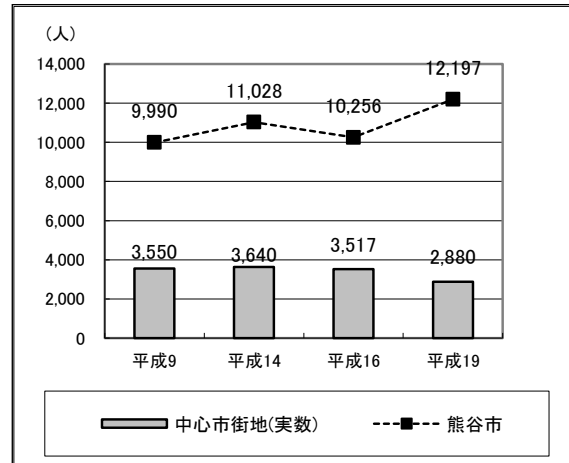
■ 事業所数の推移 (資料: 商業統計調査/以下同様)



○ 小売業従業者数

中心市街地の小売業従業者数は、平成9年から平成19年にかけて、3,550人から2,880人へと18.9%減少している。平成9年から14年にかけては熊谷サティのオープンなどにより増加しているが、平成14年以降は減少傾向となっている。市全体の従業者数は増加傾向にあるため、市全体に対する中心市街地のシェアは、平成9年は35.5%であったが、平成19年には23.6%と11.9ポイント低下している。

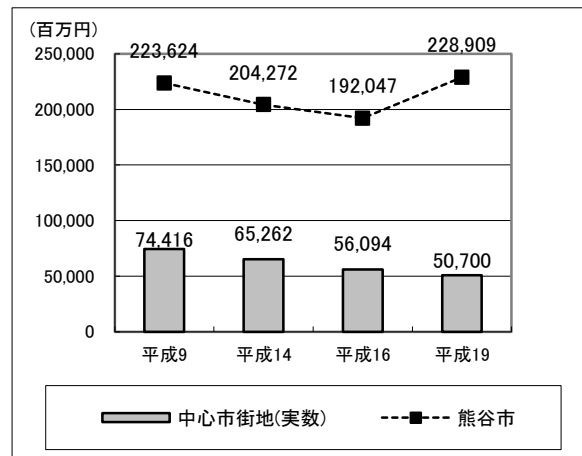
■ 従業者数の推移



○小売業年間販売額

中心市街地の小売業年間販売額は、平成9年から平成19年にかけて、74,416百万円から50,700百万円へと31.9%減少している。平成9年から平成16年にかけては、本市全体の年間販売額の減少傾向とほぼ同じように中心市街地も減少していたが、平成16年から19年にかけては、市全体は増加したにもかかわらず中心市街地は減少している。その結果、市全体に対する中心市街地のシェアは、平成9年は33.3%であったが、平成19年には22.1%と11.2ポイント低下している。

■年間販売額の推移

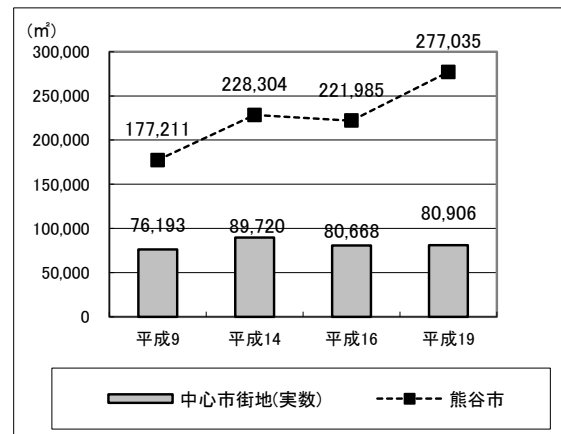


○小売業売場面積

中心市街地の売場面積は、平成9年から19年にかけて、76,193㎡から80,906㎡へと6.2%増加している。

この期間に市全体の売場面積は177,211㎡から277,035㎡へと56.3%増加している。この結果、市全体に対する中心市街地のシェアは、平成9年は43.0%であったが、平成19年には29.2%と13.8ポイント低下している。

■売場面積の推移



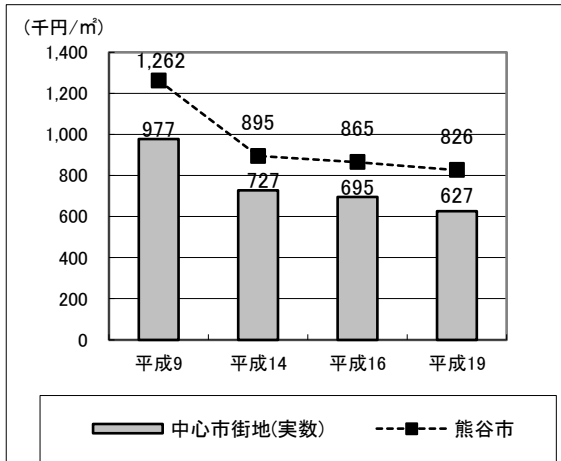
○売上効率

中心市街地の売上効率(年間販売額/売場面積)は、平成9年から19年にかけて、977千円/㎡から627千円/㎡へと35.8%低下している。

市全体の売上効率は、平成9年から19年にかけて、1,262千円/㎡から826千円/㎡へと34.5%低下している。

中心市街地の売上効率は、市全体の売上効率よりも低くなっている。

■売上効率の推移



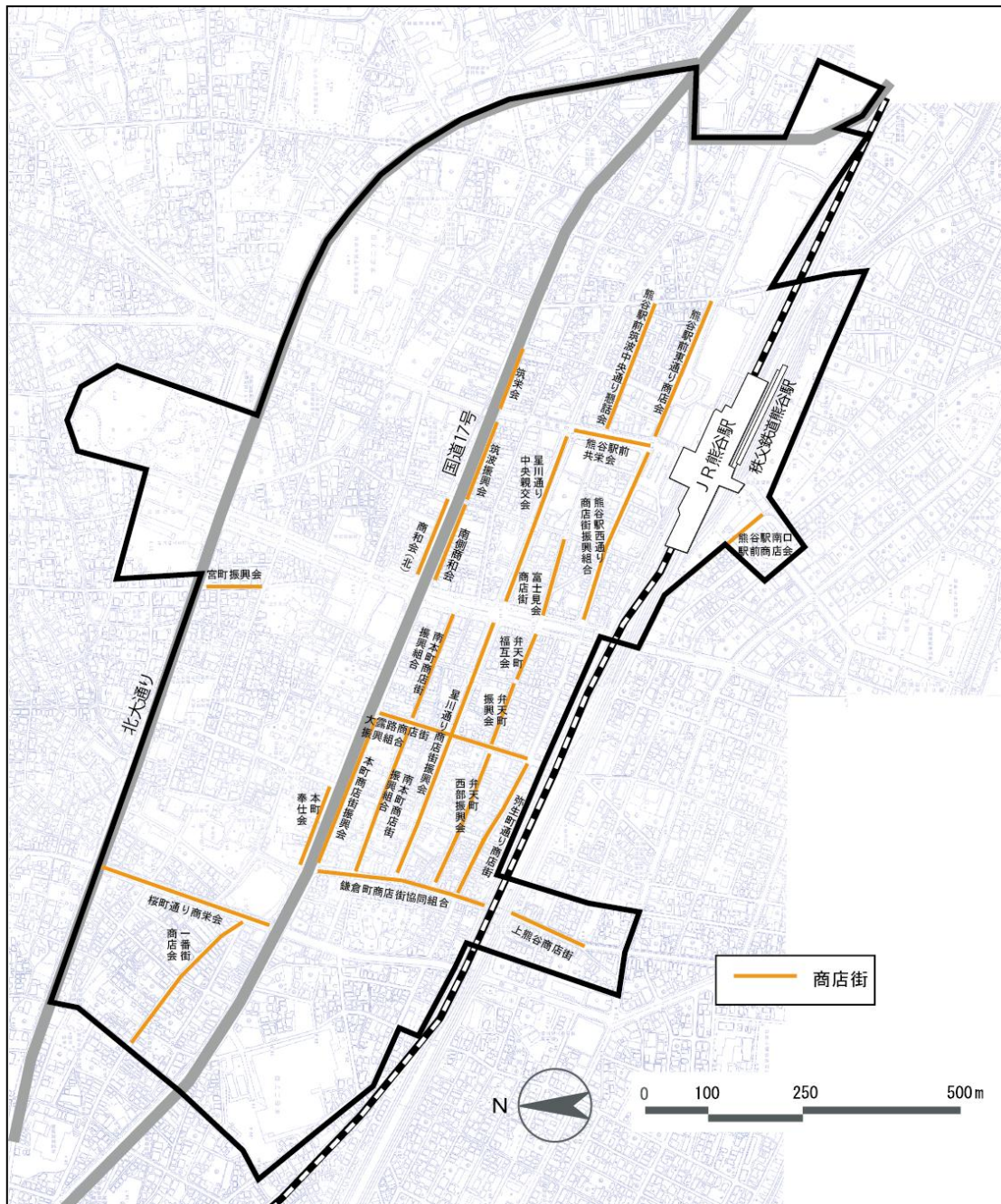
②商店街の形成状況

中心市街地周辺には、路線型の25の商店街をはじめとして、新旧様々な個店が建ち並び、個性豊かな、雰囲気のあるまちなかを演出している。

一方で、商店街では、空き店舗や空き地の点在、歩行者・自転車通行量の減少等からにぎわいが失われつつある。そのため、一部の商店街では、ファサード整備*、フリーマーケット等、活性化に向けた取り組みを実施しているものの、担い手の高齢化もあり、継続的な活動は困難な状況も見られる。

*ファサード整備：建築物の正面の外観のこと

■商店街等分布図



■商店街一覧

商店街組織名	近年の活性化への取組み
一番街商店会	商店街街路灯 LED 改修事業を実施
大露路商店街振興組合	商店街サイン表示事業を実施
鎌倉町商店街協同組合	平成 16 年度にファサード事業を実施。平成 22 年度に「地産市場かまくら」を開設。アート&キッチン事業を実施
熊谷駅前共栄会	アーケード撤去事業を実施、商店街街路灯 LED 改修事業を実施
熊谷駅前筑波中央通り懇話会	
熊谷駅西通り商店街振興組合	平成 16 年度にファサード事業を実施。フリーマーケットを開催。ポイントカードを導入中。
熊谷駅南口駅前商店会	
熊谷駅前東通り商店会	熊谷駅東口ウインターイルミネーション事業を開催
桜町通り商栄会	
商和会（北）	
筑栄会	
筑波振興会	
富士見会商店街	「マルシェド熊谷富士見」開設
弁天町福互会	
弁天町振興会	
弁天町西部振興会	商店街街路灯 LED 改修事業を実施
星川通り商店街振興会	熊遊市(マス釣り)を開催。春・秋 2 回のイベントを開催。
星川通中央親交会	「星川あおぞら市」出店
本町商店街振興会	フリーマーケットを開催。
本町奉仕会	
南側商和会	
南本町商店街振興組合	フリーマーケットを開催。街路灯新設事業を実施。
宮町振興会	
弥生町通り商店街	商店街街路灯 LED 改修事業を実施
上熊谷商店街	「まちの駅」を開設。街路灯整備事業を実施、「熊谷安心おたすけ隊」の設置。商店街街路灯 LED 改修事業を実施

※参考：熊谷市商店街連合会名簿

※近年の取り組みは、商業観光課調べ

③空き店舗・低・未利用地の状況

○商店街の空き店舗の状況

商店街の空き店舗率（26 商店街に立地する 1 階部分を対象）は、平成 24 年には 19.0% となっており、平成 20 年の 16.4% から 2.6 ポイント増加している。特に鎌倉町商店街協同組合、南本町商店街振興組合、筑波振興会、星川通り中央親交会、上熊谷商店街などで空き店舗が多くなっている。

■商店街の空き店舗率

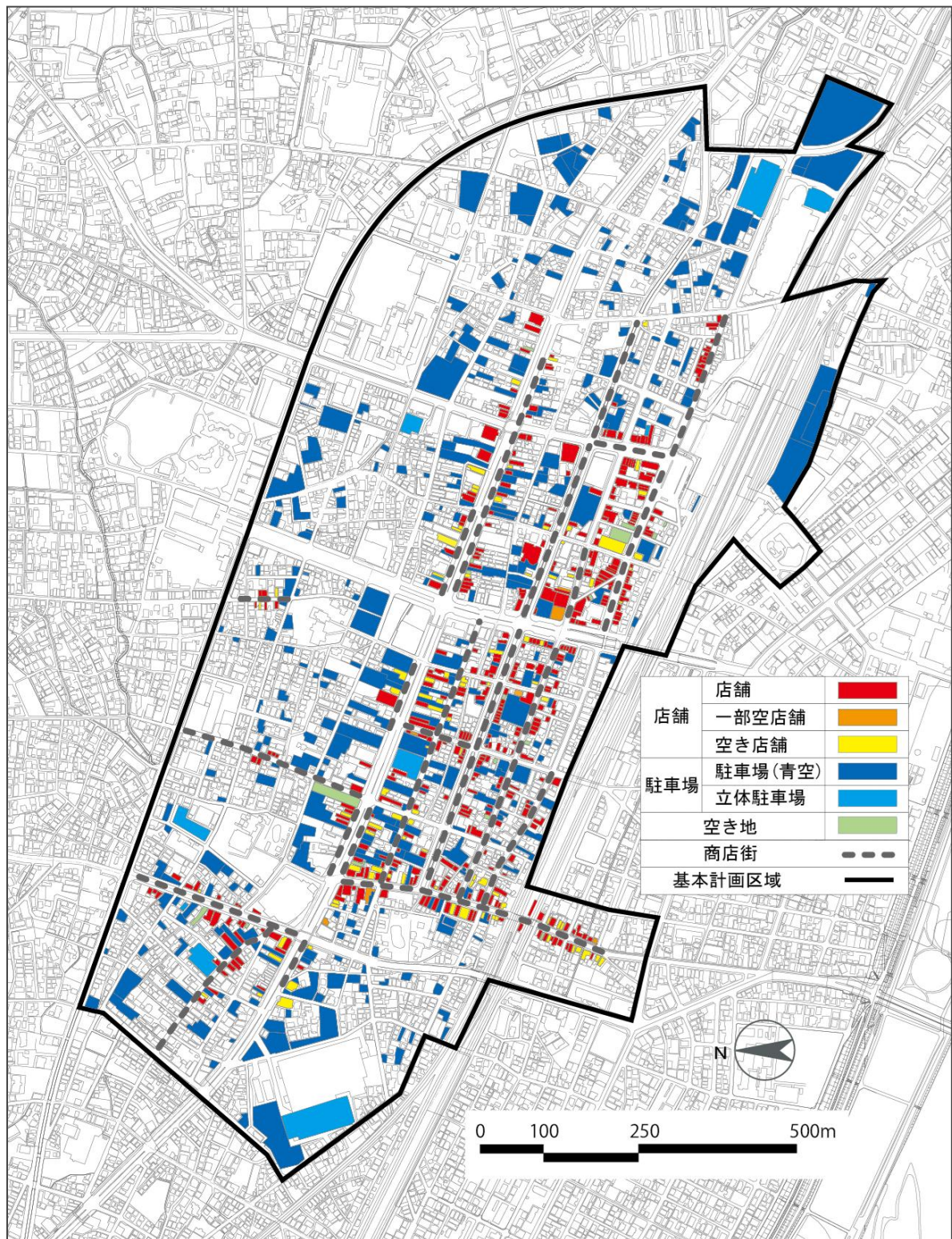
	平成 20 年	平成 24 年
店舗区画数	402	394
空き店舗数	66	75
空き店舗率	16.4%	19.0%

※26 商店街に立地する主な通り沿いの建物の 1 階部分の店舗数と空き店舗数を調査

○中心市街地の低・未利用地の状況

青空駐車場が中心市街地全体に点在しており、特に多くの青空駐車場がみられる商店街（熊谷駅前東通り商店会、熊谷駅西通り商店街振興組合、熊谷駅前共栄会、富士見会商店街といった熊谷駅周辺の商店街や鎌倉町商店街協同組合等を除いた商店街）では、にぎわいに欠ける大きな要因となっている。

■空き店舗・低・未利用地図



※空き店舗調査については、商店街に立地する主な通り沿いの建物の1階部分の店舗数と空き店舗数を調査している。調査日は、平成24年6月13日。

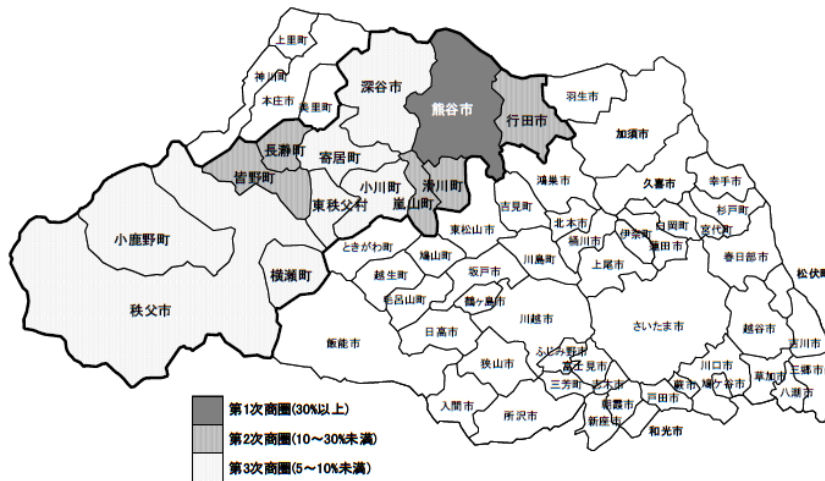
※低・未利用地調査については、中心市街地区域について調査している。

④商圏の形成状況

本市は、市内はもとより、隣接する市町村や県北地域にも商圏を有している。第1次商圏は「熊谷市」の1市であり、商圏内人口は203,187人となっている。第2次商圏は「嵐山町」「皆野町」「行田市」「長瀨町」「滑川町」の5市町であり、商圏内人口は140,522人となっている。第3次商圏は「小川町」「深谷市」「東秩父村」「秩父市」「横瀬町」「寄居町」「小鹿野町」の7市町村であり、商圏内人口は308,212人となっている。第1次商圏～第3次商圏の商圏内人口計は約65万人、吸引人口は188,552人となっている。

平成17年の（合併前の）熊谷市の吸引人口は212,425人となっている。

■熊谷市の商圏（平成22年度）



商圏 (基準吸引率)	市町村	平成22年			
		商圏内人口 (人)	吸引率 (%)	吸引人口 (人)	吸引力 (%)
第1次商圏 (30%以上)	計	203,187	71.9	146,091	
	熊谷市	203,187	71.9	146,091	
第2次商圏 (10～30%未満)	計	140,522	12.1	16,979	
	嵐山町	19,026	16.1	3,063	
	皆野町	10,841	12.0	1,301	
	行田市	85,686	11.5	9,854	
	長瀨町	7,805	11.4	890	
	滑川町	17,164	10.9	1,871	
第3次商圏 (5～10%未満)	計	308,212	8.3	25,481	
	小川町	33,060	9.0	2,975	
	深谷市	146,105	8.9	13,003	
	東秩父村	3,372	8.5	287	
	秩父市	67,320	8.5	5,722	
	横瀬町	9,080	7.3	663	
	寄居町	35,816	5.8	2,077	
	小鹿野町	13,459	5.6	754	
合計		651,921	28.9	188,552	92.8

※商圏内人口:当該市町村の人口(埼玉県推計人口 各年9月1日現在)
 ※吸引率:当該市町村の消費者が中心都市で買物(B群)をする割合
 ※吸引人口:中心都市で買物(B群)をする当該市町村の消費者数
 ※吸引力:中心都市の人口に対する吸引人口の割合

商圏 (基準吸引率)	市町村	平成17年			
		商圏内人口 (人)	吸引率 (%)	吸引人口 (人)	吸引力 (%)
第1次商圏 (30%以上)	計	209,288	67.5	141,316	
	(旧)熊谷市	155,774	74.5	116,052	
	大里町	8,443	55.3	4,669	
	南河原村	4,096	54.2	2,220	
	江南町	13,698	52.7	7,219	
	妻沼町	27,277	40.9	11,156	
第2次商圏 (10～30%未満)	計	408,523	17.0	69,382	
	行田市	85,363	25.7	21,938	
	川本町	11,941	22.0	2,627	
	吹上町	28,015	16.9	4,735	
	旧大滝村	1,457	16.7	243	
	寄居町	37,310	16.1	6,007	
	深谷市	103,467	15.4	15,934	
	羽生市	56,996	13.2	7,523	
	小川町	35,523	13.2	4,689	
	滑川町	15,296	13.2	2,019	
	旧吉田町	5,698	12.1	689	
第3次商圏 (5～10%未満)	計	20,983	8.2	1,727	
	長瀨町	8,291	9.5	788	
	花園町	12,692	7.4	939	
	合計	638,794	33.3	212,425	136.4

(資料: 彩の国広域消費動向調査報告書(平成22年度、平成17年度))

⑤大規模小売店舗の立地動向

本市には、店舗面積が1万㎡を超える大規模小売店舗が5店立地しており、そのうち3店(八木橋百貨店、イオン熊谷店、ニッソーモール)が中心市街地に立地している。また、1,000㎡以上の大規模小売店舗は、本市に43店立地しており、そのうち6店(前述3店舗に加え、ティアラ21、AZ熊谷、AZセカンド)が中心市街地に立地している。

規模や集客数の多さから、これらの大規模小売店舗が中心市街地の商業を牽引していると言える。平成19年より、中心市街地商業の活性化を目的に、4つの大規模小売店舗が連携した取組みが行われている。

中心市街地外の準工業地域には1万㎡を超える大規模小売店舗は立地しておらず、また今後も土地利用状況などから、立地する可能性は少ないと考えられる。

近隣市町の大規模小売店舗の立地動向をみると、10km圏内に、イトーヨーカドー深谷店、カインズホーム行田店など、1万㎡を超える大規模小売店舗が複数立地している。

郊外への大規模小売店舗の立地、及び近隣市町への1万㎡を超える大規模小売店舗の立地が進んでいることが、中心市街地の商業活力の停滞・低下に大きく影響を及ぼしている。

■2,000㎡以上の大規模小売店舗の概要

店舗の名称 (大規模小売店舗立地法上の名称)	区域内 立地	店舗面積 (㎡)	開店年月	所在地
八木橋百貨店	○	22,892	明治30年4月	仲町74
イオン熊谷店(片倉フィラチャー)	○	21,608	平成12年11月	本石2-135 外
ショッピングセンターニッソーモール	○	19,554	昭和54年10月	銀座2-245
妻沼東宝リバーサイドモール		12,580	平成8年11月	弥藤吾1120-1
ショッピングモールビッグベア(熊谷平松ビル)		12,421	平成9年10月	代字天神1067
ティアラ21	○	8,130	平成16年11月	筑波3-202
ヤマダ電機テックランド熊谷本店(熊谷原島ショッピングセンター)		7,298	平成5年11月	原島1187-1
ホームセンターセキチュー熊谷小島店(熊谷クレッセ)		6,904	平成13年10月	小島字下川原770 外
AZ熊谷(熊谷ステーションビル)	○	6,322	昭和62年4月	筑波2-115
ニトリ熊谷店		5,255	平成23年11月	石原1-102-3
マミーマート(モアショッピングプラザ籠原店)		4,799	平成3年8月	新堀新田字赤木523-4 外
ファームドゥ農援'S籠原店(サン・ファーム籠原店)		4,200	平成12年4月	新堀字北原966-1 外
ケーヨーデイツー籠原店		4,038	平成7年11月	新堀新田字中山626
ベルク柿沼店、ケーヨーホームセンター熊谷店		3,505	昭和55年11月	柿沼610-1
コジマNEW熊谷店		2,944	平成17年1月	石原504 外
BウェーブSHIRAI熊谷店		2,684	昭和52年9月	石原492-1
でんきち熊谷店		2,625	平成19年4月	新堀175-1
ベルク佐谷田店		2,508	平成15年7月	佐谷田2402-1
カインズマート江南店		2,500	平成9年12月	成沢1143-1
ヤオコー熊谷箱田店		2,431	平成12年12月	箱田1-696 外
PC DEPOT熊谷店		2,399	昭和55年6月	新島字大天白北275番地
カスミ妻沼店		2,176	平成6年5月	妻沼東2-1
ベルク玉井店		2,023	平成15年8月	玉井1丁目12番1 外
ベルクかごはら南店		2,021	平成12年10月	新堀新田字中山675-1 外

※データは、大規模小売店舗立地法上の届出の内容

※「埼玉県大規模小売店舗名簿」「全国大型小売店総覧2011」(東洋経済新報社)を参照し作成

■中心市街地の大規模小売店舗の取組み

中心市街地商業の活性化を目的に、八木橋百貨店、ティアラ21、AZ熊谷、ニッソーモールが連携して、平成19年より、共同販促やイベントの開催を行っている(「熊谷をまるっと楽しむイベント いっぱい!スクラムフェスタ」)。

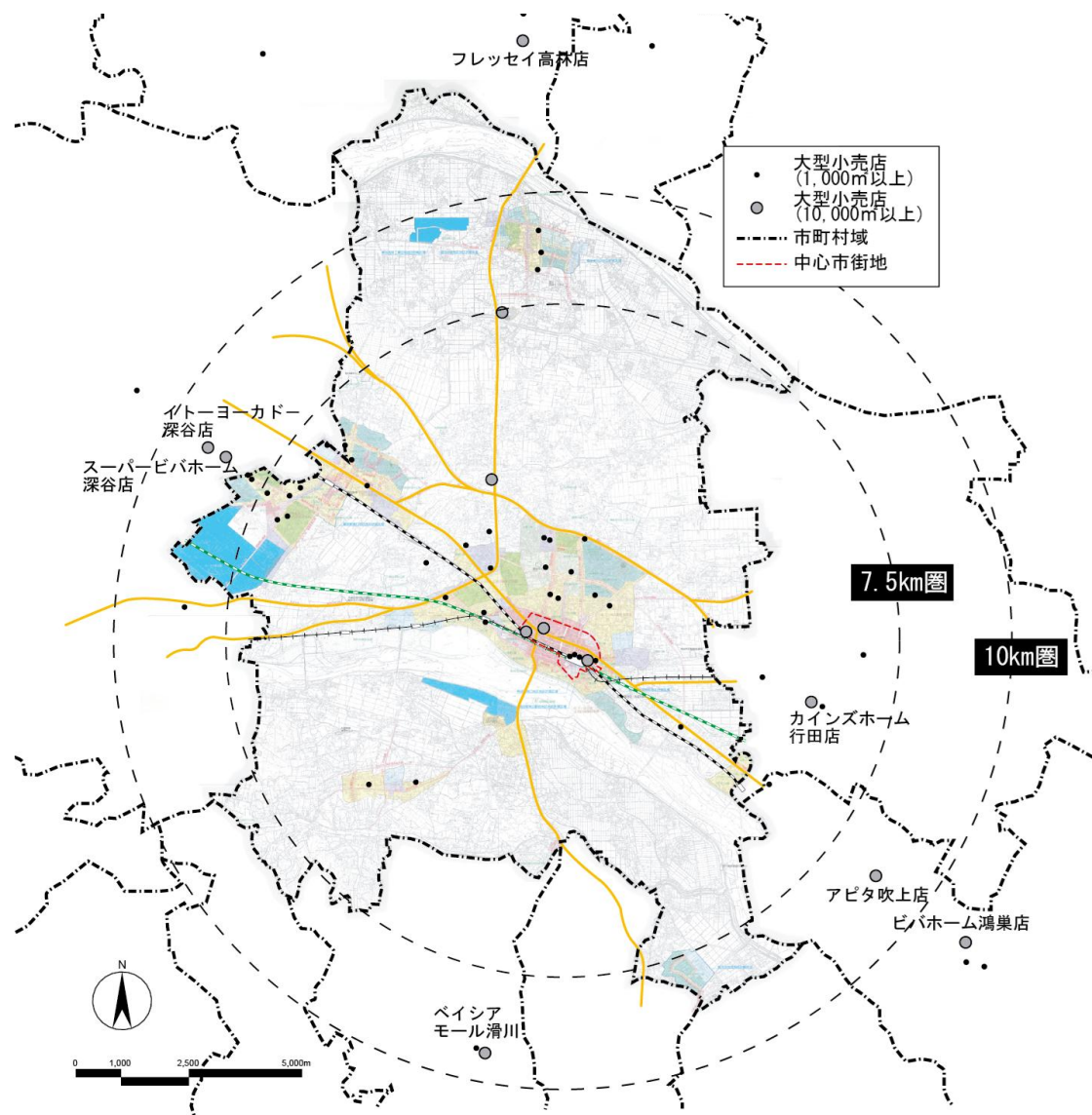
■近隣市町に立地する 10,000 m²前後、以上の大規模小売店舗の概要

	店舗の名称 (大規模小売店舗立地法上の名称)	店舗面積(m ²)	開店年月
深谷市	深谷上柴S.C. (イトーヨーカドー深谷店)	18,000	昭和57年10月
	スーパービバホーム深谷店	11,323	平成24年3月
	カインズモール深谷川本 (カインズホーム深谷川本店)	9,998	平成18年12月
行田市	カインズモール行田・カインズ棟 (カインズホーム行田店)	12,470	平成18年10月
鴻巣市	アピタ吹上店	17,297	平成10年12月
	エルミここのす	14,880	平成19年10月
	スーパービバホーム鴻巣店	14,406	平成15年6月
東松山市	ピオニウォーク東松山	42,809	平成22年3月
	西友東松山店	13,500	平成10年3月
	丸広百貨店東松山店	9,890	昭和45年10月
羽生市	イオンモール羽生	57,000	平成19年11月
比企郡滑川町	ベシアモール滑川	18,869	平成18年6月
大里郡寄居町	ヤオコー・ケーヨーデイツーつきのわ駅前店	11,243	平成16年2月
太田市	ベシアスーパーセンター寄居北店	9,140	平成17年4月
	イオンモール太田	51,000	平成15年12月
	新田S.C. (ジョイフル本田新田店)	42,290	平成12年4月
	カンケンプラザ (ミスターマックス太田東店)	18,384	平成12年10月
	S.C.ラブ (フレッセイ高林店)	18,134	昭和56年6月
	太田ショッピングセンター (ドン・キホーテ太田店)	14,965	昭和52年10月

※データは、大規模小売店舗立地法上の届出の内容

※「埼玉県大規模小売店舗名簿」「全国大型小売店総覧 2011」(東洋経済新報社)を参照し作成

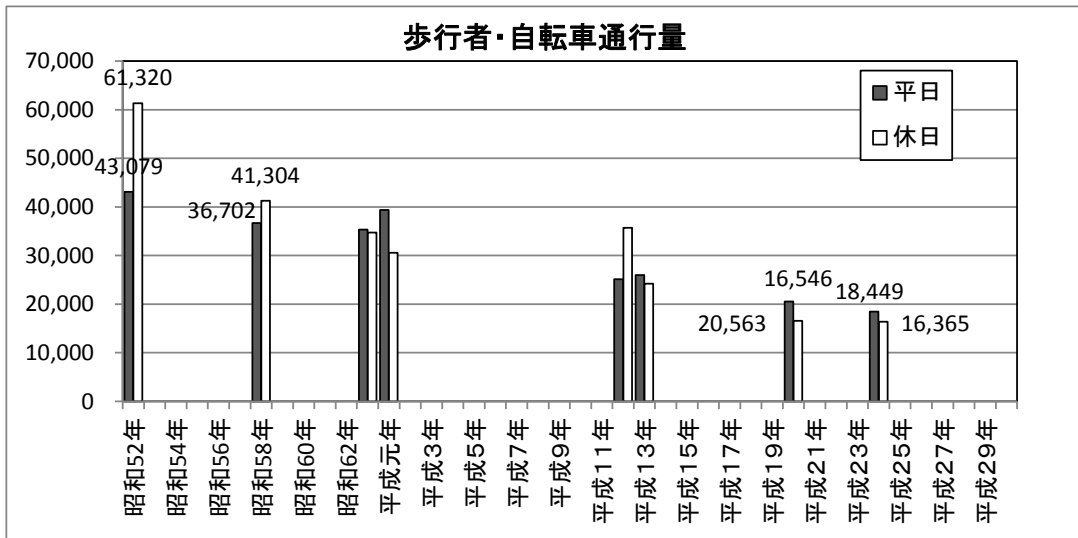
■大規模小売店舗立地動向図 ※近隣市については、5,000 m²以上の大規模小売店舗のみを示す。



3) 歩行者・自転車通行量

中心市街地の主要 9 地点の歩行者・自転車通行量の推移を見ると、平日は、昭和 52 年には 43,079 人/日であったが、平成 24 年には 18,449 人/日となっており、42.8%に減少している。休日は、昭和 52 年には 61,320 人/日であったが、平成 24 年には 16,365 人/日となっており、26.7%に減少している。

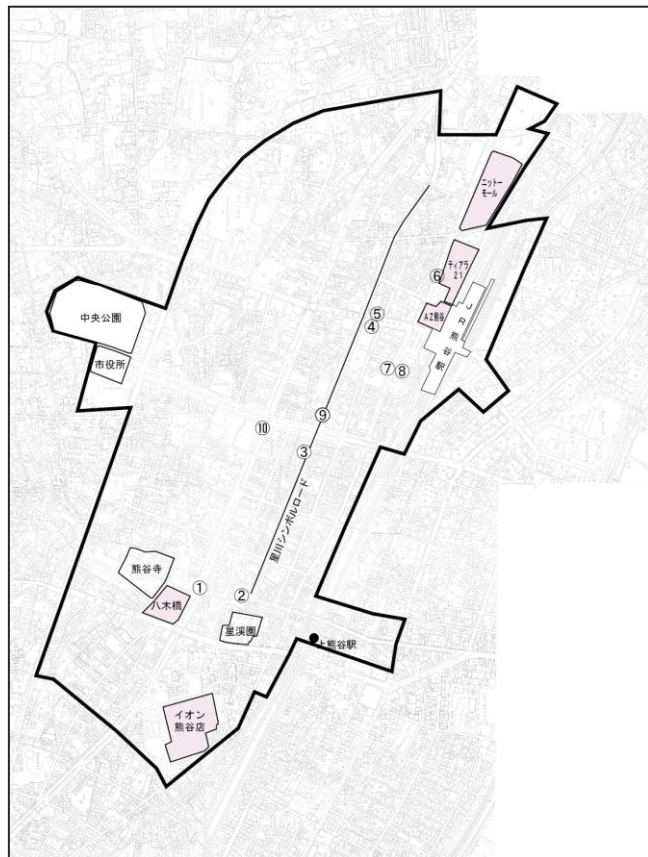
■歩行者・自転車通行量の推移（主要 9 地点計）



※調査時間は、10時から19時まで。

※「⑩国道 17 号北側・南側歩道」の調査地点は、平成 20 年以降は調査を行っているが、平成 13 年以前は調査地点の対象となっていない。そのため、「⑩国道 17 号北側・南側歩道」を除く 9 地点の合計についてグラフ化している。

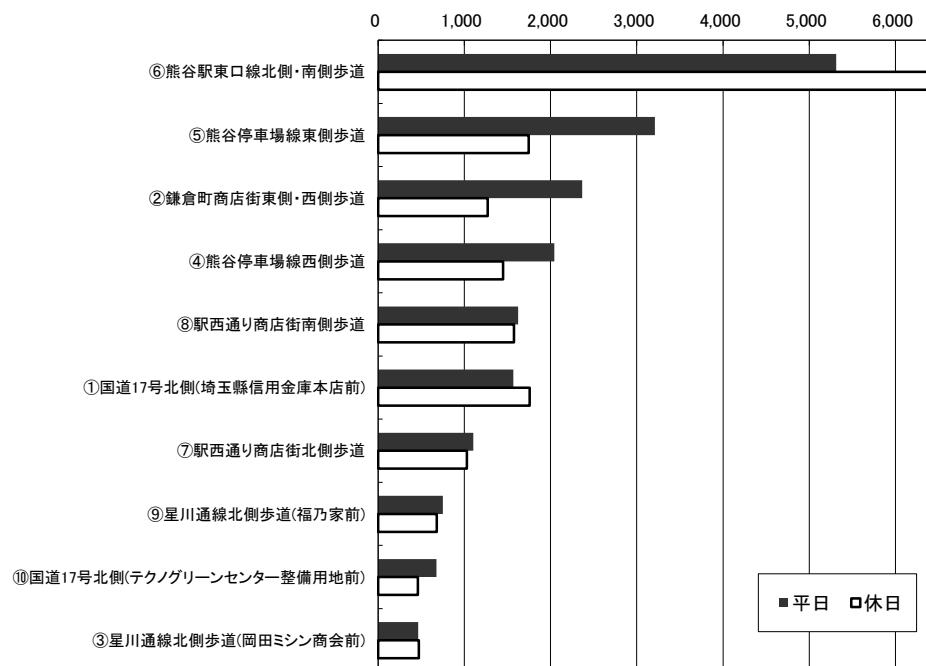
- ① 道 17 号北側(埼玉縣信用金庫本店前)
- ② 鎌倉町商店街東側・西側歩道(日神パレステージ熊谷鎌倉町)
- ③ 星川通線北側歩道(岡田ミシン商会前)
- ④ 大栄日生熊谷ビ 埼玉りそな銀行熊谷駅前支店前)
- ⑤ 熊谷停車場線東側歩道(栗原弁天堂ビル前)
- ⑥ 熊谷駅東口線北側、南側歩道(ティアラ 21 前)
- ⑦ 駅西通り商店街北側歩道(理容下山前)
- ⑧ 駅西通り商店街南側歩道(李家前)
- ⑨ 星川通線北側歩道(福乃家前)
- ⑩ 国道 17 号北側・南側歩道(天沼洋品店前)



中心市街地の地点別の歩行者・自転車通行量の平日をみると、「⑥熊谷駅東口線」が最も多く、次いで、「⑤熊谷停車場線東側歩道」、「②鎌倉町商店街東側・西側歩道」「④熊谷停車場線西側歩道」が多い。駅周辺や八木橋百貨店周辺といった商業核の中間地にある「③星川通線北側歩道（岡田ミシン商会前）」「⑩国道17号北側・南側歩道（天沼洋品店前）」では、歩行者・自転車通行量が少なく、まちを回遊する人が少ないことが分かる。

「⑥熊谷駅東口線」「①国道17号北側（埼玉縣信用金庫本店前）」「③星川通線北側歩道（岡田ミシン商会前）」以外の全ての地点では、休日より平日の歩行者・自転車通行量が多い。これは、地域住民の日常利用や、中高生の通学者が多いことが起因していると考えられる。

歩行者・自転車通行量 地点別（平成24年）



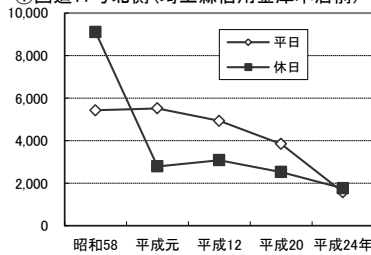
地点別の歩行者・自転車通行量の推移を見ると、総じて減少傾向にある。

平成12年の休日において、多くの地点で、歩行者・自転車通行量が多くなっている。熊谷サティ開店前（平成12年11月開店）に、既存の大型店が積極的なセールを行ったほか、商店街においても、えびす大商業祭を行うなど活発な販売促進活動の展開がみられたことが、要因として考えられる。

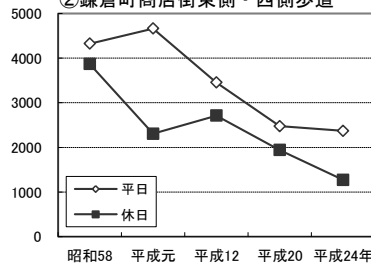
その後、熊谷駅前のショッピングセンターの撤退（平成4年）などがあり、「⑦駅西通り商店街北側歩道」が大きく減少している。

■歩行者・自転車通行量の地点別の推移

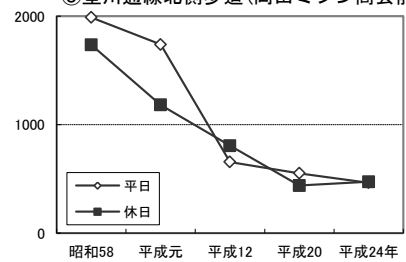
①国道17号北側（埼玉縣信用金庫本店前）



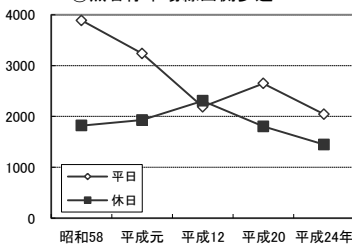
②鎌倉町商店街東側・西側歩道



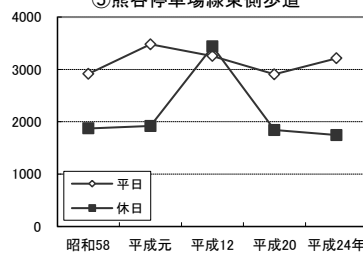
③星川通線北側歩道（岡田ミシン商会前）



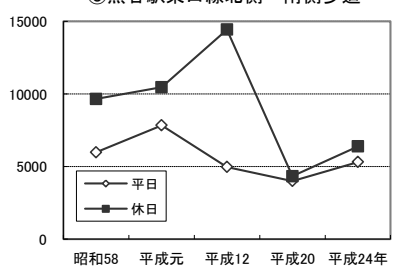
④熊谷停車場線西側歩道



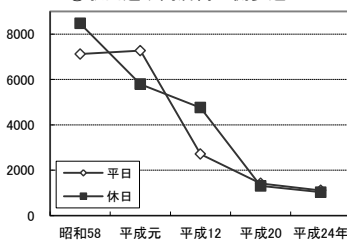
⑤熊谷停車場線東側歩道



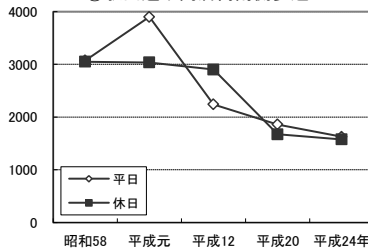
⑥熊谷駅東口線北側・南側歩道



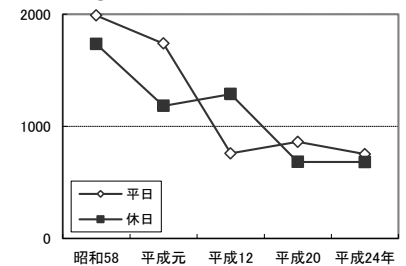
⑦駅西通り商店街北側歩道



⑧駅西通り商店街南側歩道



⑨星川通線北側歩道（福乃家前）



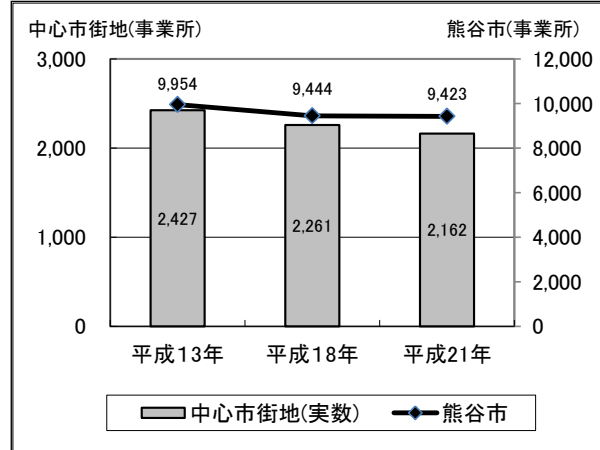
4) 事業所に関する現状分析

業務施設等の事業所数の推移を見ると、平成13年から平成21年にかけて、本市全体で5.3%、中心市街地で10.9%の減少がみられ、市全体に比べ中心市街地の減少幅が大きくなっている。

この結果、全市に占める中心市街地の事業所数の割合について、平成13年の24.4%から、平成21年には22.9%へと、低下している。

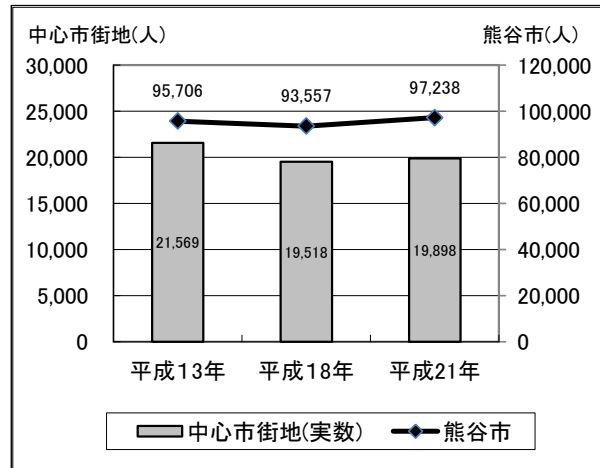
従業者数については、平成13年から平成21年にかけて、本市全体では1.6%増加しているが、中心市街地では7.7%の減少となっている。この結果、全市に占める中心市街地の従業者数の割合について、平成13年の22.5%から、平成21年には20.5%へと低下している。

■事業所数の推移



(資料：平成13年・18年：事業所・企業統計調査
平成21年：経済センサス)

■従業者数の推移



(資料：平成13年・18年：事業所・企業統計調査
平成21年：経済センサス)

■事業所数・従業者数の推移

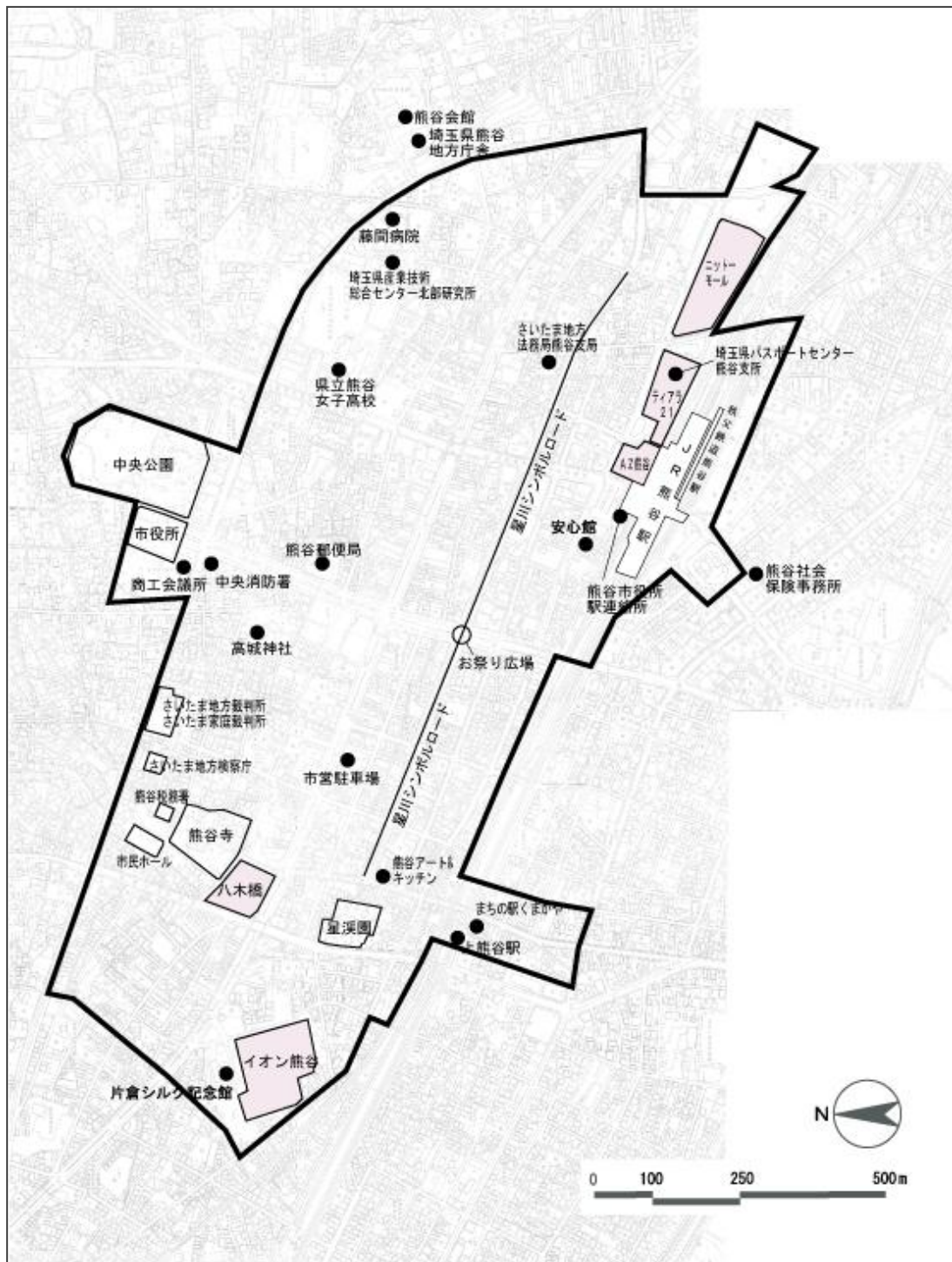
		平成13年	平成18年	平成21年	平成13年から 18年の推移	平成13年から 21年の推移
事業所数	熊谷市	9,954	9,444	9,423	▲ 510	▲ 531
	熊谷市(推移)	100.0%	94.9%	94.7%	-5.1%	-5.3%
	中心市街地(実数)	2,427	2,261	2,162	▲ 166	▲ 265
	中心市街地(推移)	100.0%	93.2%	89.1%	-6.8%	-10.9%
対市割合		24.4%	23.9%	22.9%	-0.4%	-1.4%
従業者数	熊谷市	95,706	93,557	97,238	▲ 2,149	1,532
	熊谷市(推移)	100.0%	97.8%	101.6%	-2.2%	1.6%
	中心市街地(実数)	21,569	19,518	19,898	▲ 2,051	▲ 1,671
	中心市街地(推移)	100.0%	90.5%	92.3%	-9.5%	-7.7%
対市割合		22.5%	20.9%	20.5%	-1.7%	-2.1%

(資料：平成13年・18年：事業所・企業統計調査、平成21年：経済センサス)

5) 都市福利施設等に関する現状分析

中心市街地には、星溪園、熊谷寺、高城神社、片倉シルク記念館といった歴史・文化施設が立地しており、多くの市民に親しまれている。また、市役所、熊谷郵便局、JR熊谷駅、秩父鉄道熊谷駅、熊谷税務署、さいたま地方法務局熊谷支局、さいたま地方裁判所熊谷支部、パスポートセンター(ティアラ 21 内)、埼玉県産業技術総合センター北部研究所などの公共公益施設が立地しており、市民サービスに関する利便性の高い地域となっている。

■都市福利施設等の分布状況 (7 ページの図再掲)



②公共交通

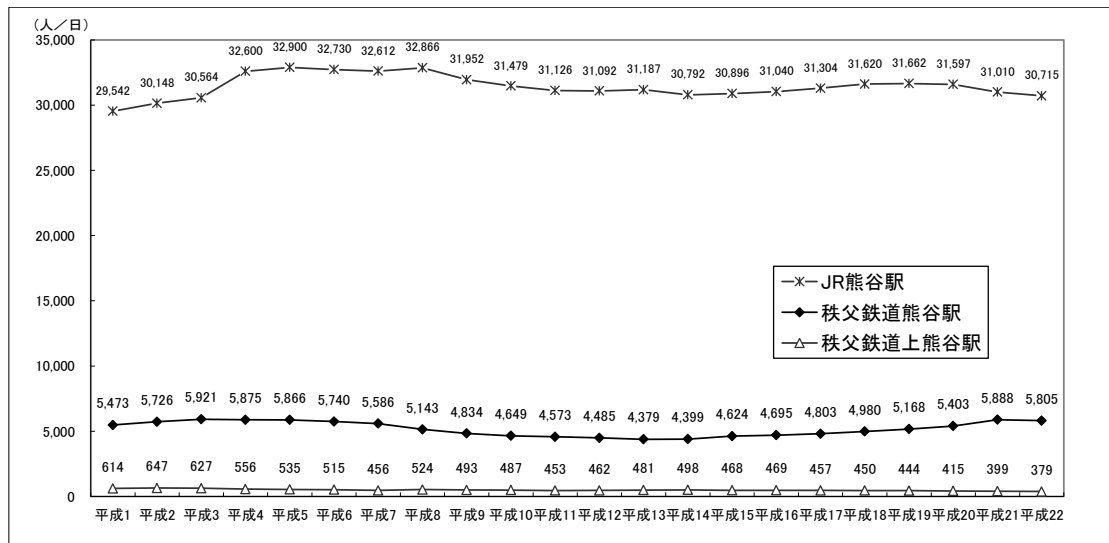
本市には、JR 上越新幹線、JR 北陸新幹線、JR 高崎線、秩父鉄道が通っており、首都圏へのアクセスはもとより、秩父、羽生、上越、信州地域へもアクセスが良好な、公共交通の利便性が高い地域となっている。

JR 熊谷駅は、JR 高崎線（大宮・高崎間）の中で、大宮駅、上尾駅につぐ3番目の1日平均乗客数を誇り、平成22年は30,715人/日であった。過去の推移をみると、平成5年をピークに減少傾向であったが、近年は横ばい傾向である。新幹線を利用し、周辺事業所への玄関口として利用しているビジネスパーソンも多い。

秩父鉄道熊谷駅の1日平均乗客数は、近年減少傾向にあったが、平成13年（4,379人/日）を境に増加に転じ、平成22年度は5,805人/日であった。

バス交通としては、3つの民間事業者が、熊谷駅を起点として、市内各地に24系統を運行している。また、市からの補助を受け「ゆうゆうバス」が、市内を循環しており、6系統で運行している。今後、環境問題や高齢社会への対応、各地域間のネットワーク充実のために、民間バス路線の維持・活性化と「ゆうゆうバス」の利便性の向上が求められている。

■ 中心市街地の鉄道別駅別旅客乗車数の推移（JR、秩父鉄道）



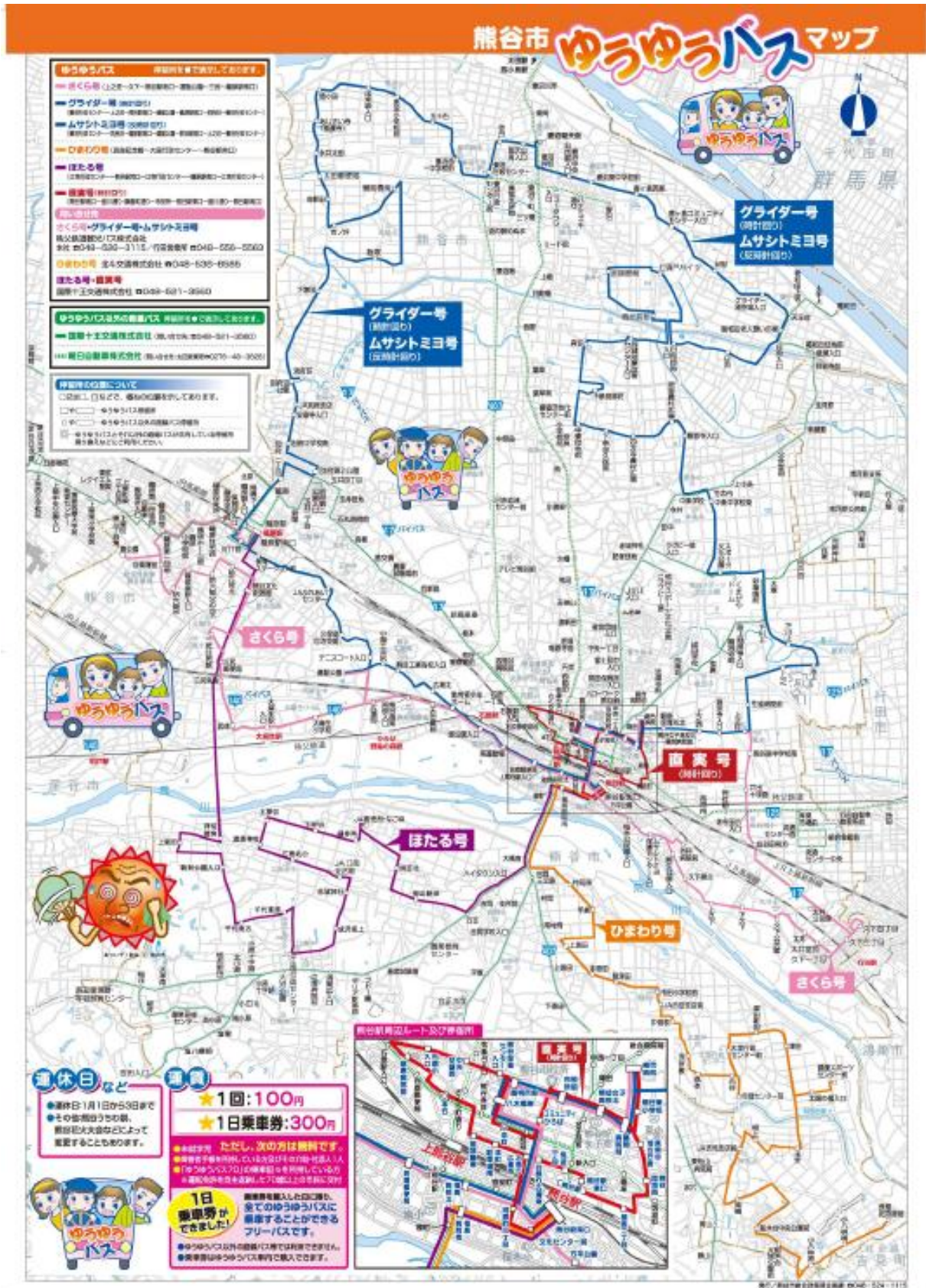
■ 「ゆうゆうバス」の路線

さくら号	上之荘→久下→熊谷駅南口→運動公園→三尻→籠原駅南口 籠原駅南口→三尻→運動公園→熊谷駅南口→久下→上之荘
グライダー号（時計回り、外回り）	妻沼行政センター→上之荘→熊谷駅南口→運動公園→籠原駅南口→別府荘→あじさい寺→妻沼行政センター
ムサシトミヨ号（反時計回り、内回り）	妻沼行政センター→あじさい寺→別府荘→籠原駅南口→運動公園→熊谷駅南口→上之荘→妻沼行政センター
（大里方面） ひまわり号	長島記念館前→J A吉見支店前→大里行政センター前→市田小学校前→熊谷駅南口 熊谷駅南口→市田小学校前→大里行政センター前→A吉見支店前→長島記念館前
直実号（時計回り）	熊谷駅南口→星川通り・鎌倉町通り→市役所→熊谷駅東口→星川通り→熊谷駅南口

ほたる号

江南行政センター→熊谷駅南口→江南行政センター→籠原
駅南口→江南行政センター

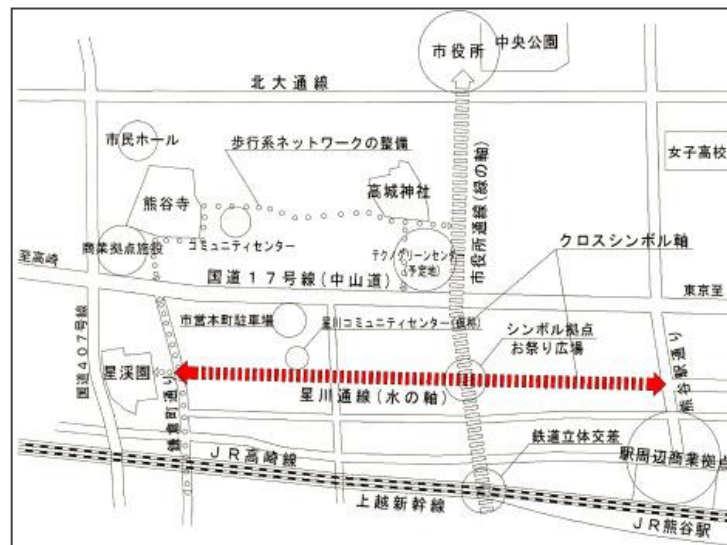
■市内のバス路線図



7) 市街地整備に関する現状分析

星川通線と市役所通線を水と緑のクロスシンボルロードとして位置づけ、新たなコミュニティ空間の創造を目指した、星川通線シンボルロード整備事業や市役所通線立体交差事業を始め、熊谷駅東部土地地区画整理事業、熊谷駅東地区市街地再開発事業、星川通線下流部整備事業などの市街地整備を実施した。その結果、中心市街地では、高質な都市空間が形成され、マンション建設等の民間の都市開発を誘発している。

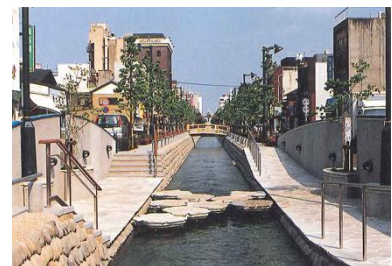
とりわけ平成16年に行われた熊谷駅東地区市街地再開発事業では、再開発ビルと東口(ティアラロ)駅前交通広場が整備され、広域における拠点性が高まり、20万都市の中心としての風格を兼ね備えてきている。



クロスシンボルロードのイメージ図

○星川通線シンボルロード整備事業

東西の商業核を結び、中心市街地における一体感を創出することを目的に、星川通線が新たなシンボル軸空間として整備された。川沿いに歩道を設置するとともに、電線地中化や、ストリートファニチャー、街路灯、街路樹、レンガ舗装などの整備を行い、文化の薫り漂うオープンスペースとして、また歩行系ネットワークの中心軸として、高質な都市空間が形成されている。



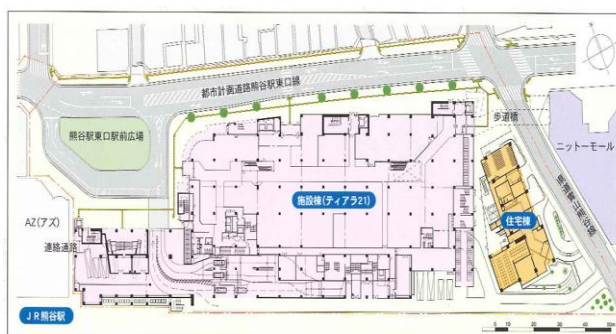
○熊谷駅東地区市街地再開発事業(ティアラ 21)

県北の中核市の玄関口にふさわしい、商業機能、都市機能を持った複合施設を、再開発により整備した。具体的には、商業、アミューズメント、都市型交流施設、駐車場からなるティアラ 21、及び 75 戸の住戸からなるマンションが整備された。

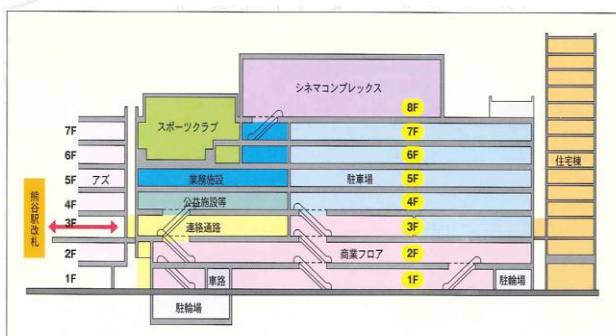
なお、アミューズメント施設については、ふるさと融資制度を活用し、シネマコンプレックスが出店したが、地域の振興・地域経済の活性化と魅力あるふるさとづくりの推進に資する施設として、平成 20 年度ふるさと企業大賞を受賞している。



全体計画図



断面図



○商店街商業活性化事業

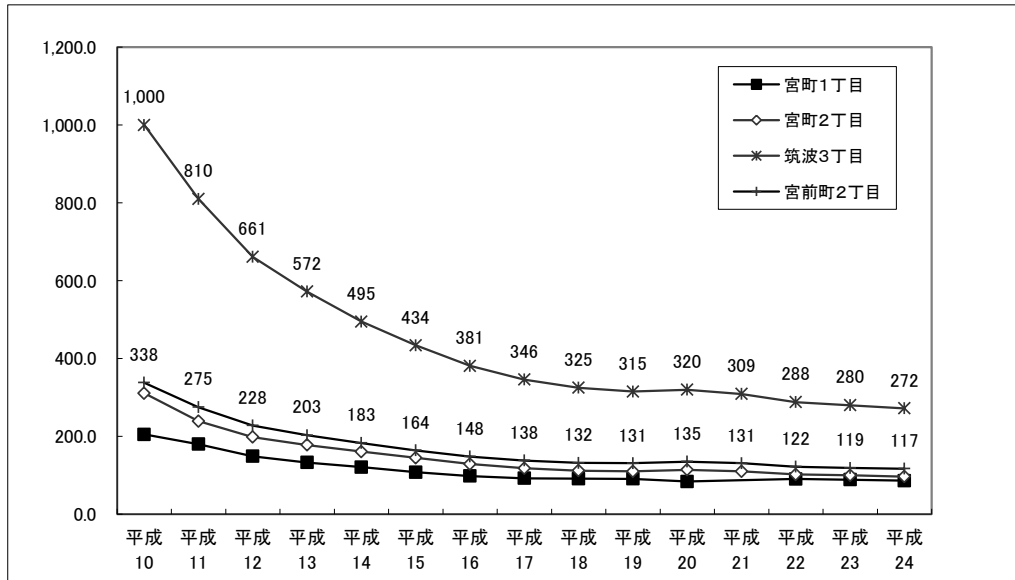
平成 16 年に、駅西通り商店街と鎌倉町商店街では、街路整備（電線類の地中化工事及び道路整備工事）、商店街ファサード事業を実施し、販売促進やイメージの向上が図られている。

8) 地価に関する現状分析

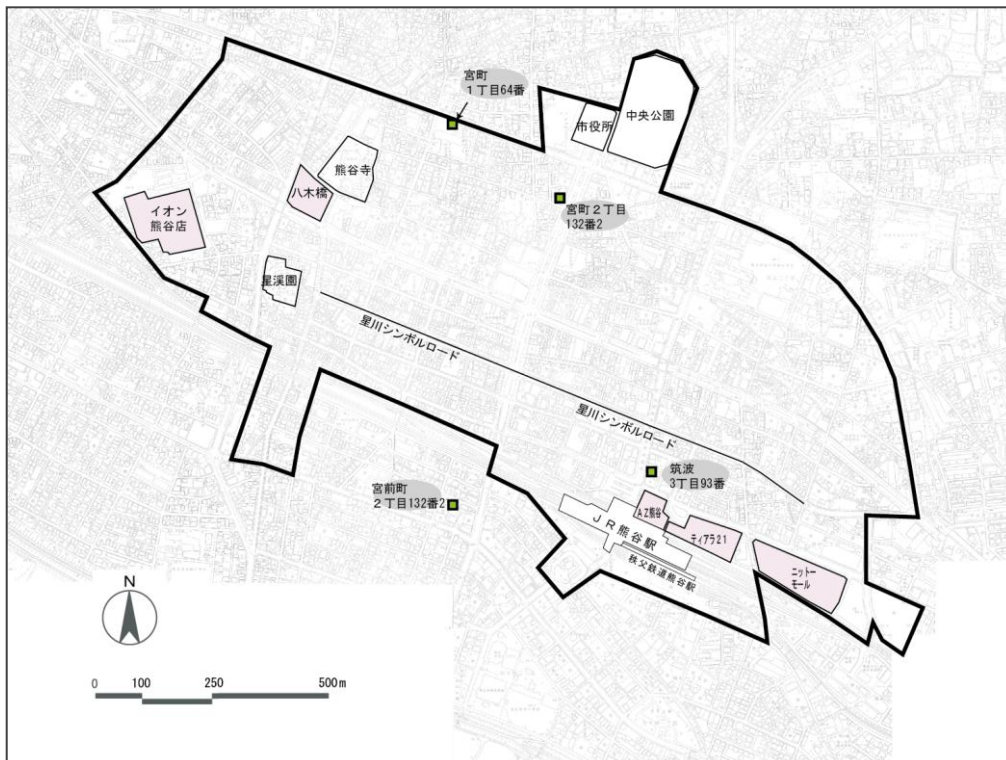
中心市街地の各地点で地価公示価格は下落を続けているが、近年、下落幅は縮小し、地価の下げ止まり傾向がうかがえる。

熊谷駅に最も近い「筑波3丁目93番」では、最も下落率が高く、平成10年の地価公示価格が1,000千円/㎡であったが、平成24年には、72.8%減の272千円/㎡となっている。

■地価公示価格の推移



■地価公示価格の調査ポイント



9) イベント・祭りに関する現状分析


中心市街地では、うちわ祭を始めとして様々なイベントやお祭りが開催されており、市内はもとより、近隣市、県内外からも多くの人が集まる。近年、オ・ドーレなおざね、熊谷駅東口ウインターイルミネーションなど新たなイベントが始まっており、また商店街では、定期的にフリーマーケットなどのイベントを実施している。

今後、中心市街地のにぎわいの創出に向け、既存のイベント・祭りを充実させていくとともに、新たなイベントの創出を図っていく必要がある。

■中心市街地の主なイベント・祭り

名称	時期	場所	概要
出初め式	1月 6日	高城神社、 市役所前、 熊谷駅前、 八木橋百 貨店前ほ か	消防に携わる人々によって行われる初演習。江戸時代末期から町火消の役を受け継いだ鳶職人たちは、人々から厚い信任を受けて、その敏捷かつ俊敏な動作で町を火災から守り、誇りをもって纏を受け継いできた。14番組まで結成された「熊谷鳶」が、初春にはしご乗りの妙技を見せる。 
だるま市	2月 7日	星川通り	毎年2月7日に星川の流れを背にして、だるま店が並ぶ。起源は江戸時代に熊谷宿の繁栄を願って始められたといわれており、毎年約5千人の人出がある。市内では星川のほか、三ヶ尻龍泉寺、東漸寺、聖天山、玉井神社などでも開かれている。 
さくら祭	4月	荒川堤(中 心市街地 区域周辺)	日本さくら名所百選に選ばれた熊谷の桜は、「名勝 熊谷桜堤」として、人々に親しまれており、開花時期には、近隣から14万人もの人々が集う春の一大イベントとなる。 さくら祭開催時期には、多くの見物客が中心市街地に訪れ、中心市街地も活気にあふれている。 
エコライフ フェア	5月	コミュニテ ィ広場、八 木橋百貨店 など	市民・事業者・市が協働により、環境保全の重要性を認識することを目的として開催し、環境問題に対する意識の啓発を図る。毎年5月に開催し、約7千人の来場がある。
胎内くぐり	6月 30日	高城神社	参道の一の鳥居に4メートルほどもある大きな茅の輪が作られ、人々がこれをくぐって半年間の穢を清め、厄災から逃れるという行事である。石原の赤城神社でも行われる。
うちわ祭	7月 20～ 22日	中心市街 地内	延べ75万人の集客を誇るのが、7月20日から3日間行われる八坂神社例大祭のうちわ祭。12台の山車・屋台が熊谷囃子とともに市街地を巡行する様子は、その絢爛豪華さから関東一の祇園祭と称されている。 クライマックスである3日目の夜には、あちこちの街角で引き合わせ叩き合いが繰り広げられながら、山車と屋台がお祭広場に集結する。ライトアップされた山車・屋台、数万人の人の波、夜空に響きわたるお囃子と歓声が、訪れた人の誰をも熱く燃えさせる。 

名称	時期	場所	概要	
花火大会	8月 第二土 曜日	荒川河畔 (中心市街 地区域周 辺)	<p>毎年8月の第2土曜日に、10,000発ものスターメイン等の花火を打ち上げる。約40万人が訪れ、関東一の花火大会との定評がある。</p> <p>花火大会当日には、多くの見物客が中心市街地に訪れ、中心市街地も活気にあふれている。</p>	
とうろう流し	8月 16日	星川	<p>昭和20年8月14日深夜、熊谷に米軍による太平洋戦争最後の空襲が行われ、市街地の3分の2が焼き尽くされ、266名が亡くなり、特に星川付近の被害は甚大で、悲惨の極みであった。戦後の昭和25年より、犠牲になった人々の霊を慰めるために、とうろう流しが始まった。毎年約5千人の人出がある。</p>	
えびす祭	11月	中心市街 地内	<p>商店主が中心となり、商売繁盛を願ってえびす大黒の木像を先頭にした稚児行列や民謡流しなどが行われ、約20万人の人出がある。</p>	
オ・ドーレ なおざね	11月	中心市街 地内	<p>平成14年より、「直実節」をアレンジした「ロック直実」によるダンスイベントが開催されている。国道17号線を歩行者天国にし、ステージパフォーマンスやストリートパフォーマンスが繰り広げられる。2,800名の参加者や、それを取り巻く観客で盛大に盛り上がる。</p>	
熊谷駅東口 ウィンター イルミネー ション	冬季	熊谷駅東 口	<p>ティアラ21を中心に、熊谷駅東口付をイルミネーションで装飾し、まちなにぎわいを演出している。大型店や地元商店街の取り組みに、ものづくり大学の学生が参画するなど、協働事業としての広がりを見せ、冬の風物詩になりつつある。</p>	
酉の市	12月 8日	高城神社	<p>酉の市は12月8日に高城神社で開かれ、毎年3万人の人出でにぎわい、開運を願って熊手や縁起物を買ひ、正月を迎える準備をする。</p>	
星川あおぞ ら市	毎週 日曜 日	星川お祭 り広場	<p>買い物の利便性向上と星川を中心とする中心市街地の賑わいの復活を目指して平成23年5月から開催している。</p>	

名称	時期	場所	概要
星川屋台村	毎月 第二 日曜	星川お祭 り広場	<p>星川を思いがけない出会いや新しい交流の場にするために、かつての熊谷名物の星川屋台を復活させようと平成 23 年 5 月から活動を行っている。</p> 

(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析

1) 市民アンケート調査に基づく分析

調査地域	熊谷市全域			
調査対象	18歳以上の市民 3,000人 (うち中心市街地居住者 1,000人)			
調査方法	郵送による配付・回収			
調査時期	平成24年2月～3月20日			
回収率	回収率	回収数	配布数	
	市全域	43.5%	1,306	3,000
	うち中心市街地	44.8%	448	1,000

※結果分析において、市全域の数値は人口比率で按分補正して表示している。

(市全域の人口) : (中心市街地の人口) = (204,167人 : 11,590人) = (100% : 5.68%)

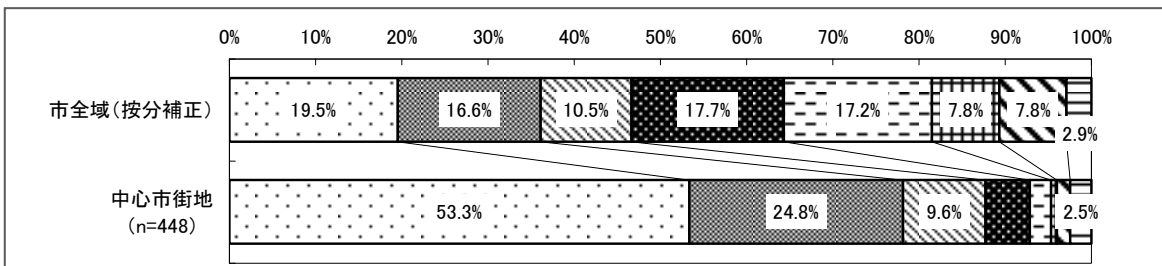
① 中心市街地へ行く頻度

○市民の中心市街地へ行く頻度は、「ほぼ毎日」から「月1回程度」までが15%～21%と概ね均等な割合となっている。

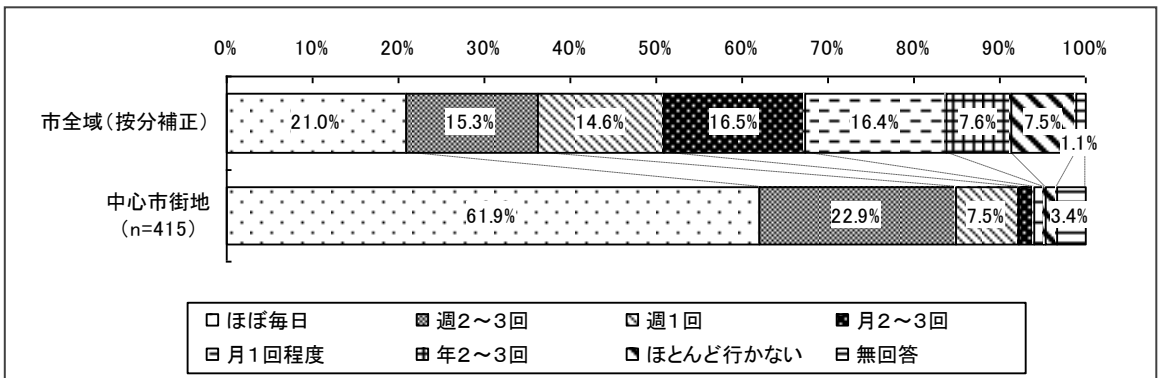
○中心市街地居住者においては、半数以上の人々が「ほぼ毎日」利用している。

「ほぼ毎日」の割合は、平成20年は61.9%であったが、平成24年は53.3%となっており8.6ポイント減少している。

■平成24年



■平成20年

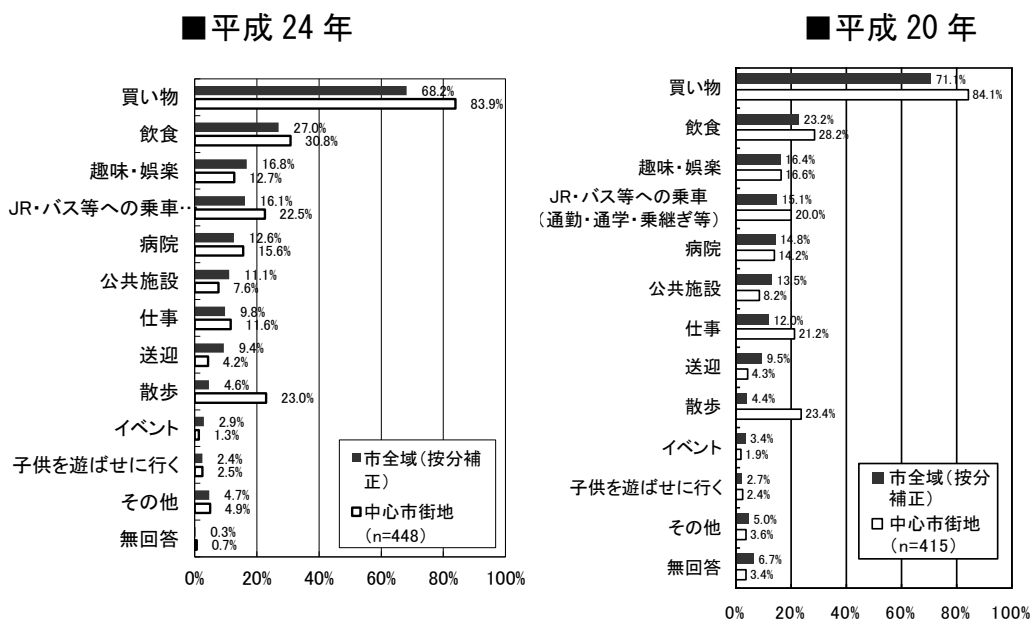


②中心市街地へ行く目的

○多くの方が買い物を目的に、中心市街地を訪れている。

「買い物(68.2%)」が特に多く、「飲食(27.0%)」、「趣味・娯楽(16.8%)」、「JR・バス等への乗車(16.1%)」が続く。中心市街地居住者においては、それらに加え「散歩(23.0%、市全域：4.6%)」「病院(15.6%、市全域12.6%)」の割合が高い。

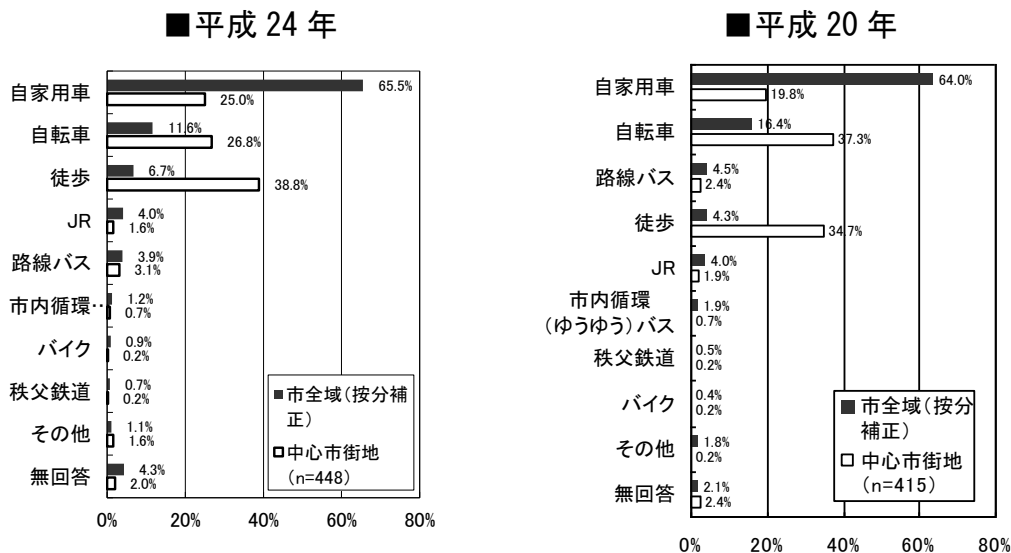
平成20年との比較では、「仕事」が、平成20年には市全域：12.0%、中心市街地居住者：21.2%であったが、平成24年には市全域：9.8%、中心市街地居住者：11.6%となっており、それぞれ市全域：2.1ポイント、中心市街地居住者9.6ポイント減少している。



③中心市街地へ行く交通手段

○多くの方が自家用車で訪れる。中心市街地居住者は、徒歩、自転車で訪れる人が多い。

「自家用車(65.5%)」が特に多く、「自転車(11.6%)」が続く。中心市街地居住者においては、「徒歩(38.8%、市全域6.7%)」「自転車(26.8%)」、が多く、次いで「自家用車(25.0%)」の割合が高い。



④中心市街地に対する必要度

市民全般の必要度

【商業関連】

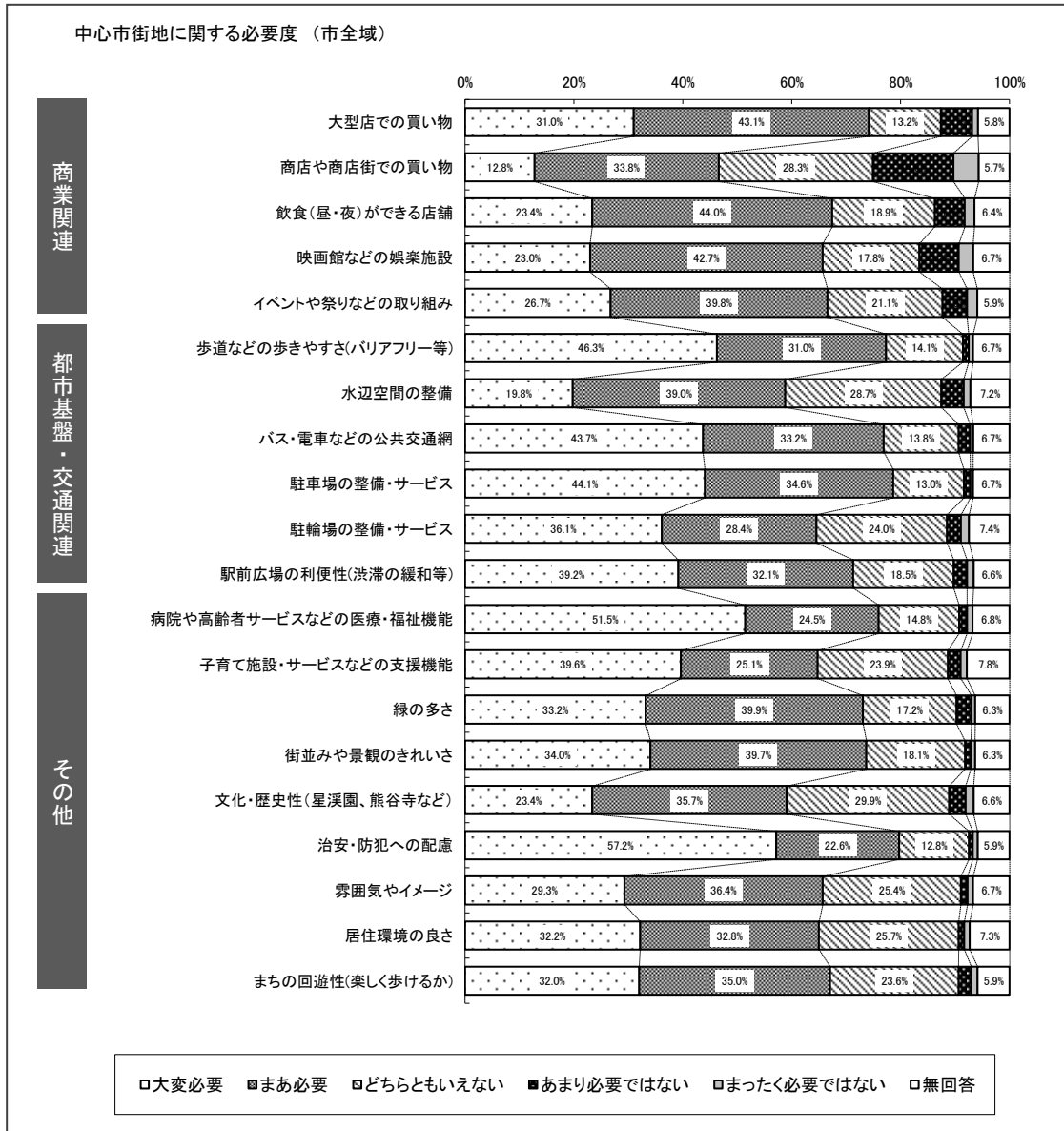
○市民全般の「大型店での買い物」、「映画館などの娯楽施設」、「イベントや祭りなどの取り組み」「飲食（昼・夜）ができる店舗」に対する必要度は高い。

【都市基盤・交通関連】

○「バス、電車などの公共交通網」の必要度が高い。
 ○「駐車場の整備・サービス」、「バス・電車などの公共交通網」、「歩道などの歩きやすさ（バリアフリー等）」の必要度が高い。

【その他】

○「治安・防犯への配慮」、「病院や高齢者サービスなどの医療・福祉機能」の必要度が高い。



中心市街地居住者の必要度

【商業関連】

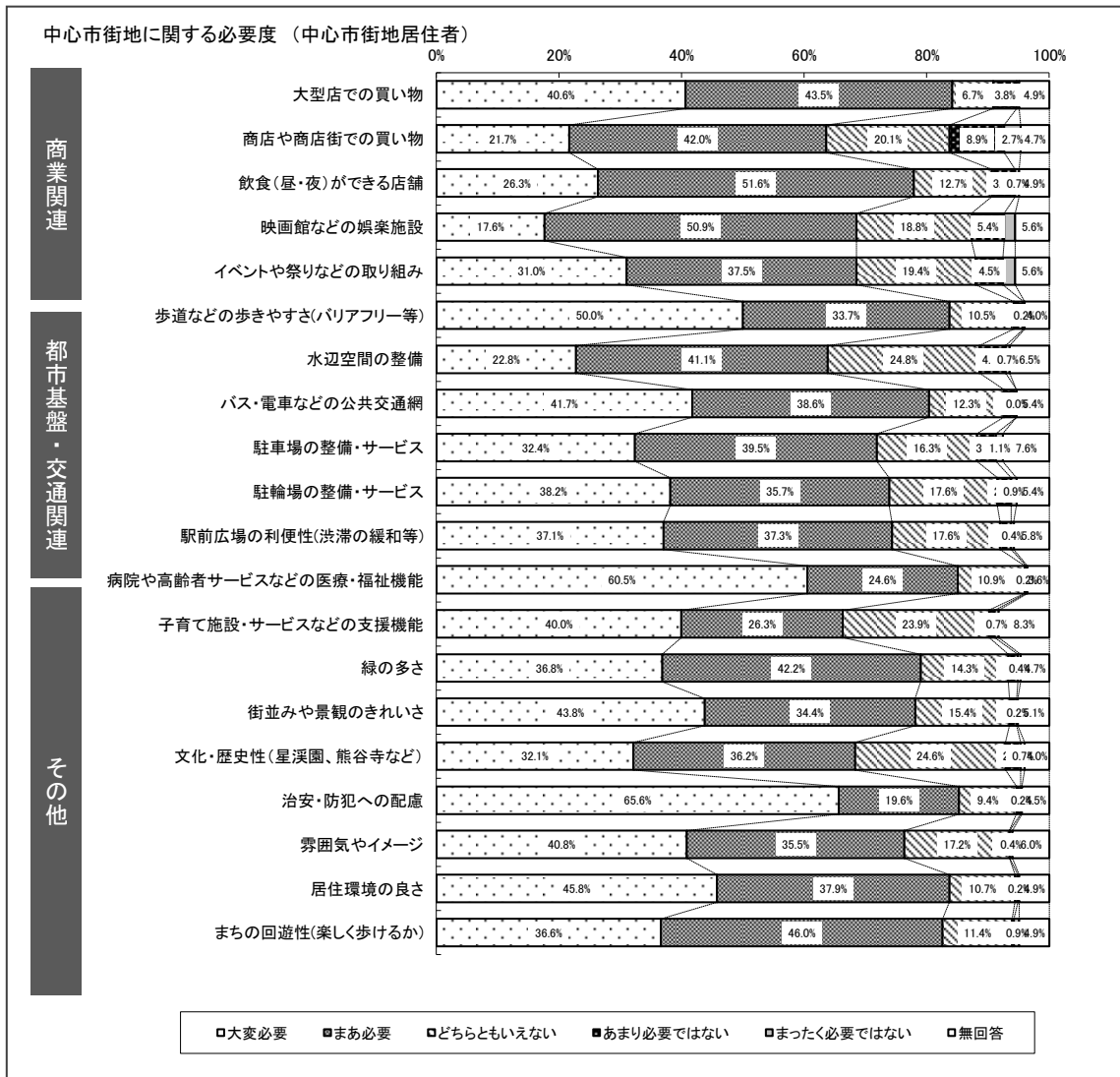
○中心市街地居住者の「大型店での買い物」、「飲食（昼・夜）ができる店舗」に対する必要度は高い。

【都市基盤・交通関連】

○中心市街地居住者の「歩道などの歩きやすさ（バリアフリー等）」、「バス、電車などの公共交通網」に対する必要度が高い。

【その他】

○中心市街地居住者の「治安・防犯への配慮」、「病院や高齢者サービスなどの医療・福祉機能」に対する必要度が高い。



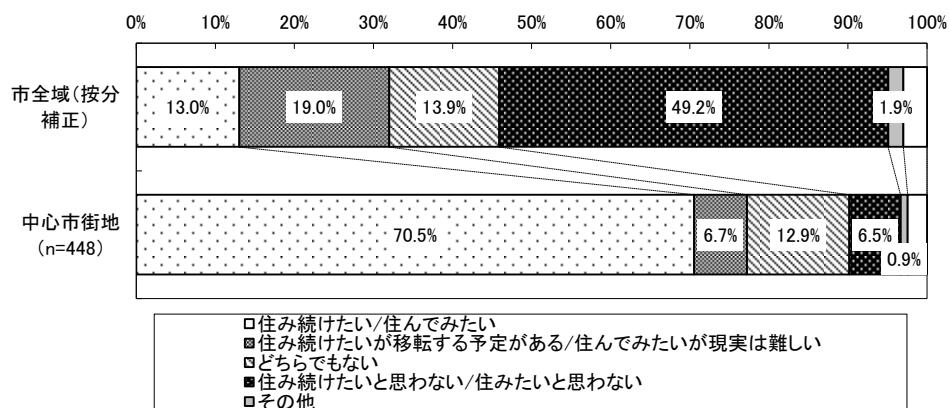
⑤ 中心市街地への居住意向

○市民の3割程度が、中心市街地への居住意向がある。

中心市街地へ「住んでみたい」割合が13.0%、「住んでみたいが現実的には厳しい」割合が19.0%となっている。「住みたいとは思わない」割合が49.2%となっている。

○中心市街地居住者の約7割が、中心市街地に住み続けたいと考えている。

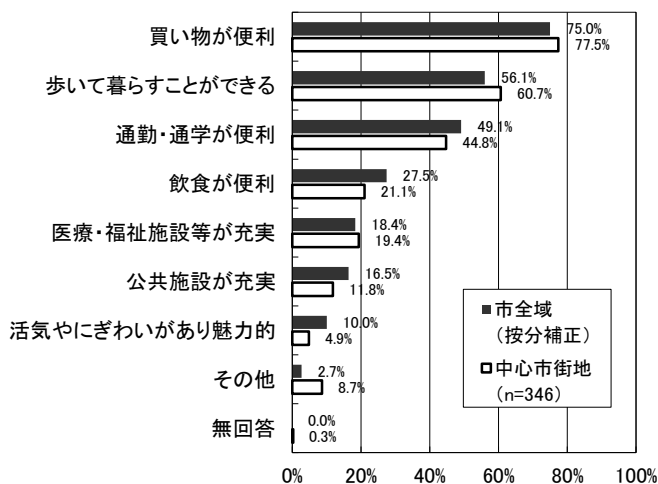
中心市街地居住者が、中心市街地に「住み続けたい」割合は70.5%と、特に高い。



⑥ 中心市街地に居住したい理由

○買い物や通勤・通学の利便性、徒歩生活圏であることがあげられている。

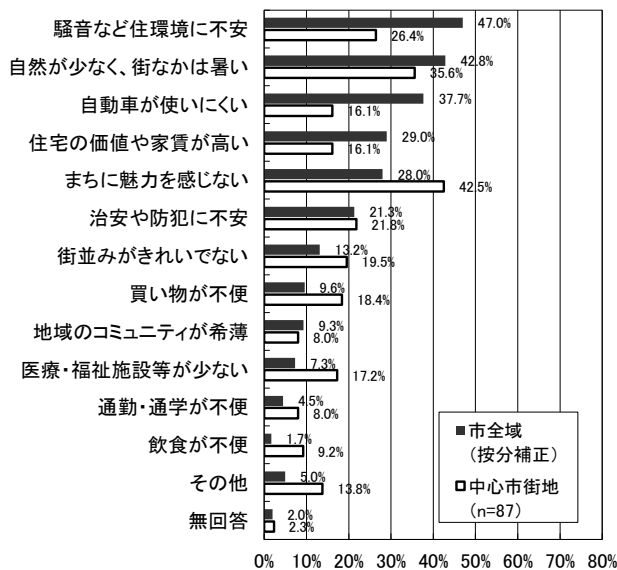
「買い物が便利(75.0%、中心市街地：77.5%)」、「歩いて暮らすことができる(56.1%、中心市街地：60.7%)」、「通勤・通学が便利である(49.1%、中心市街地：44.8%)」、「飲食が便利(27.5%、中心市街地：21.1%)」、「医療・福祉施設等が充実(18.4%、中心市街地：19.4%)」、「公共施設が充実(16.5%、中心市街地：11.8%)」、「活気やにぎわいがあり魅力的(10.0%、中心市街地：4.9%)」、「その他(2.7%、中心市街地：8.7%)」の割合が高い。



⑦中心市街地に居住したくない理由
○住環境の悪さ、自然の少なさがあげられている。

「騒音など住環境に不安(47.0%、中心市街地:26.4%)」「自然が少なく、まちなかは暑い(42.8%、中心市街地:35.6%)」、の割合が高い。

中心市街地居住者は、市民全般と比べ、「まちに魅力を感じない(28.0%、中心市街地:42.5%)」、「街並みがきれいでない(13.2%、中心市街地:19.5%)」、「買い物が不便(9.6%、中心市街地:18.4%)」、「医療福祉施設等が少ない(7.3%、中心市街地:17.2%)」などに不満を持っている。



⑧まちなか居住意向を高めるためのまちづくり

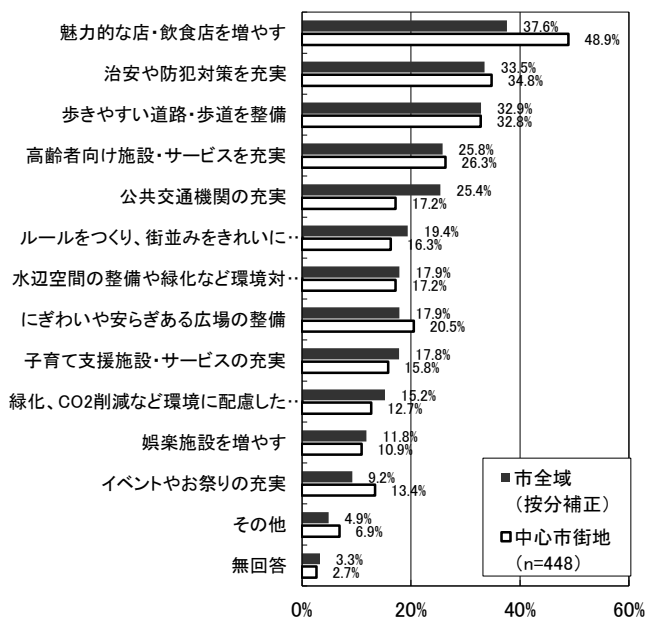
○商店・飲食店の充実、治安や防犯対策、道路・歩道の整備、高齢者向け施設・サービスの充実、公共交通機関の充実などがあげられている。

○中心市街地居住者は、市民全般と比べ、「商店・飲食店の充実」が特に必要と考えている。

「魅力的な店・飲食店を増やす(37.6%、中心市街地:48.9%)」が最も高い。

「治安や防犯対策の充実(33.5%、中心市街地:34.8%)」、「歩きやすい道路・歩道の整備(32.9%、中心市街地:32.8%)」、「高齢者向け施設・サービスの充実(25.8%、中心市街地:26.3%)」、「公共交通機関の充実(25.4%、中心市街地:17.2%)」が続く。

中心市街地居住者は、市民全般と比べ、「魅力的な店・飲食店を増やす」の割合が高い。



⑨ 買い物等でよく利用する場所

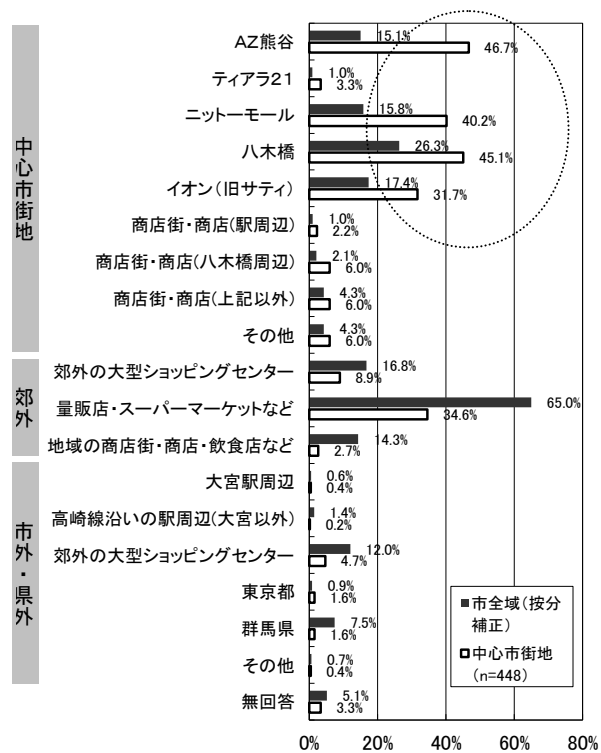
○ 食料品の買い物において、中心市街地では、八木橋百貨店、AZ 熊谷、イオン、ニッソーモールがよく利用されている。

○ 日用雑貨の買い物において、中心市街地では、ニッソーモール、イオンがよく利用されている。

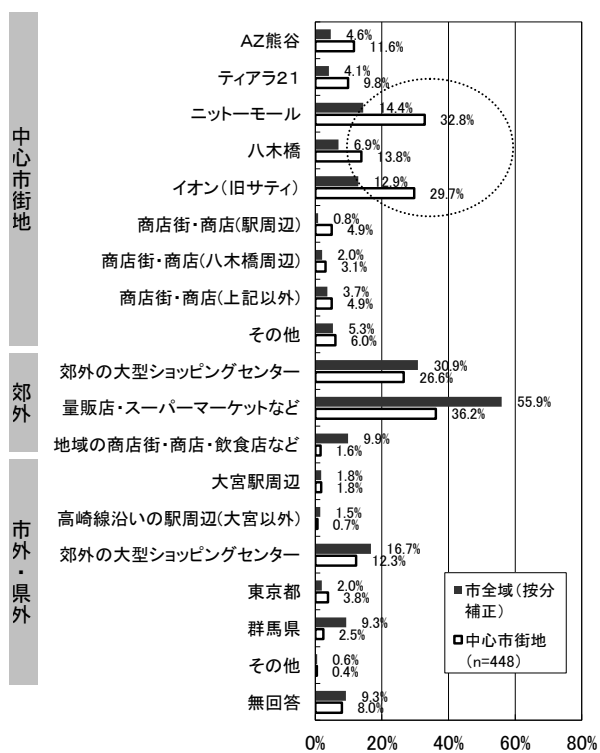
○ 衣料品の買い物において、八木橋百貨店が最も利用されており、続いて、郊外の大型ショッピングセンター、郊外の量販店・スーパーマーケットが利用されている。

○ 飲食(外食)において、地域の商店街・商店・飲食店、中心市街地の商店街・商店(駅周辺)がよく利用されている。

■ 食料品の買い物でよく利用する場所

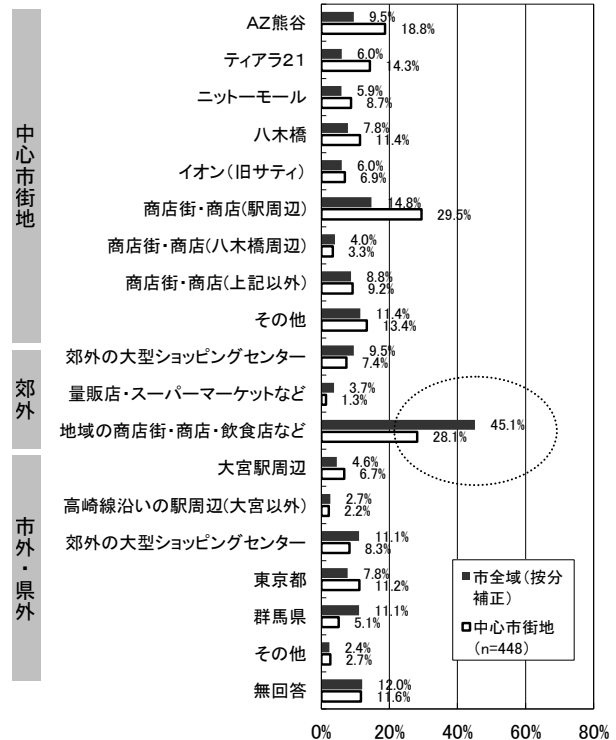
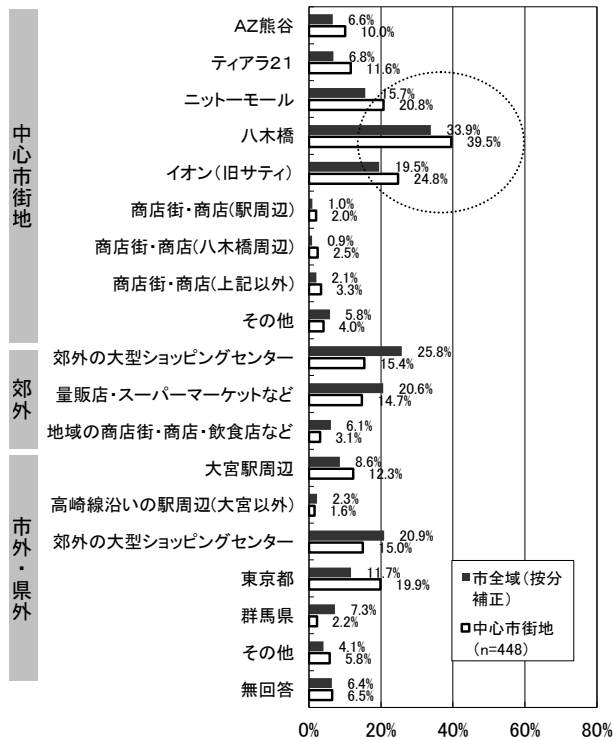


■ 日用雑貨の買い物でよく利用する場所



■衣料品の買い物でよく利用する場所

■飲食(外食)でよく利用する場所



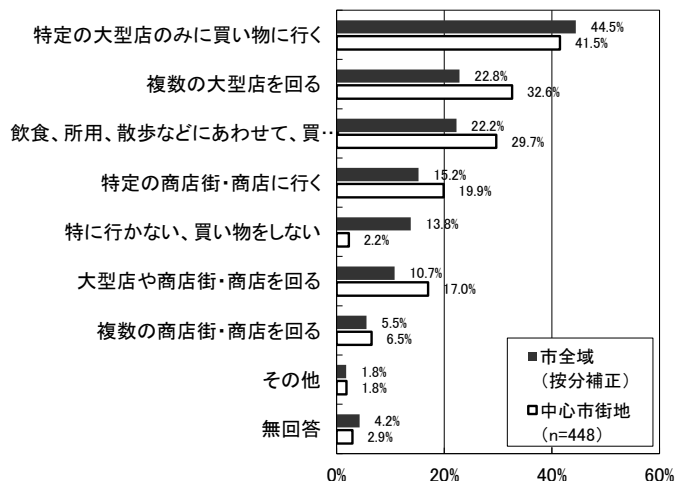
⑩中心市街地における買い物の仕方

○特定、もしくは複数の大型店での買い物が多い。

○中心市街地居住者は、市民全般と比べ、商店街の利用が多く、また回遊して買い物を行う。

「特定の大型店のみに買い物に行く(44.5%、中心市街地：41.5%)」が最も多く、「複数の大型店を買い物して回る(22.8%、中心市街地：32.6%)」、「飲食、所用、散歩などにあわせる(22.2%、中心市街地：29.7%)」が続く。

中心市街地居住者は、市民全般に比べて、「複数の大型店を買い物して回る」、「飲食、所用、散歩などにあわせる」、「大型店や商店街・商店を回る(10.7%、中心市街地：17.0%)」の割合が高い。



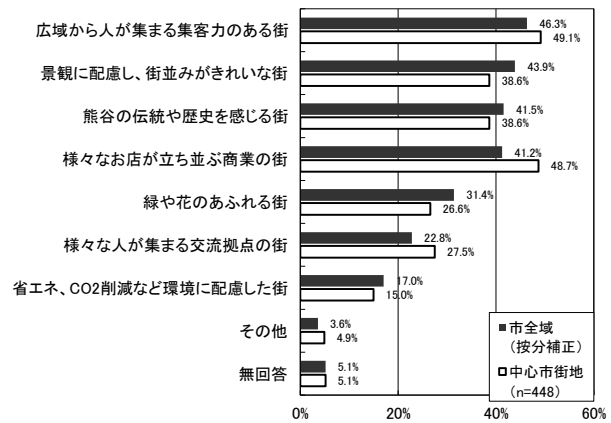
⑪今後の中心市街地に求めるまちづくりのイメージ

○広域からの集客、景観形成、伝統や歴史、商業の街といった方向のまちづくりが期待されている。

○中心市街地居住者は、特に広域からの集客や商業の活性化を期待している。

「広域から人が集まる街(46.3%、中心市街地：49.1%)」「景観に配慮し街並みがきれいな街(43.9%、中心市街地：38.6%)」、「熊谷の伝統や歴史を感じる街(41.5%、中心：38.6%)」、「様々なお店が立ち並ぶ商業の街(41.2%、中心：48.7%)」、「緑や花のあふれる街(31.4%、中心：26.6%)」、「様々な人が集まる交流拠点の街(22.8%、中心市街地：27.5%)」、「省エネ、CO2削減など環境に配慮した街(17.0%、中心市街地：15.0%)」が多い。

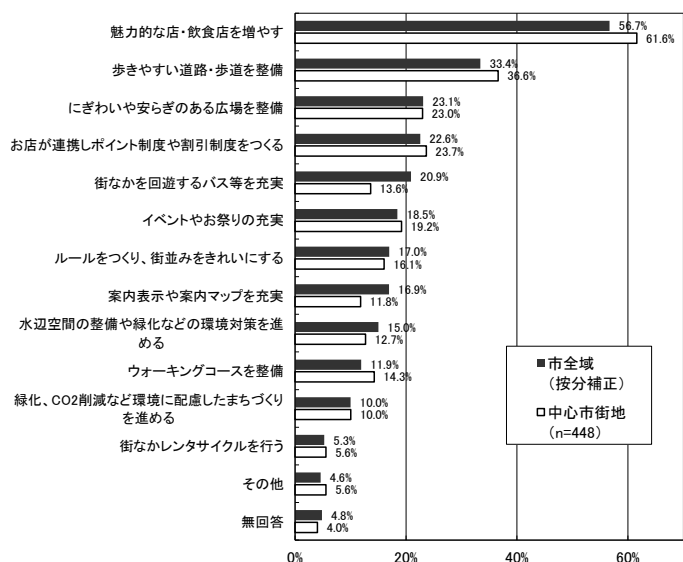
中心市街地居住者では、市全域と比べ、「広域から人が集まる街(46.3%、中心市街地：49.1%)」、「様々なお店が立ち並ぶ商業の街(41.2%、中心：48.7%)」、「様々な人が集まる交流拠点の街(22.8%、中心市街地：27.5%)」の割合が高くなっている。



⑫まちなかを楽しく回遊できるための方法

○魅力的な店・飲食店の増加、歩きやすい道路・歩道の整備等が求められている。

「魅力的な店・飲食店を増やす(56.7%、中心市街地：61.6%)」が最も多く、「歩きやすい道路・歩道の整備(33.4%、中心市街地：36.6%)」が続く。次いで、「にぎわいや安らぎのある広場の整備」、「お店が連携しポイント制度や割引制度をつくる」、「街なかを回遊するバス等を充実」、「イベントやお祭りの充実」、「ルールをつくり、街並みをきれいにする」、「案内表示や案内マップを充実」、「水辺空間の整備や緑化などの環境対策を進める」、「ウォーキングコースを整備」、「緑化、CO2削減など環境に配慮したまちづくりを進める」、「街なかレンタサイクルを行う」が20%前後となっている。



2) 来街者アンケート調査に基づく分析

調査地点	熊谷駅東口ロータリー(ティアラ 21 前) 熊谷駅西通り商店街(熊谷駅前防犯センター安心館付近) 鎌倉町商店街(国道 17 号との交差点付近)						
調査対象	中心市街地に来街した高校生以上の男女						
調査方法	街頭面接アンケート						
調査時期	平成 18 年 9 月 15 日(金)、16 日(土) 午前 10 時～午後 6 時						
回答数	300						
	性別						
	男性	女性					
	50%	50%					
回答数	年齢						
	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上
	11%	16%	14%	11%	19%	18%	12%

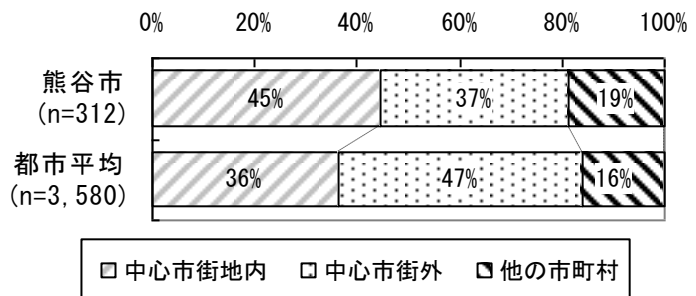
(資料：「平成 18 年度中心市街地活性化支援業務 市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業 報告書」)

※分析においては、同時期に実施した 11 都市での調査の平均値を参考とした。

①来街者の居住地

- 中心市街地内の来街者が多く、近隣型の市街地となっている。

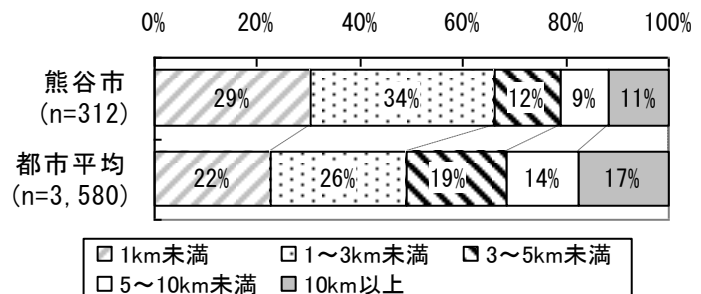
来街者の居住地は、中心市街地内が 45%、中心市街地外が 37%、他の市町村が 19%である。都市平均と比べても、中心市街地内の来街者が多い。



②来街範囲

- 3km 未満からの来街者が 6 割を占める。

来街範囲は、3km 未満からの来街者が 63%を占め、都市平均と比べても、近隣からの来街が多い。

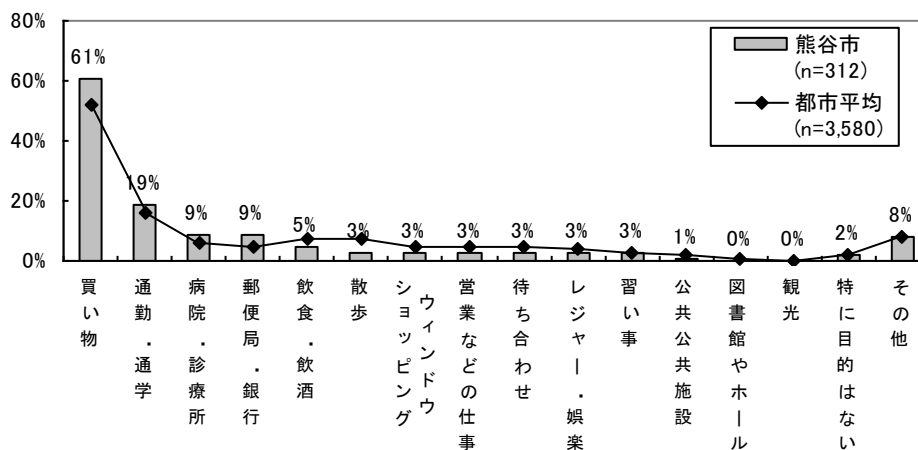


③来街目的

○買い物目的が6割を超え、最も多い。

買い物目的が61%、次いで通勤・通学が22%と高い。買い物目的は、都市平均と比べても高い。

都市平均と比べ、買い物、公共・公益施設利用が高く、通勤・通学は同程度である。

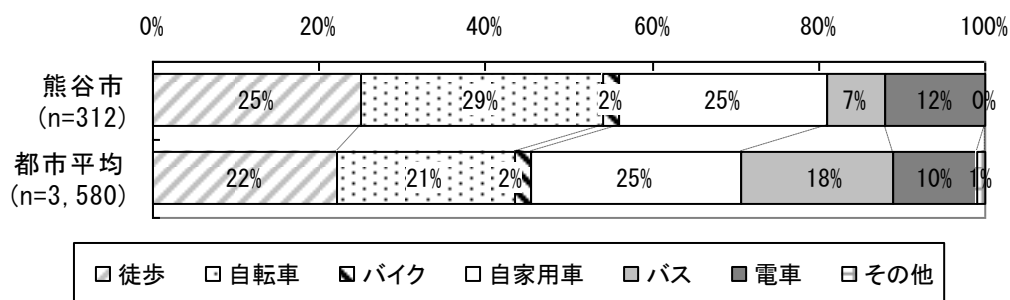


④中心市街地への交通手段

○自転車、徒歩、自家用車が多い。

自転車(29%)、徒歩(25%)、自家用車(25%)、電車(12%)の順であり、自転車・徒歩での来街が54%を占める。

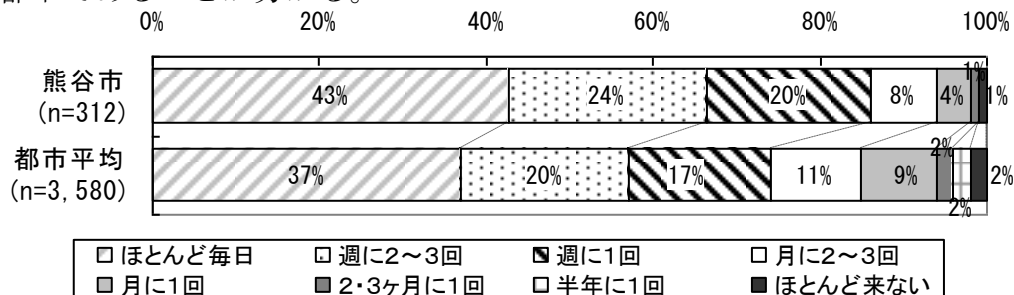
自家用車の利用は都市平均と同等であるが、自転車が高い。一方、バス(7%)は大きく下回る。



⑤ 中心市街地への来街頻度

○ほとんど毎日利用する人が4割を占める。

「ほとんど毎日(43%)」が最も多く、次いで、「週に2~3回(24%)」、「週1回くらい(20%)」である。またそれらの項目は、都市平均と比べても高く、デイリーユースが高い都市であることが分かる。

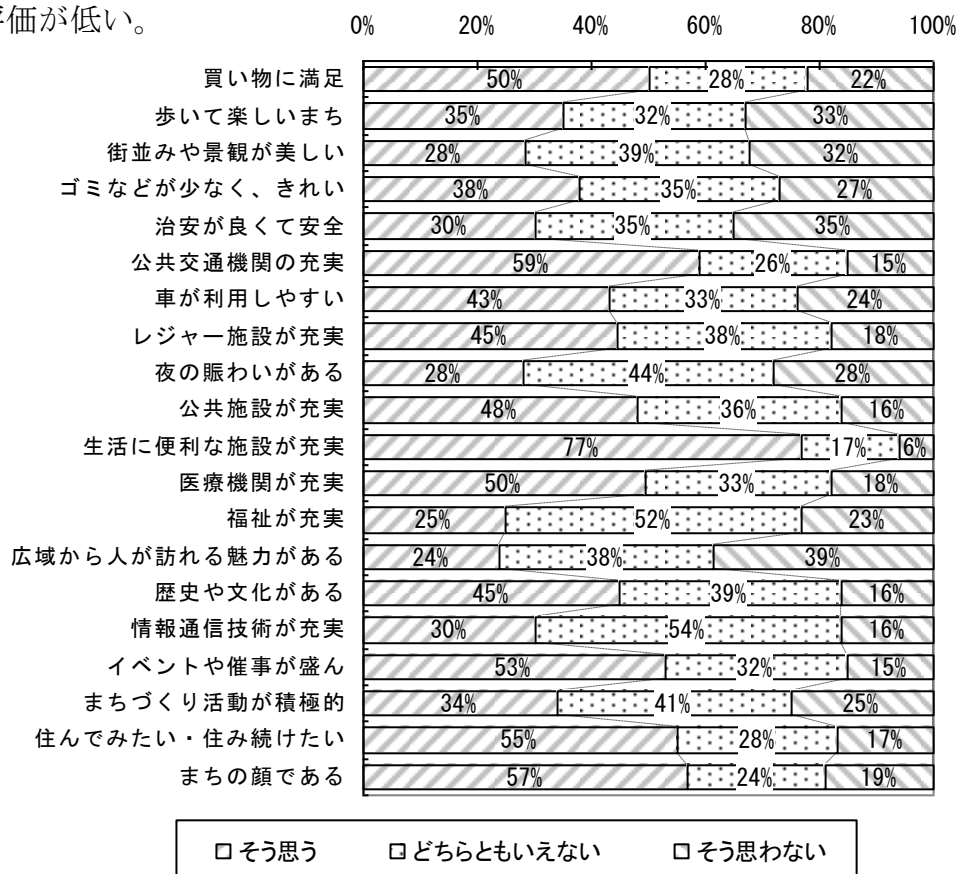


⑥ 中心市街地の印象

○買い物、交通等の生活利便施設の充実やイベントや催事の充実が評価され、まちの顔として認識されている。一方で、広域から人が訪れる魅力、治安、まちの回遊性等の評価が低い。

「生活に便利な施設が充実(77%)」、「公共の交通機関が充実(59%)」、「まちの顔である(57%)」、「住んでみたい・住み続けたい(55%)」、「イベントや催事が盛ん(53%)」、「買い物に満足(50%)」、「医療機関が充実(50%)」などの評価が高い。

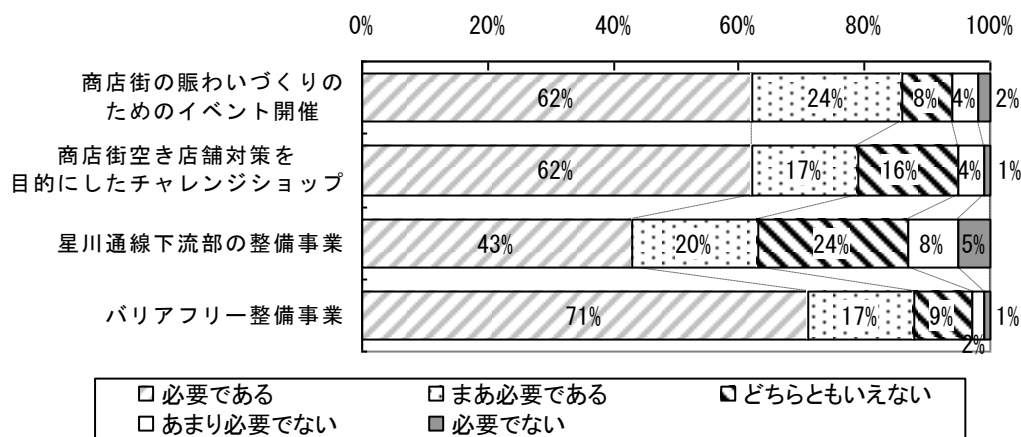
一方で、「広域から人が訪れる魅力がある(39%)」、「治安が良くて安全(35%)」、「歩いて楽しい(33%)」、「街並みや景観が美しい(32%)」、「夜の賑わいがある(28%)」などで評価が低い。



⑥今後の取組みへの評価

○イベント開催、チャレンジショップ、バリアフリー整備の必要性が高い。

各項目の「必要である」と「まあ必要である」の合計は、「バリアフリー整備(88%)」と最も高く、次いで「イベントの開催(86%)」、「チャレンジショップ(79%)」、「星川通り下流部の整備(63%)」である。



3) 広域圏アンケート調査に基づく分析

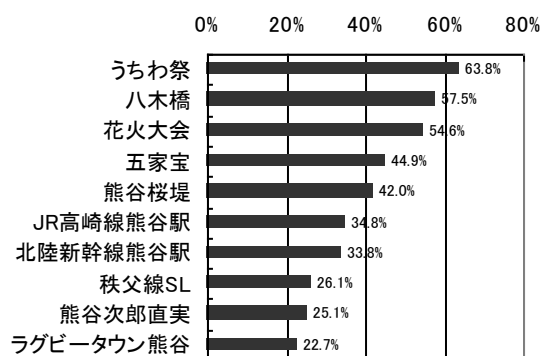
調査地域	熊谷市、近隣市町
調査対象	20歳以上の市民、近隣市町住民
調査方法	インターネットによる配布・回収
調査時期	平成19年9月
回答数	2

(資料：「平成19年度熊谷市広域圏意識調査結果報告書」)

①熊谷市で印象の強い資源

○うちわ祭、八木橋百貨店など中心市街地の資源が多い。

「うちわ祭(63.8%)」、「八木橋百貨店(57.5%)」、「花火大会(54.6%)」の割合が高い。

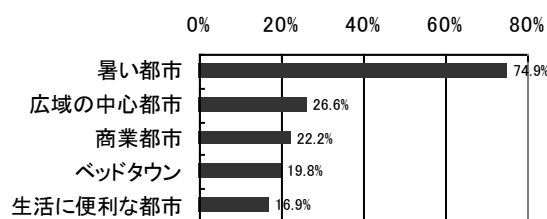


※上位10項目のみ表示

②熊谷市の都市イメージ

○「暑い都市」が特に多い。

「暑い都市(74.9%)」が、特に多く、「広域の中心都市(26.6%)」、「商業都市(22.2%)」、「ベッドタウン(19.8%)」、「生活に便利な都市(16.9%)」が続く。

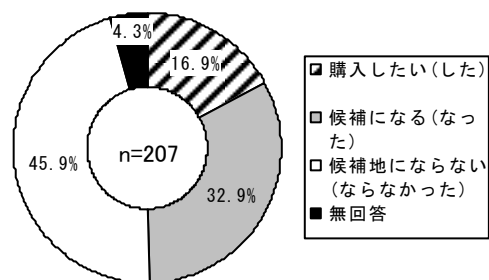


※上位5項目のみ表示

③熊谷市への居留意向

○近隣市町への求心力はあるが、全県から呼び込むような力はない。

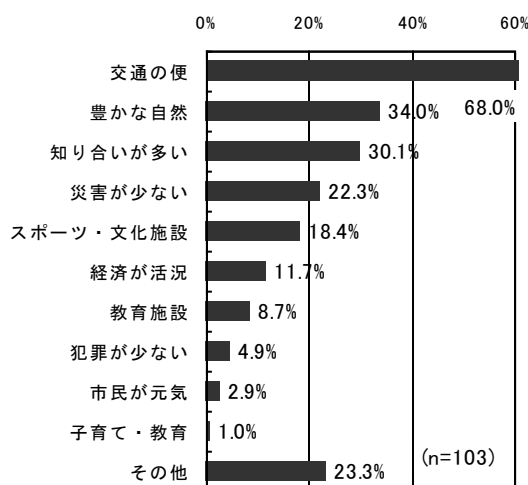
「購入したい(した)(16.9%)」「候補になる(なった)(32.9%)」「候補地にならない(ならなかった)(45.9%)」であった。



④熊谷に居住したい(した)理由

○交通の便の良さや豊かな自然が評価されている。

居住したい(した)理由として「交通の便(68.0%)」「豊かな自然(34.0%)」「知り合いが多い(30.1%)」が高く、居住人口を定着させるためにはこれらの利点を、広域に発信していく必要がある。

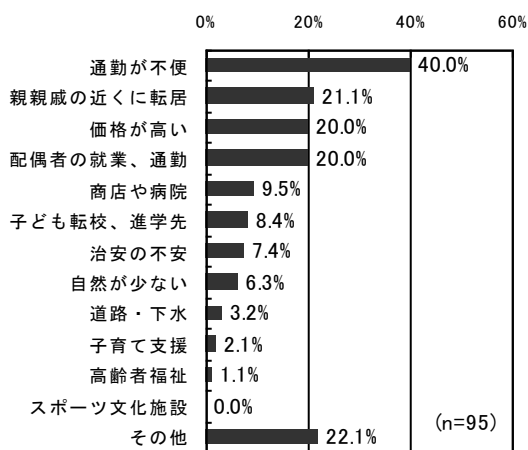


⑤熊谷に居住したくない理由

○通勤が不便、価格が高い、配偶者の就業、通勤が不便等の理由があがっている。

居住したくない理由として「通勤が不便(40.0%)」「親戚の近くに転居(21.1%)」「価格が高い(20.0%)」「配偶者の就業、通勤(20.0%)」が高い。

居住人口を定着させる一つの方策として、企業誘致や地元雇用の促進を図り、雇用の場を創出することが考えられる。



〔3〕中心市街地の現状分析の整理

○沿革・位置づけ

- ・古くからの商業地であり、埼玉県北部の行政、産業、教育、文化等、多くの面での拠点性を有している。

○気候

- ・夏の暑さと、快晴日の多さが顕著であり、この気候特性から派生した「あっぱれ！熊谷流」プロジェクトを積極的に展開している。

○人口の動向

- ・マンション建設の活発化により、近年、減少傾向にあった人口が、平成 17 年を境に増加に転じている。
- ・市内でも特に高齢化率が高い地域である。

○商業の動向

- ・複数の大型店や 25 の商店街が集積する埼玉県北部の中心的な商業地であり、県下 7 位の小売業年間商品販売額となっている。
- ・経済の長期低迷や近隣市や郊外部への大型店出店等の影響などにより活力に陰りがみられる。
- ・空き店舗や低・未利用地が点在しており、商店街のにぎわいの欠ける要因となっている。

○歩行者・自転車通行量の動向

- ・歩行者・自転車通行量は各所で減少傾向にある。
- ・星川通りや周辺の商店街の歩行者・自転車通行量が少なく、中心市街地はあまり回遊されていない。

○都市福祉施設の立地動向

- ・公共公益施設や文化歴史施設が集積しており、市民サービスに関する利便性の高い地域となっている。

○公共交通の利用状況

- ・首都圏、秩父、上越、信州地域などへのアクセスが良好な、利便性が高い鉄道網がある。
- ・JR 熊谷駅は、JR 高崎線(大宮・高崎間)の中で、大宮駅、上尾駅につぐ 3 番目の 1 日平均乗客数を誇る。市民の利用はもとより、上越・北陸新幹線の停車駅であることから、周辺事業所への玄関口として、多くのビジネスパーソンが利用している。
- ・民間バスやゆうゆうバスが、市内各地を運行している。本市の各地域間のネットワーク性を充実させるために、ゆうゆうバスの利便性を高めるとともに、民間バスとの連携方策を検討する必要がある。

○市街地整備の動向

- ・平成 16 年に市街地再開発事業にて、再開発ビルと東口(ティアラ口)駅前交通広場が整備され、広域における拠点性がより高まり、20 万都市の中心としての風格を兼ね備えてきた。
- ・星川通りは、シンボルロードとして広場や親水空間が整備されている。今後は、中心市街地の回遊動線の軸として、にぎわい創出に活用する必要がある。

○イベント・祭りに関する現状分析

- ・うちわ祭、えびす祭など、市内外の多くの人が集まるお祭りが実施されている。
- ・エコライフフェア、「オ・ドーレなおざね」などの既存イベントや、新たなイベントを通して日常生活を支援する事業の充実を図っていく必要がある。

【市民アンケート】

○利用動向

- ・市民が中心市街地に訪れる頻度は、毎日、週に数回、月に数回など、様々である。
- ・中心市街地居住者においては、半数以上の人ほぼ毎日、利用している。
- ・多くの人買い物を目的に、中心市街地を訪れている。
- ・自家用車で訪れる人が多く、中心市街地居住者においては、徒歩、自転車で訪れる人が多い。

○中心市街地の必要度

- ・駐車場の整備・サービス、治安・防犯への配慮の必要度が高い、関連施策を推進していく必要がある。

○中心市街地の居留意向

- ・市民の3割程度が、中心市街地への居留意向がある。また、中心市街地居住者の7割以上が、住み続けたいと考えている。
- ・中心市街地に居住したくない理由として、住環境の悪さ、自然の少なさがあげられている。

○買い物等の状況

- ・中心市街地の大型店が市民全般によく利用されている。
- ・中心市街地の商店街・商店は、大型店や郊外店に比べ、あまり利用されていないが、飲食(外食)においては、よく利用されている。
- ・中心市街地内で、大型店間の回遊は見られるものの、商店街・商店への回遊は、あまり見られない。

○今後の取組み

- ・広域からの集客、景観形成、伝統や歴史、商業の街といった方向のまちづくりが期待されている。
- ・中心市街地居住者は、特に、広域からの集客、商業の活性化を期待している。
- ・回遊性を向上させるために、魅力的な店・飲食店の増加、歩きやすい道路・歩道の整備等が求められている。

【来街者アンケート】

○利用動向

- ・ 中心市街地内、または近郊居住者の利用が多い。
- ・ 買い物目的が多く、次いで通勤・通学目的で利用されている。
- ・ 交通手段として、自転車、徒歩、自家用車が多い。
- ・ ほとんど毎日利用する人が4割を占め、日常的な利用が多い都市となっている。

○中心市街地の印象

- ・ 買い物、交通等の生活利便施設の充実やイベント、催事の充実が評価され、中心市街地は「まちの顔」として認識されている。
- ・ 広域から人が訪れる魅力、治安、まちの回遊性等の評価が低い。

○今後の取組み

- ・ イベント開催、チャレンジショップ、バリアフリー整備の必要性が高い。

【広域圏アンケート】

○熊谷市で印象の強い資源

- ・ うちわ祭、八木橋百貨店など中心市街地の資源が多い。

○熊谷市の都市イメージ

- ・ 暑い都市としての印象が、非常に強い。

○「あついぞ！熊谷」事業の評価

- ・ 「あついぞ！熊谷」は、市内外に認知され始めている。
- ・ 多くの人々が「あついぞ！熊谷」を評価している。

○暑さ対策としての関心があること

- ・ 緑化や水を活用した暑さ対策に関心が高い。

〔4〕旧基本計画の進捗状況と事業効果の検証

(1) 旧基本計画(平成12年3月策定)の概要

1) 基本理念(まちづくりのコンセプトイメージ)

旧基本計画では、旧総合振興計画「くまがや市民スクラム計画」に記載された中心市街地のにぎわい再生プロジェクトを受け、また「星川、ロマンのまち熊谷」事業により、星に関連したイベントを行うことから、中心市街地のまちづくりのコンセプトイメージを「きら星輝く街・くまがやアステリズム」として活性化を推進した。

中心市街地のまちづくりのコンセプトイメージ
“きら星輝く街・くまがやアステリズム”

星をテーマとしたまちづくりを展開し、分散する中核施設、商業施設を天空に輝く「星」に見たて、それぞれが独自の魅力を向上し、それらの星々を結びつける回遊性、ネットワーク形成を図り、「星座(アステリズム)」として連携し、全体として一層の魅力を発信させるコンセプトイメージであった。

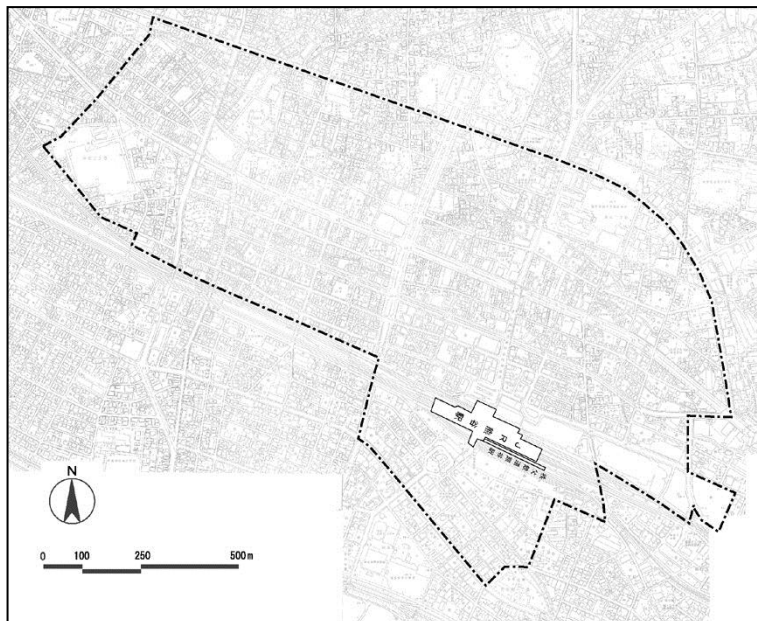
2) 活性化の方向性

まちづくりのコンセプトイメージを受け、5つの活性化の方向性を定めている。

熊谷市の顔となる複合商業施設等の整備	熊谷駅東地区市街地再開発事業、本町や鎌倉町周辺のパティオ事業等の拠点づくりや、本市の都市構造、歴史的資産をシンボルにした熊谷独自の生活交流拠点づくりを推進する。また産業、生活、文化諸活動を活性化し、地域産業の振興と都市機能の集積を図る複合的な拠点施設として、テクノグリーンセンターを整備する。
観光資源となる歩行系ネットワークと滞留空間としての商店街整備	本町、鎌倉町周辺等にパティオ事業による憩いの商空間の整備を推進する。また駐車場の有効利用、星溪園の観光施設としての利用方法の再検討、熊谷寺の開門を促進し、観光客を含めた来街者に回遊を促す都市型アメニティー空間を創出する。
商店街としての意識改革と組織の充実	商店街組織内における情報交換の活性化と、共通意識を醸成し得る商店街の意識改革を推進する。
駐車場有効利用システムの構築	駐車場供給量は一定の確保ができており、今後は、駐車場の案内や共通利用制度等のソフト面の充実を図る。
快適な都心型住環境の整備	中心市街地の伝統的な地域コミュニティを維持し、高齢化社に対応するため住環境の整備を促進する。

3) 区域

公共公益施設、歴史文化施設が集積し、本市の顔としての役割を持つ123haの区域を、空き店舗の増加や大型店の衰退などの趨勢要件や、埼玉県北部の中核的な都市としての効果要件を配慮し、設定している。



4) 事業の進捗状況

市街地の整備改善と商業等の活性化を軸にした各種の事業等に取り組んできた。基本計画策定から約12年経過した現在、全29事業のうち17の事業(58.6%)に着手し、完了もしくは、継続して実施中である。

未実施の12の事業については、経済の長期低迷等による事業資金不足、実現性の見通しの立っていない構想レベルの事業まで盛り込んでいた等の理由から実施に至っていない。

■旧基本計画で位置づけた事業の実施状況

	実施及び実施中	未実施	合計
市街地の整備改善事業	5	4	9
	55.6%	44.4%	100.0%
商業の活性化事業	12	7	19
	63.2%	36.8%	100.0%
その他	0	1	1
	0.0%	100.0%	100.0%
計	17	12	29
	58.6%	41.4%	100.0%
主な事業	星川通線シンボルロード整備事業、熊谷駅東地区市街地再開発事業、中心商店街空き店舗等魅力開発事業、商店街商業活性化事業など	テクノグリーンセンター整備事業、空き店舗利用文化施設設置事業など	

■旧基本計画で位置づけた事業一覧

区分	整理番号	基本計画に記載されている事業名	実際に実施した(実施している)事業名	事業実施期間 又は着手予定 事業実			事業内容	事業主体
								事業主体の名称
市街地の整備改善事業	1	星川通線シンボルロード整備事業	星川通線シンボルロード整備事業	H10	-	H12	幅員22m、延長760m	熊谷市
	2	星川通線下流部整備事業	星川通線下流部整備事業	H12	-	未定	幅員16m、延長610m	熊谷市
	3	熊谷駅東部土地区画整理事業	熊谷駅東部土地区画整理事業	H10	-	H17	23.6ha	熊谷市
	4	熊谷駅東地区市街地再開発事業	熊谷駅東地区市街地再開発事業	H12	-	H16	施行面積1.5ha、商業施設・駐車場、棟1棟53,645㎡、住宅棟1棟6,121㎡	熊谷駅東地区市街地再開発組合
	5	テクノグリーンセンター整備事業	(未実施)	未実施			未定	埼玉県、熊谷市、民間
	6	駐車場有効利用促進システムの導入	(未実施)	未実施			未定	
	7	優良建築物等整備事業	(未実施)	未実施			未定	
	8	第2北大通線道路改良事業	第2北大通線道路改良事業	実施中			幅員20m、延長6,330m	熊谷市
	9	国道17号交通円滑化事業	上石第一土地区画整理事業(石原地内の国道17号拡幅)	未実施			幅員21m、延長650m	熊谷市
商業の活性化事業	10	熊谷寺門前仲見世通り街路整備事業	(未実施)	未実施			未定	
	11	パティオ事業	(未実施)	未実施			未定	
	12	商店街商業活性化事業	中心市街地商店街改造事業(熊谷駅西通り商店街ファサード事業)	H16	-	単年	ファサード整備29店舗	駅西通り商店街(振)
	13	商店街商業活性化事業	中心市街地商店街改造事業(鎌倉町商店街ファサード事業)	H16	-	単年	ファサード整備16店舗	鎌倉町商店街(協)
	14	商店街商業活性化事業	街路整備事業(駅西通り商店街)	H16	-	単年	幅員15m、延長242m	熊谷市
	15	商店街商業活性化事業	街路整備事業(鎌倉町商店街)	H16	-	単年	幅員12m、延長280m	熊谷市
	16	商店街商業活性化事業	電線共同工整備事業(駅西通り商店街)	H15	-	H16	地中化延長242m、施工延長466m	熊谷市
	17	商店街商業活性化事業	電線共同工整備事業(鎌倉町商店街)	H15	-	H16	地中化延長280m、施工延長499m	熊谷市
	18	商業集積等整備事業	(未実施)	未実施			未定	
	19	星川シンボルロード沿道景観形成事業	(未実施)	未実施			未定	
	20	中心商店街空き店舗等魅力開発事業	チャレンジショップ事業	H12	-	未定	内外装改修補助1店舗	熊谷商工会議所
	21	「熊遊市」開催事業	「熊遊市」開催事業	H12	-	未定	イベント開催年間3日	熊谷市商店街連合会
	22	「星川、ロマンのまち熊谷」事業	「光の歩廊」事業	H12	-	未定	イルミネーション実施2ヶ月間	光の歩廊実行委員会
	23	にぎわいのバスサタデー号運行事業	無料化による路線バス利用実証実験	H15	-	H15	2社16路線の路線バス、無料化2日間	内閣官房都市再生本部
	24	駐車場有効利用促進事業	(未実施)	未実施			未定	
	25	駅南口地区にぎわい再生事業	(未実施)	未実施			未定	
	26	空き店舗利用文化施設設置事業	(未実施)	未実施			未定	
	27	熊谷駅東地区市街地再開発ビル駐車場取得事業	ティアラ21駐車場取得事業	H16	-	H16	駐車場25,936㎡、490台(550台)	株式会社ティアラ21
28	中心商店街空き店舗等魅力開発事業	中心市街地活性化情報マップ作成事業	H16	-	H16	商店街マップ作成	熊谷市	
その他の事業	29	市民交流センター整備事業	(未実施)	未実施			未定	熊谷市

5) 事業効果の検証

中心市街地では、旧基本計画で位置づけた事業を積極的に取り組み、多くの事業実績を残してきた。一方で、中心市街地のにぎわいや活力に係る指標をみると、その多くが衰退傾向にある。今後は、これまでのまちづくりの成果であり、一定の水準にある基盤整備を活かしながら、回遊性やにぎわいを向上させる事業を実施し、中心市街地活性化を一層、推進していく必要がある。

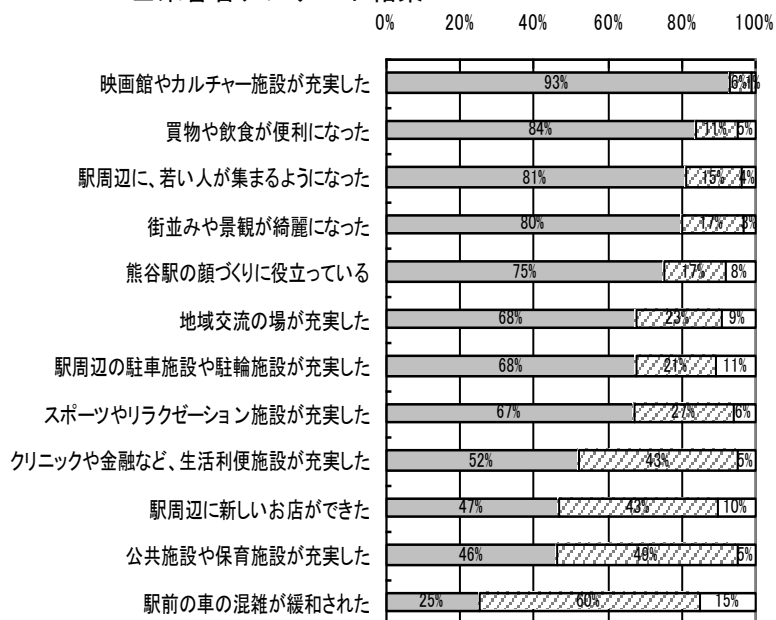
【主要な事業による事業効果】

①熊谷駅東地区市街地再開発事業

平成 16 年に完了した熊谷駅東地区市街地再開発事業では、再開発ビルと東口(ティアアラ口)駅前交通広場の整備を行い、以下の事業効果があった。

- ・ 広域における拠点性が高まり、20 万都市の中心としての風格を兼ね備えた都市景観が形成された。
- ・ 民間マンション開発が活発になり、ティアアラ 21 を基点に 5 階以上のマンションが、1km 圏内に 16 棟、1～3km 圏に 4 棟、5km 圏外に 6 棟建設された。また、その結果、平成 17 年以降の中心市街地の人口の下げ止まりに寄与している。
- ・ 商業機能の強化、都市景観の向上、若者の集客といった効果があると市民に評価されている。(ティアアラ 21 来客者アンケートより)

■ 来客者アンケート結果



□ そう思う □ どちらともいえない □ そう思わない

②星川通線シンボルロード整備事業

平成 12 年に完了した星川シンボルロード整備事業では、川沿いに歩道を設置するとともに、電線地中化や、ストリートファニチャー、街路灯、街路樹、レンガ舗装などの整備を行い、以下の事業効果があった。

- ・ 星川通線及び周辺地域において、快適な都市空間が形成され、中心市街地の回遊性を高める軸として更なる活用の可能性がある。
- ・ 商店街活性化策として星川あおぞら市や屋台村を平成 23 年 5 月から開設している。
- ・ 一方で、星川沿いや周辺地域の歩行者・自転車通行量は、変わらず減少傾向にある。

③商店街商業活性化事業

平成 16 年に、駅西通り商店街と鎌倉町商店街では、街路整備（電線類の地中化工事及び道路整備工事）、商店街ファサード事業を実施し、販売促進や商店街のイメージ向上等の事業効果がみられた。

【全体的な事業効果】

中心市街地のにぎわいや活力に係る指標をみると、その多くが衰退傾向にあるため、旧基本計画の事業効果が十分に現れているとは言えない状況にある。

■基本計画策定後の指標の変化

	指 標	単 位	基本計画 策定時	現 在	推 移	出典・年次
人 口	①人口	人	13,292	13,037	▲1.9%	平成 10、24 年熊谷市統計書
	②世帯数	世帯	5,325	6,256	17.5%	
	③高齢化率	%	22.4	25.8	3.4 割	
商 業	④小売業事業所数	店	700	411	▲41.3%	平成 9 年、14 年、16 年、19 年 商業統計調査
	④' 全市シェア	%	38.0	23.4	▲14.6 割	
	⑤従業者数	人	3,550	2,880	▲18.9%	
	⑤' 全市シェア	%	35.5	23.6	▲11.9 割	
	⑥小売業年間商品販売額	百万円	74,416	50,700	▲31.9%	
	⑥' 全市シェア	%	33.3	22.1	▲11.2 割	
	⑦売場面積	m ²	76,193	80,906	6.2%	
	⑦' 全市シェア	%	43.0	29.2	▲13.8 割	
	⑧空き店舗数	%	—	19.0	—	平成 24 年空き店舗調査
事 業 所	⑨事業所数	事業所	2,427	2,162	▲10.9%	平成 13 年事業所・企業統計調査、平成 21 年経済センサス
	⑨' 全市シェア	%	24.4%	22.9%	▲1.4%	
	⑩従業者数	人	21,569	19,898	▲7.7%	
	⑩' 全市シェア	%	22.5	20.5	▲2.1%	
に ぎ わ い	⑪歩行者・自転車通行量(平日)	人/9h	25,152	18,449	▲26.6%	平成 12 年、24 年中心市街地通行量調査 ※9 箇所合計値
	⑫歩行者・自転車通行量(休日)	人/9h	35,708	16,365	▲54.2%	
交 通	⑪JR 熊谷駅乗客数	人/日	31,620	30,715	▲2.9%	平成 12 年、23 年熊谷市統計書
そ の 他	⑫地価(商業地)	千円/m ²	463.5	143.1	▲69.1%	平成 10 年、24 年地価公示価格 ※4 箇所の平均値
	⑬マンション建設戸数	棟	19	—	—	平成 13 年～20 年

〔5〕中心市街地活性化の課題整理

中心市街地の現況、各種アンケート調査の結果、過去の取組みの評価などより、本市の中心市街地活性化への課題を以下のように整理する。

○中心市街地のにぎわいの向上を図る必要がある。

- ・本市の中心市街地には、熊谷駅前のA Z熊谷、ティアラ 21、ニッソーモールなどの大型店を中心とする東の核と、八木橋百貨店やイオン熊谷店などを中心とする西の核の2つの商業核が形成されている。この2核には多くの人々が来街し、にぎわい感が醸成されているものの、この2核間の距離は離れており、2核の間には立ち寄る核が無く、商店街や路面店舗も衰退傾向にあるため、2核間を徒歩で回遊する魅力に欠け、にぎわい感に欠ける状況である。
- ・にぎわい感の指標となる歩行者・自転車通行量は、中心市街地のいずれの調査地点についても総じて減少傾向にある。
- ・中心市街地の中央に位置する星川通りでは、平成12年度までにシンボルロードとして、彫刻の設置、親水空間の配置などの整備が行われている。また、シンボルロードにおいては、休日を中心として各種の行事やイベントが開催されている。しかし、シンボルロードの両脇は空き店舗や平面駐車場などにより店舗の連続性が分断されているため、ショッピング等の目的を持って歩く人が少なく、恒常的なにぎわいの回復までには至っていない。
- ・今後、星川通りなどを中心にストリートの魅力を高め、行き交う人を増やし、中心市街地のにぎわいの向上を図る必要がある。

○県北地区を代表する商業集積地として、商業活力の向上を図る必要がある。

- ・複数の大型店や商店街が分布する中心市街地は、熊谷市の商業を牽引し、周辺市町村にも商圈を持つ商業集積地域となっている。
- ・社会情勢や郊外への大規模小売店の立地等により、事業所数、事業者数、小売業販売額が、近年、いずれも減少傾向にある。
- ・駅前にA Z熊谷、ティアラ 21、ニッソーモールなどの大型店が立地し、区域西側に八木橋百貨店、イオン熊谷店が立地しており、2つの商業核が形成されている。
- ・2つの商業核の中間地には25の商店街が分布しているが、店舗の老朽化や後継者不足、空き店舗や平面駐車場が点在しているなどの状況がみられ、また歩行者・自転車通行量も少なくなっている。
- ・各大型店や各商店街が連携し、地域一体となった商業活力の向上を図る必要がある。また、接客・サービス等において、おもてなし精神を徹底する必要がある。

○県内有数の産業都市として、業務機能の向上を図る必要がある。

- ・本市の産業は、農業産出額では県内第2位、年間商品販売額では県内第3位、製造品出荷額等では県内第5位で、埼玉県内有数の産業都市である。
- ・業務施設等の事業所数の推移を見ると、平成13年から平成21年にかけて、中心市街地では10.9%の減少となっている。
- ・県内有数の産業都市としてのポテンシャルを支えるため、中心市街地は業務機能の向上を図る必要がある。

○高齢化や産業育成に対応するため、居住環境の向上を図る必要がある。

- ・民間主導でまちなか居住の基盤が形成されつつあるが、経済状況の激変による住宅需要の冷え込みにより、マンションの販売率低下や建設凍結が表面化し、平成22年から平成24年にかけては中心市街地の人口は減少となっている。
- ・市民アンケートによると、治安・防犯の問題や、緑の少なさなど居住環境の問題が指摘されていることから、行政や地権者、商業者等が中心となり、中心市街地内の居住環境の魅力付けを図ることにより、まちなか居住を促進する必要がある。
- ・また、中心市街地への事業所の進出を促進し、今後の成長産業を育成するためには、優秀な人材が移り住んでくるような安全安心で利便性が高い居住環境づくりが必要である。

○多様な主体が協働する取組み体制を構築する必要がある。

- ・旧基本計画の推進によって、居住人口が回復傾向にあるなど、一定の事業効果が見られたが、中心市街地のにぎわいや活力に係る多くの指標が衰退傾向にあるため、事業効果が十分に現れているとは言えない状況にある。
- ・このような背景を踏まえ、本計画においては、確実に実施・完了できる事業を数多く掲げるとともに、その事業の検討や実施にあたっては、市民や民間事業者の参画を促し、多様な主体が協働することによって、取り組んでいく必要がある。
- ・そのためには、まちづくり活動の中核を担う人材の育成や、組織間の連携・調整を行う体制や、方針に基づいて総合的なまちづくりを行うまちづくり会社などの体制の構築が必要。

〔6〕中心市街地活性化の基本方針

中心市街地は「まちの顔」であるとともに、「文化と経済の孵化器」である。中心市街地の特性・個性や社会資本ストック等を生かしながら、中心市街地では、下記の基本理念や方針の実現に向けたまちづくりを推進することとする。

基本理念

「つながり」と「おもてなし」で築く、広域拠点都市くまがや。

■基本理念の主旨

広域の拠点都市

熊谷市は、古来より中山道の宿場町として発展し、明治初期には「熊谷県」の県庁所在地となった。古くから商業機能が集積し「商都 熊谷」と称された歴史を持つ。現在でも、昼夜間人口比率が116.2%（2km圏商圏）となっていることから分かるように、周辺都市からの通勤・通学の行き先となっており、広域における拠点都市として位置付けられる。

熊谷市中心市街地の活性化は、熊谷市全体、さらに周辺都市まで含めた広域エリア全体の発展に繋がるものであり、広域エリアにおける中心核としての役割を担うことの出来るような活性化を行っていく。



おもてなし、つながり

中心市街地活性化を行うにあたって重要となるのが「おもてなし」の精神や、人と人との「つながり」である。

熊谷市において、この「おもてなし」や「つながり」を象徴するのが、「うちわ祭」である。「うちわ祭」は、住民の心意気で醸成された祭りで、延べ約70万人の集客を誇り、12台の山車(だし)・屋台が熊谷囃子(はやし)とともに市街地を巡行する様子は、その絢爛豪華さから関東一の祇園祭と称されている。

中心市街地活性化を進めるにあたっては、祭りなどで培われた「おもてなし」精神や「つながり」の力を発揮し、多様な主体が一体的につながり、内外から中心市街地を訪れる来街者を「おもてなし」することにより、中心市街地の魅力を更に高めることとする。

基本理念実現のため、3つの基本方針を設定する。

基本
方針
1

楽しく回遊できる都市環境の形成と 生活環境としての魅力アップ

中心市街地には、八木橋百貨店周辺、熊谷駅周辺といった2つの魅力的な商業核が形成されている。商業核の中間地には、星川シンボルロードや中央公園、昔ながらの商店街、商店や飲食店、歴史的・文化的建物など、様々な資源が点在しているものの、人通りが少なく、にぎわいに欠ける状況にある。今後、これらの資源を活かした取り組みの実施や、新たな魅力の創出によって、東西の商業核に訪れた人が、中心市街地全体を回遊し、様々な都市機能を楽しみ、滞在することのできる都市環境を形成する。

また、にぎわい創出のためには、外からの来街者増加だけでなく、居住人口の増加も必要となることから、自然豊かで安全・安心に暮らすことのできる生活環境づくりを行う。

基本
方針
2

広域来訪及び地域生活を支える商業環境の形成

中心市街地には、八木橋百貨店、ティアラ 21 を始めとする5つの大型店が立地し、広域的な集客力を誇る高質な商業空間が形成されているが、近年、郊外への大型店の立地や経済情勢の停滞等により、中心市街地の商業活力が低下している。今後、大型店はもとより各商店街の魅力向上や、多様な連携による取り組みを推進することで、郊外の大型店にはない、地域の元気があふれる多彩な商業空間の形成を目指す。

基本
方針
3

広域拠点都市くまがやの中核機能を 担うための業務環境の形成

熊谷市は、農業産出額、商品販売額、製造品出荷額等いずれも県内5位以内にあり、農・商・工のバランスがとれた県北地域における産業経済上の一大拠点をなしている。一方、新興国の台頭や歴史的な円高による国際競争の激化、国内需要の伸び悩みなど中小企業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなっている。また、原子力発電に代わる再生可能エネルギーの活用が求められるなど産業構造の大幅な転換が進んでいる。このため、世界水準の中小企業を育成する観点からも次世代産業や再生可能エネルギーなどの成長分野に挑戦する中小企業を積極的に支援していくことが必要である。

中心市街地においては、次世代産業支援のための中核機能を担う業務環境の形成を目指すこととする。

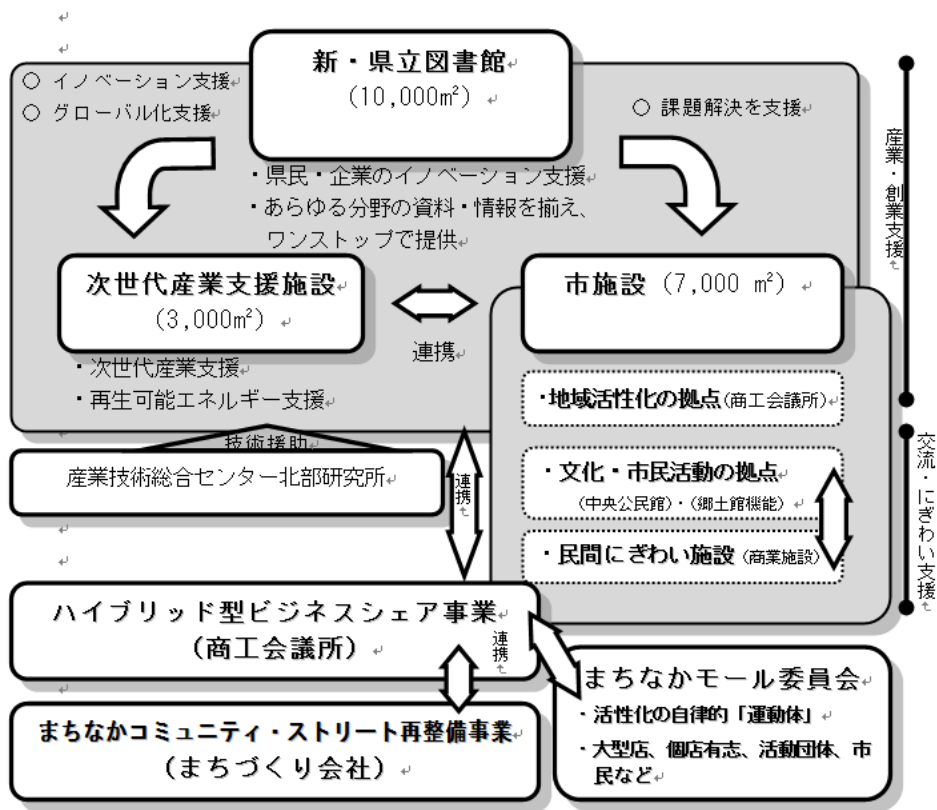
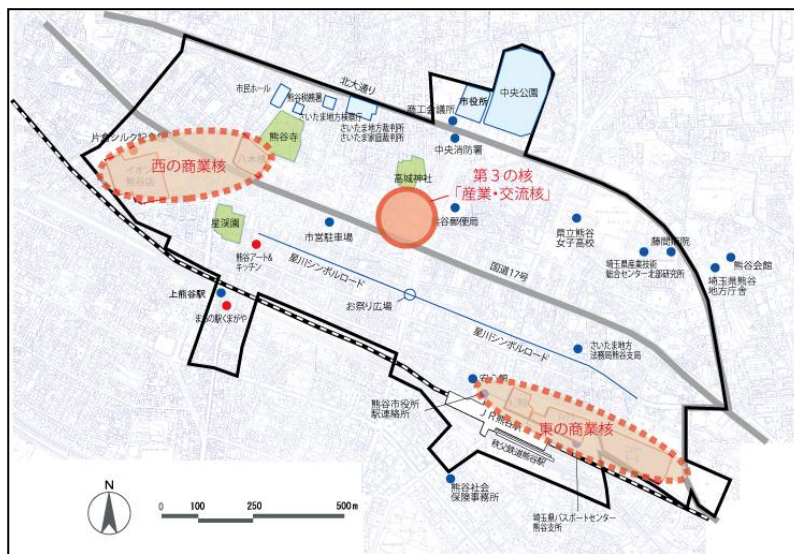
〔7〕 中心市街地活性化の主要施策

基本方針を実現するために、基本方針ごとに具体的な施策を位置づける。

〈基本方針1〉 楽しく回遊できる都市環境の形成と生活環境としての魅力アップ

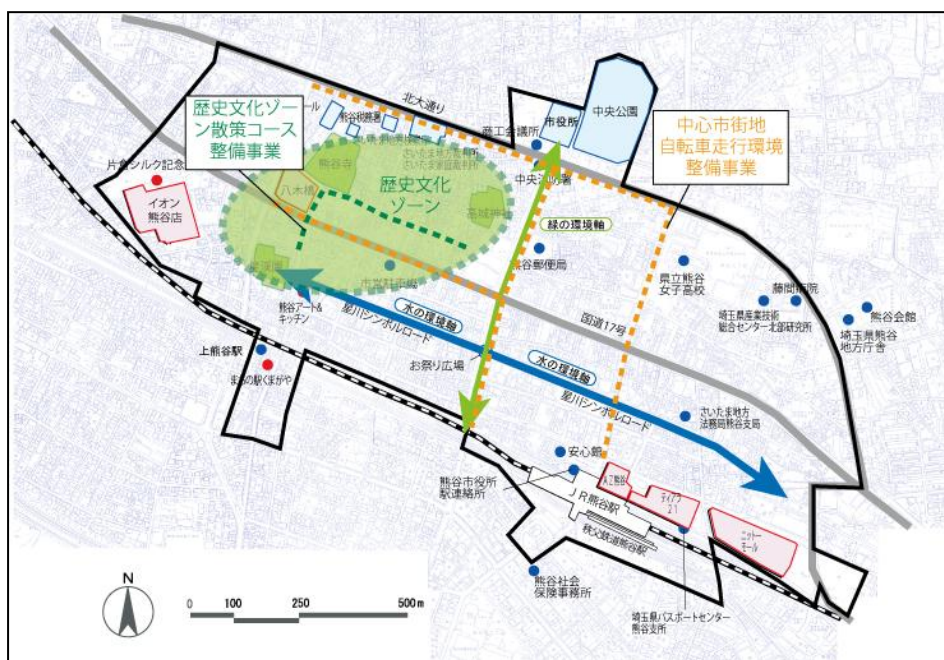
【主要施策①】 東西の2核の間に位置する第3の中心核づくり

- 東西の2核の間に核が無く回遊する魅力に欠けるという課題を解決するために、東西の2つの商業核の間に中心核となる「産業・交流核」を構築する。
- 中心核として「北部地域振興交流拠点施設（仮称）」を予定している場所は、「業務ゾーン」「商店街&路面店舗ゾーン」「公共公益・福利ゾーン」などのゾーンや「市役所通り」「国道17号」といった動線軸が交わる重要な場所である。



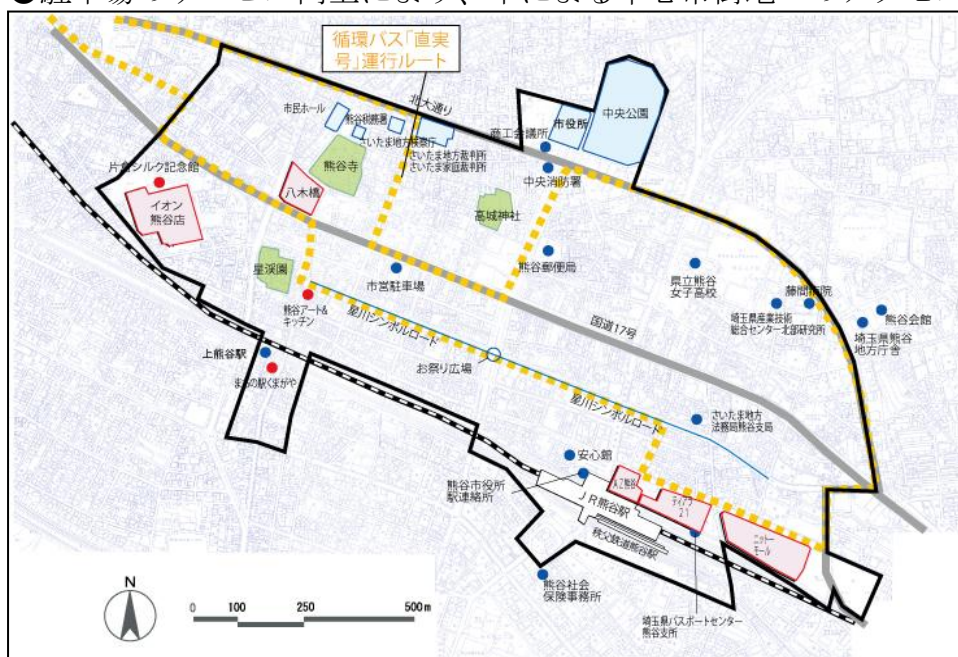
【主要施策②】 緑と憩いのある移動環境の整備

- 市役所通りや北大通りなどにおいて「自転車道等道路環境改善事業」等を実施することにより、安全・安心に移動する環境を整える。
- 星川通りや市役所通り、歴史文化ゾーン等の水資源や緑資源を活かし、自然豊かな魅力ある環境づくりを行う。
- 公共空間を活用して、オープンカフェなどにぎわい創出の活動を行う。



【主要施策③】 中心市街地へのアクセスや、中心市街地内の移動のための交通の利便性の向上

- まちなか循環バスの運行や超小型車カーシェアリング事業の実施により、中心市街地内をリーズナブルに利便に移動できる環境を整える。
- 駐車場のサービス向上により、車による中心市街地へのアクセス性を高める。



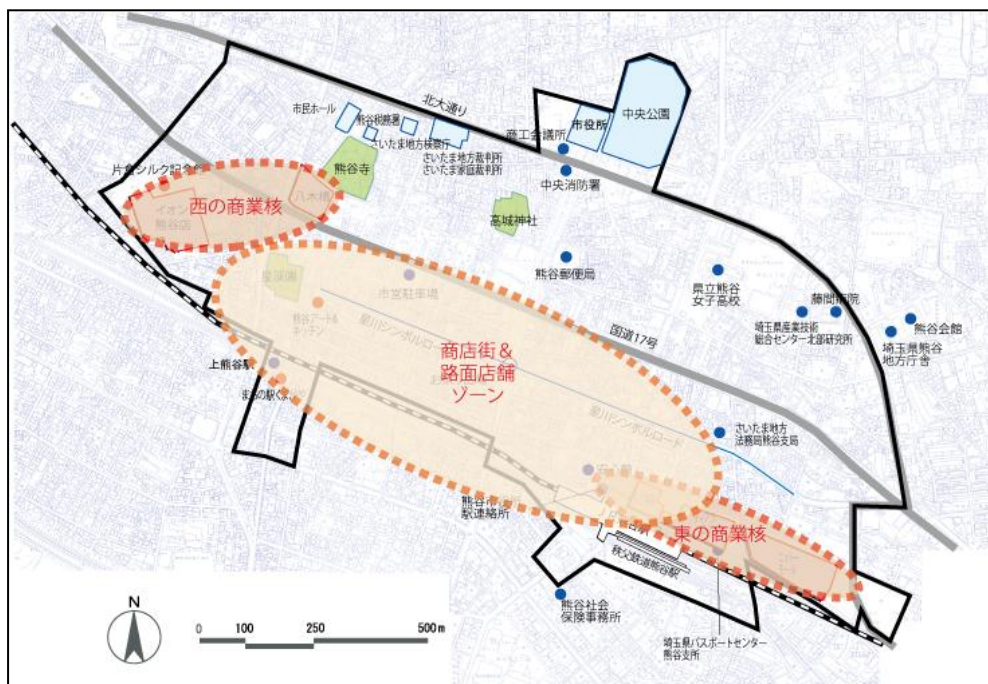
＜基本方針2＞ 広域来訪及び地域生活を支える商業環境の形成

【主要施策①】 街なかの快適な生活を支える生活サポート機能の充実

- まちづくり会社が「不動産の所有と利用の分離」等の手法により、空き店舗・遊休地の活用を促進し、福祉・子育て関連コミュニティ施設など街なかの快適な生活を支える生活サポート機能を充実させる。

【主要施策②】 商店街や大型店、団体等の連携強化による一体的な取組みの推進

- 広域集客に対応する大型店と地域コミュニティの担い手である商店街や団体等が連携し集客・にぎわいを図る推進組織として「まちなかモール委員会」を創設する。
- 生活者や消費者の多様化するニーズに対応するために、商業者のみならずNPOや市民団体・大学など新たな参画の輪を広げる。



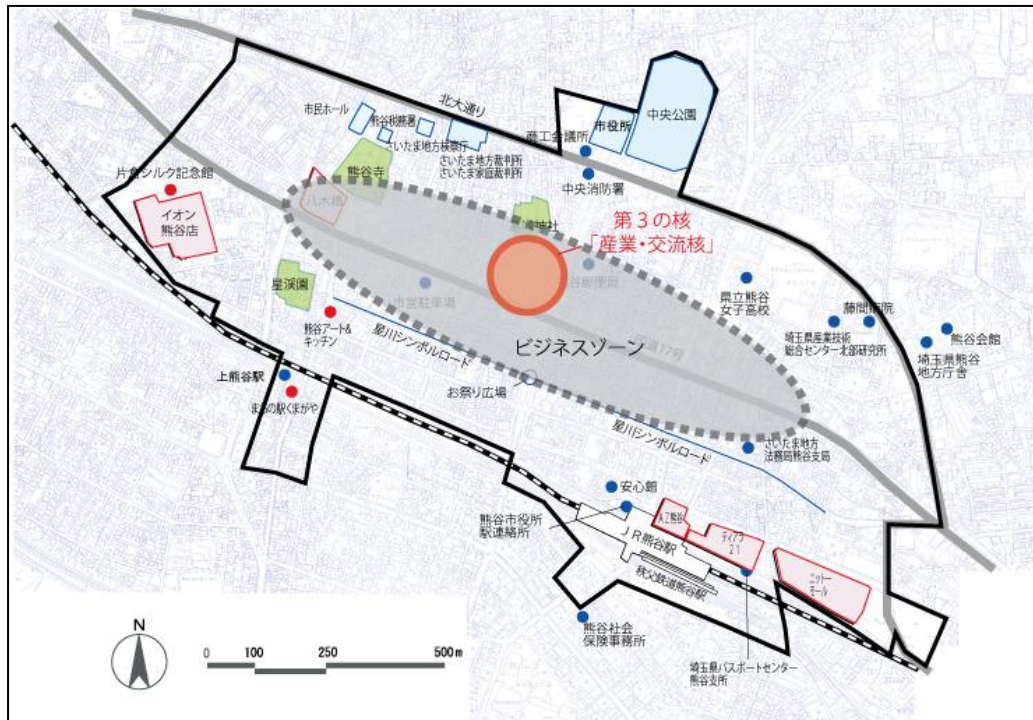
【主要施策③】 来街者等に対するおもてなしの向上

- 複数の大型店や商店街が分布する中心市街地は、熊谷市の商業を牽引し、周辺市町村にも商圏を持つ商業集積地域となっており、内外から多様な人々が来街している。これらの来街者に中心市街地の魅力を満喫して頂き、リピーターとなって頂くために、おもてなしの向上を図る。

＜基本方針3＞ 広域拠点都市くまがやの中核機能を担うための業務環境の形成

【主要施策①】 広域拠点都市のポテンシャルを活かしたビジネスゾーンの機能拡大

- 第3の核「北部地域振興交流拠点施設（仮称）」は県北の情報拠点、成長産業育成の中核拠点となる予定である。これを中核として、国道17号周辺のビジネスゾーンの機能を拡大していく。



【主要施策②】 都市福利施設等の充実による安全安心で利便性が高い居住環境づくり

- 中心市街地への事業所の進出を促進し、今後の成長産業を育成するためには、優秀な人材が移り住んでくるような安全安心で利便性が高い居住環境づくりが必要である。
- 中心市街地には、公共公益・福利ゾーンを中心に行政施設や教育施設、医療施設、公園などがコンパクトに立地しており、これらの機能を拡充することにより安全安心で利便性の高い居住環境づくりを行う。

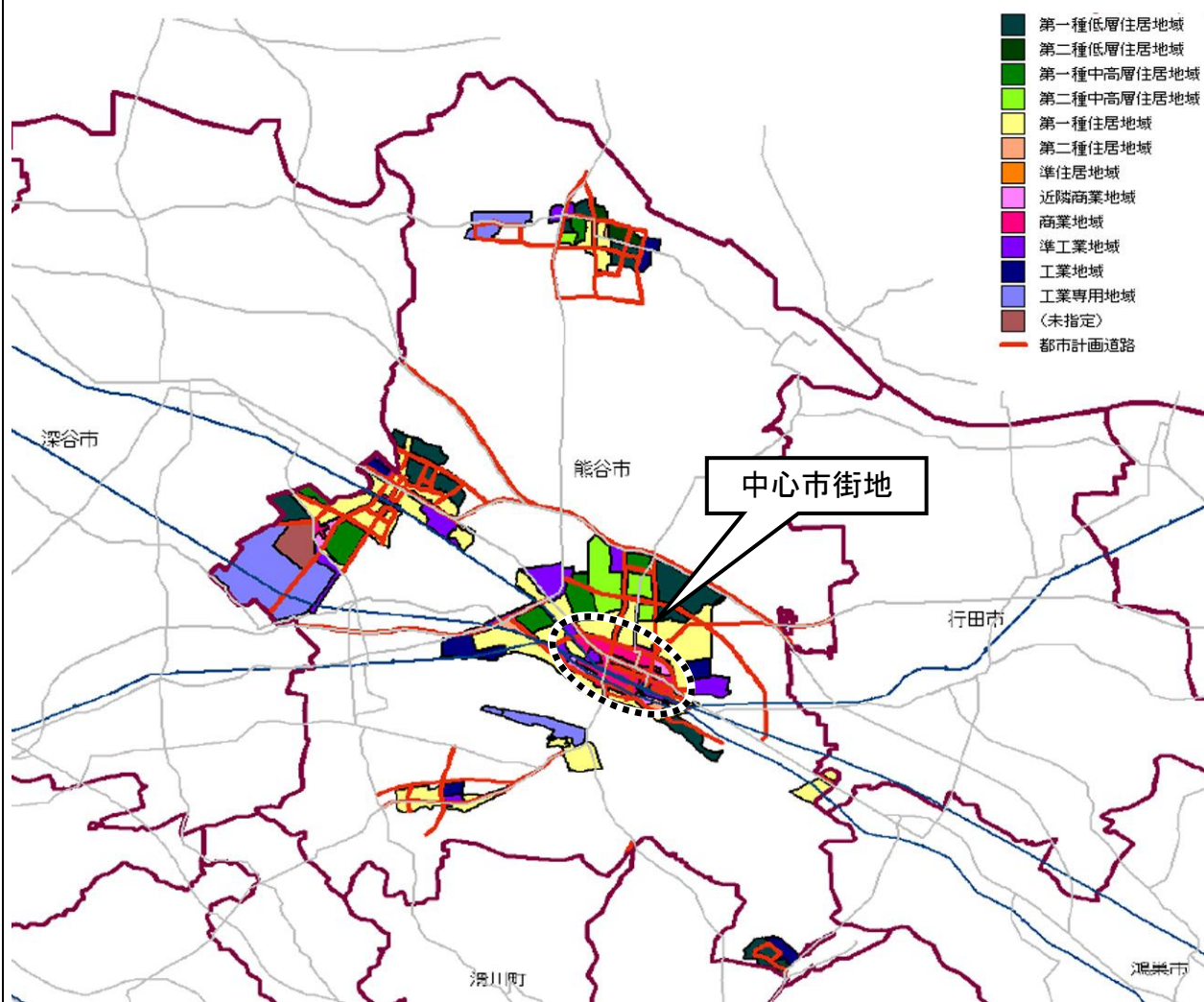
2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

本市の中心市街地は、古くから埼玉県北部の中核的な都市、商業都市の中心として発達しており、現在においても、恵まれた交通網を有し、公共公益施設、医療機関、商業施設等の都市機能が集中している地区であり、本市全体の都市発展を牽引していく役割を担っていることから、本市の中心市街地として位置付ける。

(熊谷市における中心市街地の位置)



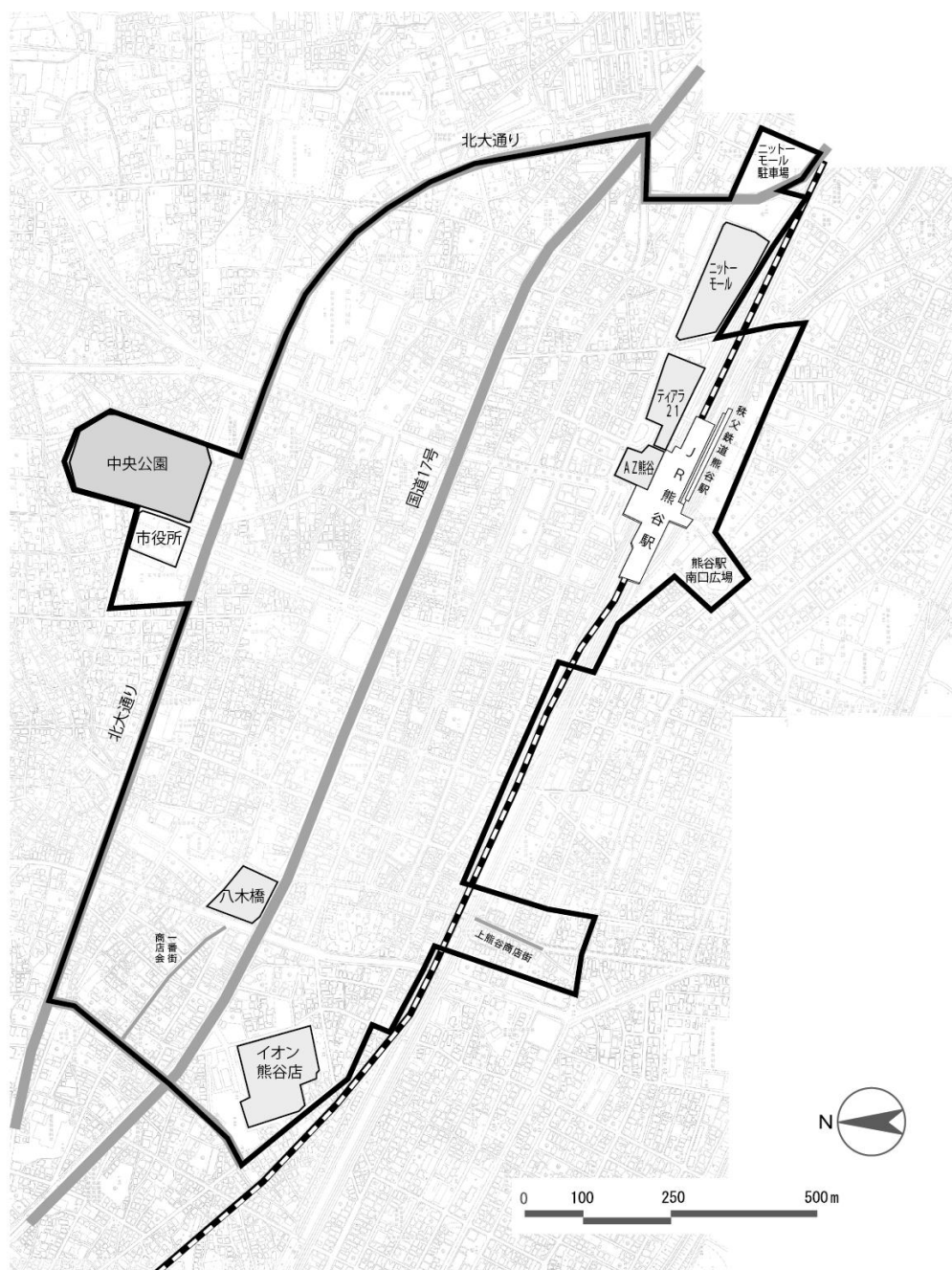
[2] 区域

区域設定の考え方

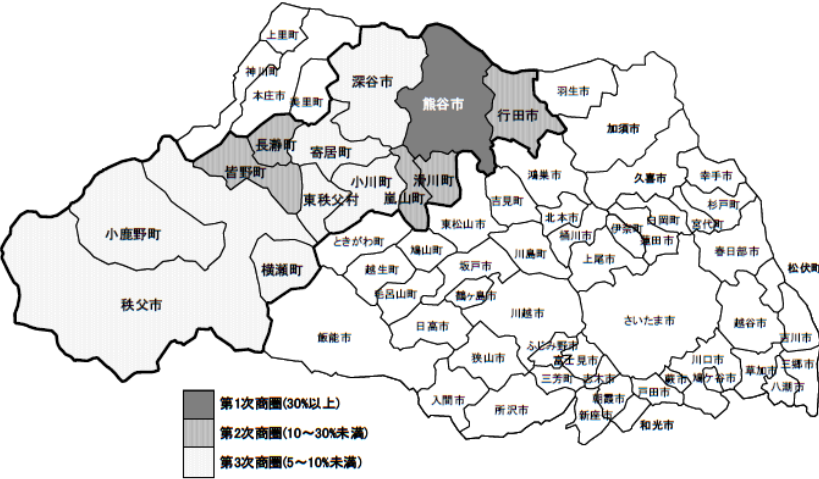
中心市街地の区域は、八木橋百貨店周辺、熊谷駅周辺の2つの商業核を中心とし、商業機能、都市機能、歴史・文化資源が集積する約113haの区域とする。

- (東側境界) 北大通線、佐谷田線を基本に、ニッポーモール駐車場を含む。
- (西側境界) 片倉シルク記念館、イオン熊谷店、一番街商店街を含む道路界とする。
- (南側境界) JR線を基本に、熊谷駅南口広場周辺、上熊谷駅周辺商店街を含む。
- (北側境界) 北大通線を基本に、市役所、商工会館(商工会議所)、中央公園を含む。

(区域図)



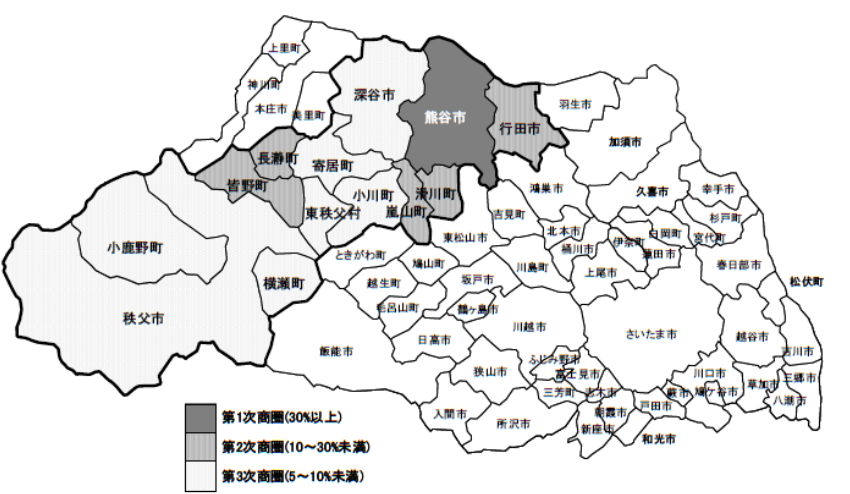
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																																							
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>○小売業の集積</p> <p>本市に占める中心市街地の商業機能の割合(平成19年)は、小売業事業所数で23.4%、従業者数で23.6%、小売業年間商品販売額で22.1%、売場面積で29.2%と、いずれも高いシェアを占めている。</p> <p>■中心市街地における商業機能の対全市シェア</p> <table border="1" data-bbox="539 584 1383 999"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>熊谷市 (B)</th> <th>対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">平成 9年</td> <td>小売業事業所数(店)</td> <td>700</td> <td>1,840</td> <td>38.0%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>3,550</td> <td>9,990</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>小売業年間商品販売額(百万円)</td> <td>74,416</td> <td>223,624</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>売場面積(m²)</td> <td>76,193</td> <td>177,211</td> <td>43.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平成 19年</td> <td>小売業事業所数(店)</td> <td>411</td> <td>1,755</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>2,880</td> <td>12,197</td> <td>23.6%</td> </tr> <tr> <td>小売業年間商品販売額(百万円)</td> <td>50,700</td> <td>228,909</td> <td>22.1%</td> </tr> <tr> <td>売場面積(m²)</td> <td>80,906</td> <td>277,035</td> <td>29.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○広域な商圈を有する</p> <p>市内はもとより隣接する市町村や県内外にも商圈を有している。</p> <p>■熊谷市の商圈</p>  <p>(資料：平成22年度彩の国広域消費動向調査報告書)</p>			中心市街地 (A)	熊谷市 (B)	対市割合 (A/B)	平成 9年	小売業事業所数(店)	700	1,840	38.0%	従業者数(人)	3,550	9,990	35.5%	小売業年間商品販売額(百万円)	74,416	223,624	33.3%	売場面積(m ²)	76,193	177,211	43.0%	平成 19年	小売業事業所数(店)	411	1,755	23.4%	従業者数(人)	2,880	12,197	23.6%	小売業年間商品販売額(百万円)	50,700	228,909	22.1%	売場面積(m ²)	80,906	277,035	29.2%
		中心市街地 (A)	熊谷市 (B)	対市割合 (A/B)																																				
平成 9年	小売業事業所数(店)	700	1,840	38.0%																																				
	従業者数(人)	3,550	9,990	35.5%																																				
	小売業年間商品販売額(百万円)	74,416	223,624	33.3%																																				
	売場面積(m ²)	76,193	177,211	43.0%																																				
平成 19年	小売業事業所数(店)	411	1,755	23.4%																																				
	従業者数(人)	2,880	12,197	23.6%																																				
	小売業年間商品販売額(百万円)	50,700	228,909	22.1%																																				
	売場面積(m ²)	80,906	277,035	29.2%																																				

要件	説明																																																							
	<p>○業務機能の集積</p> <p>業務機能(平成21年)に関しても、事業所数で22.9%、従業者数で20.5%と、商業機能と同様に比較的高いシェアを占めている。</p> <p>■中心市街地における業務機能の対全市シェア</p> <table border="1" data-bbox="561 495 1361 743"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>中心市街地 (A)</th> <th>熊谷市 (B)</th> <th>全市に占める シェア(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成13年</td> <td>事業所数(事業所)</td> <td>2,427</td> <td>9,954</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>21,569</td> <td>95,706</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年</td> <td>事業所数(事業所)</td> <td>2,162</td> <td>9,423</td> <td>22.9%</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>19,898</td> <td>97,238</td> <td>20.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：平成13年は事業所・企業統計調査、平成21年は経済センサス)</p> <p>○公共公益施設等の集積</p> <p>中心市街地には、市役所、熊谷郵便局、税務署、法務局、裁判所、市民ホール、片倉シルク記念館、熊谷寺、高城神社などの本市の主要な公共公益施設等が立地している。</p> <p>■中心市街地に立地している主要な公共公益施設等</p> <table border="1" data-bbox="545 1055 1398 1424"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政関連施設</td> <td>市役所、商工会議所、熊谷税務署、さいたま地方裁判所熊谷支部、さいたま家庭裁判所熊谷支部、さいたま地方検察庁熊谷支部、さいたま地方法務局熊谷支局、中央消防署、防犯センター安心館、男女共同参画推進センター、パスポートセンター</td> </tr> <tr> <td>文化施設</td> <td>市民ホール、片倉シルク記念館、熊谷寺、高城神社、星溪園</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>熊谷駅、上熊谷駅、熊谷郵便局</td> </tr> </tbody> </table> <p>○昼間の人口流入</p> <p>2km円商圏の昼夜間人口比率は116.2%となっている。</p> <table border="1" data-bbox="541 1592 1394 1966"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>円商圏(1km)</th> <th>円商圏(2km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総数 (平成18年)</td> <td>昼間人口(人)</td> <td>27,454</td> <td>55,813</td> </tr> <tr> <td>夜間人口(人)</td> <td>17,149</td> <td>48,037</td> </tr> <tr> <td>昼間/夜間(%)</td> <td>160.1%</td> <td>116.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">昼夜間人口差</td> <td>総数(人)</td> <td>10,305</td> <td>7,776</td> </tr> <tr> <td>生徒学生数(人)</td> <td>70</td> <td>-223</td> </tr> <tr> <td>第2次・第3次産業(人)</td> <td>11,178</td> <td>9,922</td> </tr> </tbody> </table>			中心市街地 (A)	熊谷市 (B)	全市に占める シェア(A/B)	平成13年	事業所数(事業所)	2,427	9,954	24.4%	従業者数(人)	21,569	95,706	22.5%	平成21年	事業所数(事業所)	2,162	9,423	22.9%	従業者数(人)	19,898	97,238	20.5%	分類	施設名	行政関連施設	市役所、商工会議所、熊谷税務署、さいたま地方裁判所熊谷支部、さいたま家庭裁判所熊谷支部、さいたま地方検察庁熊谷支部、さいたま地方法務局熊谷支局、中央消防署、防犯センター安心館、男女共同参画推進センター、パスポートセンター	文化施設	市民ホール、片倉シルク記念館、熊谷寺、高城神社、星溪園	その他	熊谷駅、上熊谷駅、熊谷郵便局			円商圏(1km)	円商圏(2km)	総数 (平成18年)	昼間人口(人)	27,454	55,813	夜間人口(人)	17,149	48,037	昼間/夜間(%)	160.1%	116.2%	昼夜間人口差	総数(人)	10,305	7,776	生徒学生数(人)	70	-223	第2次・第3次産業(人)	11,178	9,922
		中心市街地 (A)	熊谷市 (B)	全市に占める シェア(A/B)																																																				
平成13年	事業所数(事業所)	2,427	9,954	24.4%																																																				
	従業者数(人)	21,569	95,706	22.5%																																																				
平成21年	事業所数(事業所)	2,162	9,423	22.9%																																																				
	従業者数(人)	19,898	97,238	20.5%																																																				
分類	施設名																																																							
行政関連施設	市役所、商工会議所、熊谷税務署、さいたま地方裁判所熊谷支部、さいたま家庭裁判所熊谷支部、さいたま地方検察庁熊谷支部、さいたま地方法務局熊谷支局、中央消防署、防犯センター安心館、男女共同参画推進センター、パスポートセンター																																																							
文化施設	市民ホール、片倉シルク記念館、熊谷寺、高城神社、星溪園																																																							
その他	熊谷駅、上熊谷駅、熊谷郵便局																																																							
		円商圏(1km)	円商圏(2km)																																																					
総数 (平成18年)	昼間人口(人)	27,454	55,813																																																					
	夜間人口(人)	17,149	48,037																																																					
	昼間/夜間(%)	160.1%	116.2%																																																					
昼夜間人口差	総数(人)	10,305	7,776																																																					
	生徒学生数(人)	70	-223																																																					
	第2次・第3次産業(人)	11,178	9,922																																																					

要件	説明																																																																																													
<p>第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>○商業の推移</p> <p>商業指標について、平成9年と19年を比較すると、小売業事業所数が41.3%減、従業者数が18.9%減、小売業年間商品販売額は31.9%減、売場面積は6.2%増となっている。全市に占めるシェアの推移については、全ての指標において低下している。</p> <p>■中心市街地における商業機能の推移</p> <table border="1" data-bbox="520 555 1385 958"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>単位</th> <th>平成9年</th> <th>平成19年</th> <th>推移</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業事業所数</td> <td>店</td> <td>700</td> <td>411</td> <td>▲41.3%</td> </tr> <tr> <td>全市シェア</td> <td>%</td> <td>38.0</td> <td>23.4</td> <td>▲14.6_割</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>人</td> <td>3,550</td> <td>2880</td> <td>▲18.9%</td> </tr> <tr> <td>全市シェア</td> <td>%</td> <td>35.5</td> <td>23.6</td> <td>▲11.9_割</td> </tr> <tr> <td>小売業年間商品販売額</td> <td>百万円</td> <td>74,416</td> <td>50,700</td> <td>▲31.9%</td> </tr> <tr> <td>全市シェア</td> <td>%</td> <td>33.3</td> <td>22.1</td> <td>▲11.2_割</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td>m²</td> <td>76,193</td> <td>80,90</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>全市シェア</td> <td>%</td> <td>43.0</td> <td>29.2</td> <td>▲13.8_割</td> </tr> </tbody> </table> <p>○歩行者・自転車通行量の推移</p> <p>各地点の歩行者・自転車通行量は総じて減少傾向にあり、昭和58年から平成24年にかけて、平日は49.7%、休日は60.4%の減少となっている。</p> <p>■中心市街地における歩行者・自転車通行量の推移</p> <table border="1" data-bbox="510 1267 1417 1509"> <thead> <tr> <th></th> <th>昭和58年</th> <th>平成元年</th> <th>平成12年</th> <th>平成20年</th> <th>平成24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日歩行者・自転車通行量(人)</td> <td>36,702</td> <td>39,370</td> <td>25,152</td> <td>20,563</td> <td>18,449</td> </tr> <tr> <td>推移</td> <td>100.0%</td> <td>107.3%</td> <td>68.5%</td> <td>56.0%</td> <td>50.3%</td> </tr> <tr> <td>休日歩行者・自転車通行量(人)</td> <td>41,304</td> <td>30,586</td> <td>35,708</td> <td>16,546</td> <td>16,365</td> </tr> <tr> <td>推移</td> <td>100.0%</td> <td>74.1%</td> <td>86.5%</td> <td>40.1%</td> <td>39.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※9箇所合計値</p> <p>○地価公示価格の推移</p> <p>地価公示価格においても、平成10年から24年にかけて、67.2%の下落となった。</p> <p>■中心市街地における地価公示価格の推移</p> <table border="1" data-bbox="544 1832 1382 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成10年</th> <th>平成13年</th> <th>平成16年</th> <th>平成19年</th> <th>平成24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業地の平均(千円/m²)</td> <td>436.5</td> <td>254.0</td> <td>176.9</td> <td>151.7</td> <td>143.1</td> </tr> <tr> <td>推移</td> <td>100.0%</td> <td>59.3%</td> <td>42.7%</td> <td>37.7%</td> <td>32.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※商業地域4箇所(宮町1丁目、2丁目、筑波3丁目、宮前町2丁目)の平均値</p>	指標	単位	平成9年	平成19年	推移	小売業事業所数	店	700	411	▲41.3%	全市シェア	%	38.0	23.4	▲14.6 _割	従業者数	人	3,550	2880	▲18.9%	全市シェア	%	35.5	23.6	▲11.9 _割	小売業年間商品販売額	百万円	74,416	50,700	▲31.9%	全市シェア	%	33.3	22.1	▲11.2 _割	売場面積	m ²	76,193	80,90	6.2%	全市シェア	%	43.0	29.2	▲13.8 _割		昭和58年	平成元年	平成12年	平成20年	平成24年	平日歩行者・自転車通行量(人)	36,702	39,370	25,152	20,563	18,449	推移	100.0%	107.3%	68.5%	56.0%	50.3%	休日歩行者・自転車通行量(人)	41,304	30,586	35,708	16,546	16,365	推移	100.0%	74.1%	86.5%	40.1%	39.6%		平成10年	平成13年	平成16年	平成19年	平成24年	商業地の平均(千円/m ²)	436.5	254.0	176.9	151.7	143.1	推移	100.0%	59.3%	42.7%	37.7%	32.8%
指標	単位	平成9年	平成19年	推移																																																																																										
小売業事業所数	店	700	411	▲41.3%																																																																																										
全市シェア	%	38.0	23.4	▲14.6 _割																																																																																										
従業者数	人	3,550	2880	▲18.9%																																																																																										
全市シェア	%	35.5	23.6	▲11.9 _割																																																																																										
小売業年間商品販売額	百万円	74,416	50,700	▲31.9%																																																																																										
全市シェア	%	33.3	22.1	▲11.2 _割																																																																																										
売場面積	m ²	76,193	80,90	6.2%																																																																																										
全市シェア	%	43.0	29.2	▲13.8 _割																																																																																										
	昭和58年	平成元年	平成12年	平成20年	平成24年																																																																																									
平日歩行者・自転車通行量(人)	36,702	39,370	25,152	20,563	18,449																																																																																									
推移	100.0%	107.3%	68.5%	56.0%	50.3%																																																																																									
休日歩行者・自転車通行量(人)	41,304	30,586	35,708	16,546	16,365																																																																																									
推移	100.0%	74.1%	86.5%	40.1%	39.6%																																																																																									
	平成10年	平成13年	平成16年	平成19年	平成24年																																																																																									
商業地の平均(千円/m ²)	436.5	254.0	176.9	151.7	143.1																																																																																									
推移	100.0%	59.3%	42.7%	37.7%	32.8%																																																																																									

要件	説明
<p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>中心市街地の活性化は、総合振興計画等と整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、熊谷市全域の発展にとって有効かつ適切である。</p> <p>○総合振興計画（平成20年4月） 土地利用計画（地域別拠点整備方針）において、熊谷駅を中心とする市街地について、古くから広域における連携拠点として整備が進められ、平成16年の熊谷駅東地区市街地再開発事業により、その拠点性が高まり、20万都市としての風格を兼ね備えてきたと言及した上で、以下の活性化の方針を打ち出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等により土地利用の増進や都市機能の集積を図り、商業・業務環境の改善を推進する。 ・まちなか居住を進めるために、魅力的で楽しめ、歩いて暮らせる集約型の都市構造を目指す。 <p>○都市計画マスタープラン（平成16年） 産業活動が活性化する方針として、中心市街地地区を中心に、新たな商業への再編を促す環境の育成を打ち出しており、具体的には、以下の方向性を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心居住者の拡大（都市型集合住宅の供給の促進／公的住宅の確保） ・星川を軸とした界限づくり（心地よい、にぎわい環境の確保） ・商業地区内移動の利便・快適性の向上（ユニバーサルデザインの導入／地区内移動交通の確保） ・若い活力と元気な高齢者の活動機会の拡充（若者や元気な高齢者が活躍する場の確保）

要件	説明																								
	<p>当該中心市街地は、周辺市町村を含めた広域経済圏の中心となっており、当該中心市街地を活性化することは、雇用の増加や魅力的な買い物場所の提供などを通じて圏域全体の活力向上に繋がるものである。</p> <p>○当該中心市街地は、通勤・通学の間となっている</p> <table border="1" data-bbox="542 515 1396 896"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>円商圏(1km)</th> <th>円商圏(2km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総数 (平成18年)</td> <td>昼間人口(人)</td> <td>27,454</td> <td>55,813</td> </tr> <tr> <td>夜間人口(人)</td> <td>17,149</td> <td>48,037</td> </tr> <tr> <td>昼間/夜間(%)</td> <td>160.1%</td> <td>116.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">昼夜間人口差</td> <td>総数(人)</td> <td>10,305</td> <td>7,776</td> </tr> <tr> <td>生徒学生数(人)</td> <td>70</td> <td>-223</td> </tr> <tr> <td>第2次・第3次産業(人)</td> <td>11,178</td> <td>9,922</td> </tr> </tbody> </table> <p>○当該中心市街地は、広域な商圏の中心となっている。</p> <p>■熊谷市の商圏 (再掲)</p>  <p>(資料：平成 22 年度彩の国広域消費動向調査報告書)</p>			円商圏(1km)	円商圏(2km)	総数 (平成18年)	昼間人口(人)	27,454	55,813	夜間人口(人)	17,149	48,037	昼間/夜間(%)	160.1%	116.2%	昼夜間人口差	総数(人)	10,305	7,776	生徒学生数(人)	70	-223	第2次・第3次産業(人)	11,178	9,922
		円商圏(1km)	円商圏(2km)																						
総数 (平成18年)	昼間人口(人)	27,454	55,813																						
	夜間人口(人)	17,149	48,037																						
	昼間/夜間(%)	160.1%	116.2%																						
昼夜間人口差	総数(人)	10,305	7,776																						
	生徒学生数(人)	70	-223																						
	第2次・第3次産業(人)	11,178	9,922																						

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地の活性化の目標

本市では、「つながり」と「おもてなし」で築く、「広域拠点都市くまがや。」を基本理念に、中心市街地の活性化に向けた取組みを展開するために、以下のような中心市街地活性化の目標を掲げる。

目標

1

“まちなかの回遊性の向上”

「基本方針1 楽しく回遊できる都市環境の形成と生活環境としての魅力アップ」に対応する目標として“まちなかの回遊性の向上”を設定する。

中心市街地では、2つの商業核の立地が離れており、それらを往来する人が少ないことが、長年の課題となっており、回遊性を創出していく必要がある。

このため、2つの商業核の魅力を保持・強化しながら、その中間にある各商店街・商店、星川シンボルロード等の魅力向上や、道路環境の整備、地域内交通の整備、及び居住環境の整備によって、中心市街地に訪れる人を増やすとともに、快適で楽しく回遊できるまちの形成を目指す。

目標

2

“魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入”

「基本方針2 広域来訪及び地域生活を支える商業環境の形成」に対応する目標として“魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入”を設定する。

中心市街地の特に商店街においては、店舗の老朽化や後継者不足により、空き店舗や平面駐車場の点在がみられるなど連続性が欠けており、中心市街地の商業活力が低下している。これは本市のみならず、周辺市町村の経済や生活にも大きな影響を与えている。このことから、中心市街地は、広域拠点となる本市の商業集積地として商業活力を向上させることが課題となっている。また、商工会議所、まちづくり会社、大型店、商店街・商店、行政、大学やまちづくり団体など多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから、多様な主体が協働する取組体制を構築し、民間再開発支援、創業支援、経営改善、人材育成などを行うことにより、生活感や個性があふれる、魅力ある商業環境の形成を目指す。

目標

3

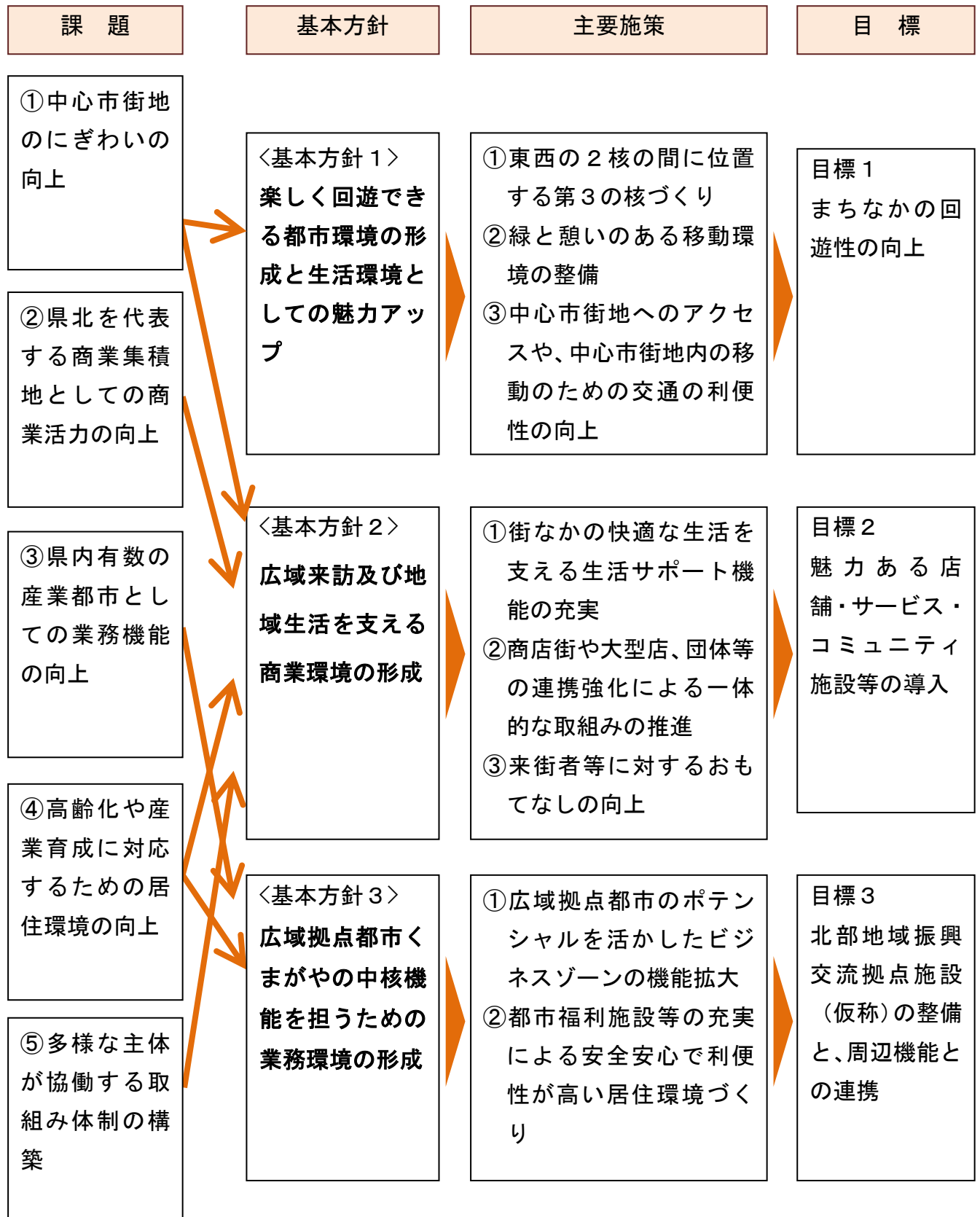
“北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携”

「基本方針3 広域拠点都市くまがやの中核機能を担うための業務環境の形成」に対応する目標として“北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携”を設定する。

中心市街地内においては事業所数が減少傾向にあり、低・未利用地も点在していることから、低・未利用地を活用するなどして、県内有数の産業都市としての業務機能の向上を図ることが課題となっている。この課題に対応するために、北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備を行うと同時に、産業間の連携や情報提供や人材育成など周辺機能との連携を図ることとする。

◆活性化の基本理念

「つながり」と「おもてなし」で築く、広域拠点都市くまがや。



[2] 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成 25 年 4 月から、事業が進捗し、その実施効果が現れると考えられる平成 30 年 3 月までの 5 年間とする。

[3] 具体的な数値目標の設定

(1) “まちなかの回遊性の向上”の数値目標設定の考え方

“まちなかの回遊性の向上”では、市民にも分かりやすく、定期的な観測がしやすい「歩行者・自転車通行量（休日）」を数値目標指標として設定する。

(2) “魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入”の数値目標設定の考え方

“魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入”では、近年、空き店舗の活用が、地域のコミュニティ形成や商店街の活性化の一定の成果を得ていることから、「商店街における空き店舗率」を数値目標指標として設定する。

(3) “北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携”の数値目標設定の考え方

“北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携”では、北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備を周辺へと波及させることが重要であることから、「中心市街地の事業所数」を数値目標指標として設定する。

[4] 具体的な評価指標・数値目標

目標	評価指標	現況値	数値目標 (平成 29 年)
1 “まちなかの回遊性の向上”	歩行者・自転車通行量 (休日 9 時間)	16,825 人 (平成 24 年)	25,000 人 (平成 29 年)
2 “魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入”	空き店舗率 (商店街内の 1 階の空き店舗率)	19.0% (平成 24 年)	16% (平成 29 年)
3 “北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携”	中心市街地の事業所数	2,162 事業所 (平成 21 年)	2,170 事業所 (平成 29 年)

※参考指標

中心市街地の居住環境の向上や事業所数の増加に伴う雇用増加は、中心市街地の居住人口にも波及すると考えられるため、中心市街地の居住人口の社会増加を参考指標とする。

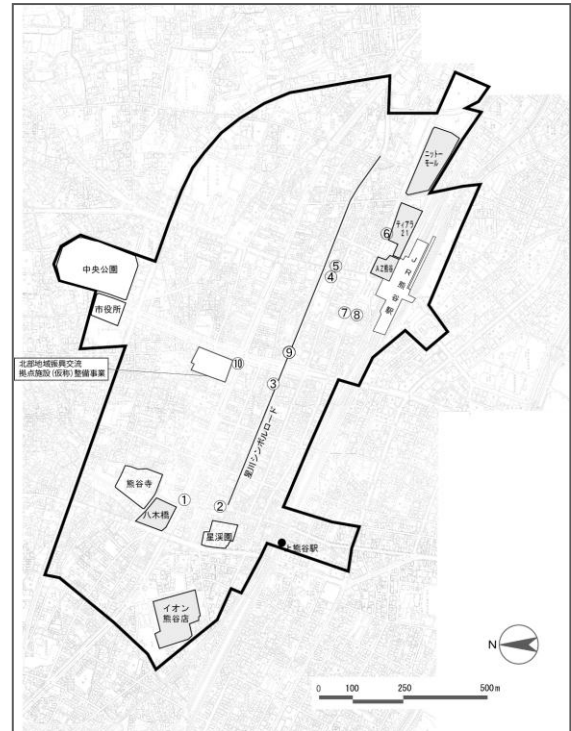
[5] 数値目標指標の設定

(1) “まちなかの回遊性の向上”に関する数値目標

1) 数値目標の指標設定の考え方

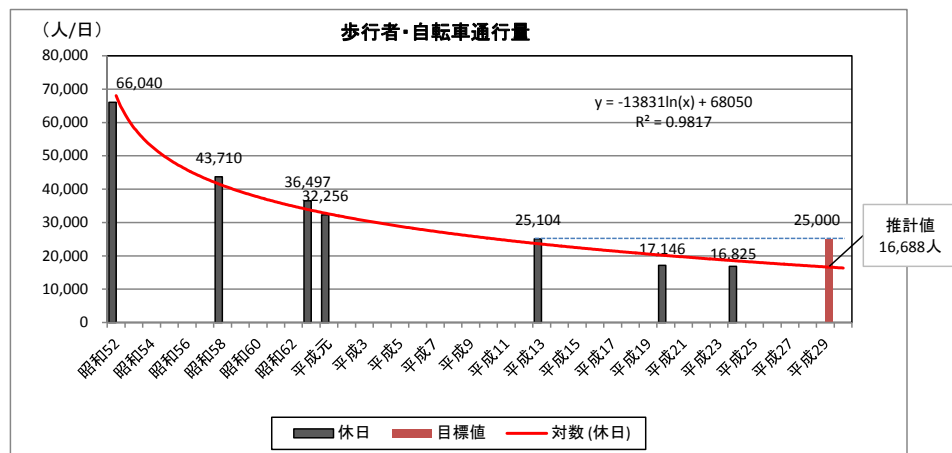
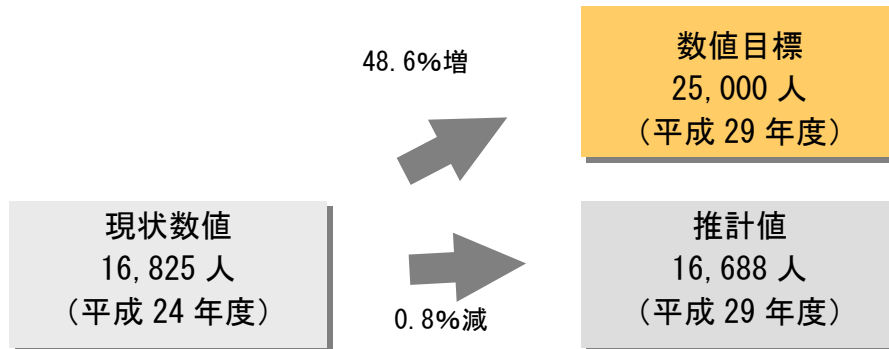
“まちなかの回遊性の向上”の指標として、中心市街地の骨格にあたり、回遊動線上にある以下10地点の歩行者・自転車通行量(休日、10時～19時)を用いる。

- ① 国道17号北側(埼玉縣信用金庫本店前)
- ② 鎌倉町商店街東側・西側歩道
- ③ 星川通線北側歩道(岡田ミシン商会前)
- ④ 大栄日生熊谷ビル
- ⑤ 熊谷停車場線東側歩道
- ⑥ 熊谷駅東口線北側、南側歩道
- ⑦ 駅西通り商店街北側歩道
- ⑧ 駅西通り商店街南側歩道
- ⑨ 星川通線北側歩道(福乃家前)
- ⑩ 国道17号北側・南側歩道



2) 数値目標の設定の考え方

近年、歩行者・自転車通行量が減少傾向にある中で、街のにぎわいが見られた平成13年前後の通行量まで回復させることを目標とし、数値目標を 25,000人/日 と設定する。



■トレンド推計について

近年の歩行者・自転車通行量の動向から、特段の対策を実施しない場合の将来推計値については、回帰式によるトレンド推計を行う。

調査地点		昭和52	昭和58	昭和63	平成元	平成12	平成13	平成20	平成24
①国道17号北側(埼玉県信用金庫本店前)	休日	8,627	9,106	3,014	2,790	3,079	2,156	2,523	1,756
②鎌倉町商店街東側・西側歩道(日進パレステージ熊谷鎌倉町)	休日	6,834	3,866	2,962	2,304	2,711	2,259	1,941	1,271
③星川通線北側歩道(岡田ミシン商会前)	休日	2,697	1,734	2,150	1,182	805	743	439	473
④大栄日生熊谷ビル 埼玉りそな銀行熊谷駅前支店前)	休日	8,577	1,820	1,846	1,928	2,305	1,754	1,804	1,448
⑤熊谷停車場線東側歩道(栗原弁天堂ビル前)	休日	3,920	1,874	2,536	1,918	3,436	2,064	1,842	1,746
⑥熊谷駅東口線北側、南側歩道(焼き鳥大吉前)(ティアラ21前)	休日	3,295	9,654	10,206	10,458	14,426	9,178	4,336	6,383
⑦駅西通り商店街北側歩道(理容下山前)	休日	17,659	8,466	5,490	5,788	4,757	2,334	1,304	1,029
⑧駅西通り商店街南側歩道(李家前)	休日	7,014	3,050	4,378	3,036	2,901	2,833	1,674	1,577
⑨星川通線北側歩道(福乃家前)	休日	2,697	1,734	2,150	1,182	1,288	891	683	682
⑩国道17号北側・南側歩道(天沼洋品店前)	休日	4,720	2,406	1,765	1,670	941	892	600	460
		66,040	43,710	36,497	32,256	36,649	25,104	17,146	16,825

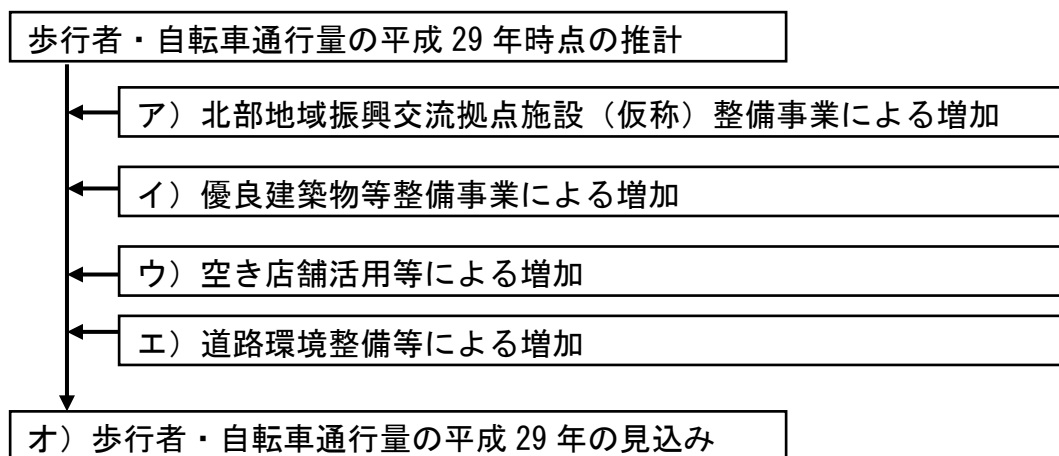
近年の傾向から、歩行者・自転車通行量(休日)は減少し、平成29年には16,688人になると推計される。

※平成12年は、熊谷サティ(現在のイオン熊谷店)開店前(平成12年11月開店)に、既存の大型店が積極的なセールを行ったほか、商店街においても「えびす大商業祭」を行うなど活発な販売促進活動を行ったため、通行量が大きくなっている。よって、平成12年値については特異値と考え、推計には使用しない。

※「⑩国道17号北側・南側歩道」の調査地点は、平成20年以降は調査を行っているが、平成13年以前は調査地点の対象となっていない。よって、昭和52年～平成13年の数値については、平成20年及び平成24年のデータから対数近似により推計している。

3) 数値目標達成の見込み

・数値目標達成の見込みについては、以下のように考える。



ア) 北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備事業による増加

中心市街地において、北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備事業が実施され、その施設の集客により、7,528人の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。

構成施設	概要	増加人数	備考
①次世代産業支援施設	研究・創業支援ルーム、交流サロン、展示施設など。規模約3,000㎡。	863人/日	「事務所」用途の発生集中原単位は2,900人/ha・日であることから、当施設の一泊当り利用者数は、 $2,900 \text{人/ha} \cdot \text{日} \times 3,000 \text{m}^2 \div 10,000 = 870 \text{人/日}$ と想定される。一方、「三大都市圏 周辺都市1」の「業務」目的における交通手段別分担率は、鉄道17.3%、バス0.6%、徒歩・その他6.9%となっている。これらの交通手段による来街者は、「⑩国道17号北側・南側歩道」を始めとする2箇所程度の地点を往復すると考えられる。 $870 \text{人/日} \times 24.8\% \times 2 \text{箇所} \times 2 \text{(往復)} = 863 \text{人/日}$
②新県立図書館	様々な分野の専門図書・雑誌を揃えた開架閲覧室など。規模約10,000㎡。	1,548人/日	平成23年度の県立熊谷図書館の利用状況は、開館日数291日、年間入館者数151,326人である。新県立図書館は、新しい複合施設の中に設置され、イノベーション支援などの新しい機能が付加される予定である。同様に複合施設として整備したケースである「川口市立中央図書館」の例（比較参考資料参照）では、再開発複合施設内へ移転したことにより、利用者数は従前の3~4倍に増加していることから、今回の新県立図書館の場合も3倍に増加すると設定する。 $151,326 \text{人/年} \times 3 \text{倍} \div 291 \text{日} = 1,560 \text{人/日}$ 一方、「三大都市圏 周辺都市1」の「業務」目的における交通手段別分担率は、鉄道17.3%、バス0.6%、徒歩・その他6.9%となっている。これらの交通手段による来街者は、「⑩国道17号北側・南側歩道」を始めとする2箇所程度の地点を往復すると考えられる。 $1,560 \text{人/日} \times 24.8\% \times 2 \text{箇所} \times 2 \text{(往復)} = 1,548 \text{人/日}$
③文化・市民活動支援施設	中央公民館、市民活動支援センター、市民ホール、熊谷市国際交流協会など。規模約2,500㎡。	248人/日	【中央公民館】（区域内での移転） 現在の中央公民館の平成23年度利用者数は112,018人/年（大震災による影響減1万人を補正した数値。実数は102,018人/年）となっている。中央公民館が複合施設内に移転した事例である「前橋中央公民館」（比較参考資料参照）の場合、移転により60%増加していることから、同等の増加を見込む。 $112,018 \text{人/年} \times 60\% \div 358 \text{日} = 187 \text{人/日}$ 【市民活動支援センター】（区域外からの移転） 現在の市民活動支援センターの平成23年度利用者数は11,755人/年である。公民館と同等の増加を見込む。 $11,755 \text{人/年} \times 160\% \div 305 \text{日} = 61 \text{人/日}$

④地域産業振興施設	商工会議所、商工会など。規模約1,500㎡。		(区域内からの移転) (休日は基本的に休業)
⑤郷土館等	郷土館、観光案内所、熊谷市観光協会など。規模約1,000㎡。	287人/日	「事務所」用途の発生集中原単位は2,900人/ha・日であることから、当施設の一日当り利用者数は、 $2,900人/ha・日 \times 1,000㎡ \div 10,000 = 290人/日$ と想定される。一方、「三大都市圏 周辺都市1」の「業務」目的における交通手段別分担率は、鉄道17.3%、バス0.6%、徒歩・その他6.9%となっている。これらの交通手段による来街者は、「⑩国道17号北側・南側歩道」を始めとする2箇所程度の地点を往復すると考えられる。 $290人/日 \times 24.8\% \times 2(往復) = 287人/日$
⑥民間にぎわい施設	商業施設など。規模約2,500㎡。	3,670人/日	「商業施設」用途の発生集中原単位は16,100人/ha・日であることから、当施設の一日当り利用者数は、 $16,100人/ha・日 \times 2,500㎡ \div 10,000 = 4,025人/日$ と想定される。一方、「休日」の「私事」目的における交通手段別分担率は、鉄道6.4%、バス1.5%、徒歩・その他14.9%となっている。これらの交通手段による来街者は、「⑩国道17号北側・南側歩道」を始めとする2箇所程度の地点を往復すると考えられる。 $4,025人/日 \times 22.8\% \times 2(往復) = 3,670人/日$
⑦交流広場	イベントや祭りなどの会場。	912人/日	平成24年5月20日に会場近くのお祭り広場で開催された「星川あおぞら市1周年イベント」の来場者数が1,000人であることから、交流広場には休日には、1,000人/日程度の人を訪れると想定される。一方、「休日」の「私事」目的における交通手段別分担率は、鉄道6.4%、バス1.5%、徒歩・その他14.9%となっている。これらの交通手段による来街者は、「⑩国道17号北側・南側歩道」を始めとする2箇所程度の地点を往復すると考えられる。 $1,000人/日 \times 22.8\% \times 2(往復) = 912人/日$
⑧駐車場	200台程度		
計		7,528人/日	

※発生集中原単位は、「平成19年 大規模開発地区関連交通マニュアル」(国土交通省)より
 ※交通手段分担率は、「平成17年 全国都市交通特性調査」(国土交通省)より

■【比較参考資料】他都市の図書館の利用者数

図書館名	都市名	蔵書数	年間利用者数	1日当利用者数
	人口 ※1	延床面積	年間開業日数	
川口市立中央図書館	川口市 579,010人	45万5千冊 6,940㎡	1,435,611人 342日	4,197人/日
豊田市中央図書館	豊田市 420,816人	83万3千冊 12,500㎡	907,015人 297日	3,053人/日
いわき市立いわき	いわき市	39万冊	631,676人 ※2	3,997人/日

総合図書館	349,484人	8,602㎡	158日	
高市立中央図書館	高岡市 179,945人	27万8千冊 3,384㎡	702,814人 341日	2,061人/日
合計			3,677,116人 1,138日	3,231人/日

※1 川口市が平成24年10月1日現在。いわき市が平成20年3月1日現在
豊田市、高岡市が平成20年4月1日現在

※2 平成19年10月25日開館のため、5か月余の利用者数

■【比較参考資料】図書館の移転による利用者数の変化

図書館名	H6	H17	H18	H19	移転概要
川口市立中央図書館	140,781人	139,086人	352,862人	540,054人	平成18年7月にJR川口駅口の再開発ビル「キュポ・ラ」の本館5・6階に移転

■【比較参考資料】公民館の移転による利用者数の変化

施設名	移転前	移転後	前後比	移転概要
中央公民館（前橋市）	181,033人/年	290,000人/年	160.2%	・まちづくり交付金事業 ・複合施設「前橋プラザ元気21」内に移転
篠原公民館（浜松市）	54,000人/年	64,000人/年	118.5%	・都市再生整備計画事業 ・ユニバーサルデザインによる幅広い世代の利用が増加。 ・体育館に隣接する箇所へ移転新築したことから、駐車場への駐車台数も増加し、利用者の利便性が向上

イ) 優良建築物等整備事業による増加

中心市街地において、優良建築物等整備事業により共同住宅が整備され、それらの施設の出入りにより、187人の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。

構成施設	概要	増加人数	備考
①本町一丁目地区優良建築物等整備事業	戸数28戸の共同住宅の建設	187人/日	「住宅」用途の発生集中原単位7.0人/戸・日であることから、当施設の一日当り利用者数は、 $7.0人/戸・日 \times 28戸 = 196人/日$ と想定される。一方、「休日」の「全目的」における交通手段別分担率は、鉄道7.5%、バス1.7%、徒歩・その他14.7%となっている。これらの交通手段による来街者は、「⑩国道17号北側・南側歩道」を始めとする2箇所程度の地点を往復すると考えられる。 $196人/日 \times 23.9\% \times 2箇所 \times 2(往復) = 187人/日$
計		187人/日	

ウ) 空き店舗活用等による増加

中心市街地において、起業家支援や空き店舗を活用した施設等の整備を実施する。それらの施設への集客により、1,385人の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。

事業名	概要	増加人数	備考
まちなか交流広場にぎわい再生事業	空き店舗をまちなか交流拠点として整備し、にぎわいや遊性の向上を図る。	45人/日	1日50人程度の利用者数を想定する。 一方、「休日」の「私事」目的における交通手段別分担率は、鉄道6.4%、バス1.5%、徒歩・その他14.9%となっている。これらの交通手段による来街者は、星川通線や熊谷停車場線を始めとする2箇所程度の調査地点を往復すると考えられる。 $50人/日 \times 22.8\% \times 2 \text{箇所} \times 2 \text{(往復)} = 45人/日$
ハイブリッド型ビジネスシェア事業	不動産・空き店舗情報の収集、提供のほか、事業展開に対する商業コンサルの支援や専門相談員による相談、地域商店街やイベントとの連携など複合的な事業者支援を行う。	912人/日	最終年までに20店舗の開業支援を行い、1店舗1日50人程度の利用客数を想定する。 一方、「休日」の「私事」目的における交通手段別分担率は、鉄道6.4%、バス1.5%、徒歩・その他14.9%となっている。これらの交通手段による来街者は、星川通線や熊谷停車場線を始めとする2箇所程度の調査地点を往復すると考えられる。 $50人/日 \times 20 \text{店舗} \times 22.8\% \times 2 \text{箇所} \times 2 \text{(往復)} = 912人/日$
まちづくり会社のエリア・デベロッパー支援事業	ストリートやゾーンごとのテーマを明確にし、それに沿ってまちづくり会社がテナントミックスや環境整備を行う。	428人/日	特に星川周辺においては、まちなかモール委員会と連携し、「まちなかコミュニティ・ストリート再整備事業」として重点的に空き店舗・遊休地活用を行っていく。5店舗の想定

エ) 道路環境整備等による増加

中心市街地において、**バリアフリー整備事業、自転車走行環境整備事業**を実施することにより、歩行環境を向上させ、まち歩きの魅力を向上させる。これにより、50人の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。

事業名	概要	増加人数	備考
①バリアフリー整備事業	バリアフリー、自転車専用ゾーンの整備により、安心・安全な道路空間とする。	50 人/日	来街者アンケート（H18）によると、中心市街地への来街目的のうち「散歩」と回答した人の比率は3%となっている。 自転車走行環境整備やバリアフリー整備などにより歩行環境が向上し散歩の魅力が向上する効果として、平成 24 年の散歩目的の来街者の通行量が10%分増加すると見込む。 $16,825 \text{ 人/日} \times 3\% \times 10\% (\text{増加係数}) = 50 \text{ 人/日}$
②自転車走行環境整備事業			

オ) 歩行者・自転車通行量の平成 29 年の見込み

以上より、平成 29 年における中心市街地の歩行者・自転車通行量は 25,896 人/日となり、数値目標 25,000 人/日を達成できる見込みである。

要因	通行量
歩行者・自転車通行量の成 29 年時点の推計	16,688 人/日
ア) 北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備事による増加	7,528 人/日
イ) 優良建築物等整備事業による増加	187 人/日
ウ) 空き店舗活用等による増加	1,385 人/日
エ) 道路環境整備等による増加	50 人/日
オ) 合計	25,838 人/日

3) フォローアップの考え方

毎年度、歩行者・自転車通行量を把握し、目標達成の進捗状況を検証し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

(2) “魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入”に関する数値目標

1) 数値目標の指標設定の考え方

“魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入”の指標として、中心市街地に立地する25商店街における1階部分の空き店舗率を用いる。

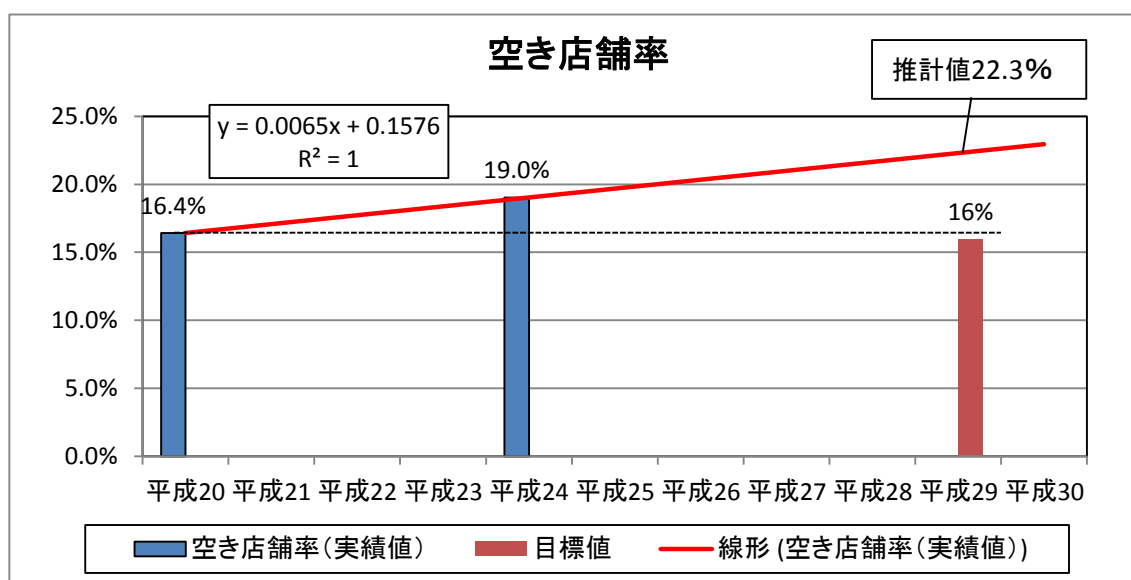
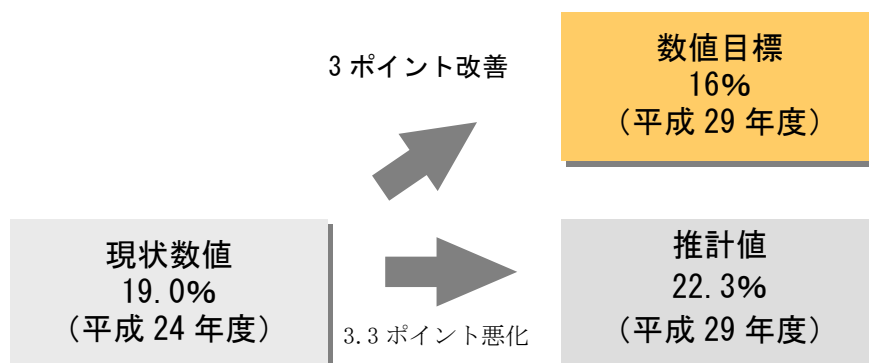
近年、中心市街地の商店街では、空き店舗や空き地が顕在化しており、にぎわいに欠ける大きな要因となっている。

平成14年より空き店舗を活用した上熊谷商店街における「まちの駅」、鎌倉町商店街における「熊谷アート&キッチン」が開始され、地域のコミュニティ形成、商店街の活性化に一定の成果を得ている。

今後、これらの取り組みを充実させていくとともに、商業者、まちづくり会社、商工会議所、地元の大学、まちづくり団体、企業等が連携し、空き店舗を活用した地域に根ざした商業等のサービスの提供や、起業家支援、既存商店の経営改善支援を実施していくことで、空き店舗数の減少を図る。

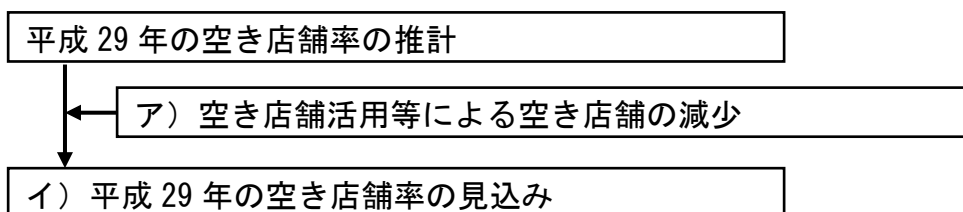
2) 数値目標の設定の考え方

空き店舗率は、平成20年には16.4%であったが、平成24年には19.0%へと上昇している。平成29年において、平成20年の水準まで改善させることを目標とし、数値目標を16%と設定する。



3) 数値目標達成の見込み

- ・数値目標達成の見込みについては、以下のように考える。



ア) 空き店舗活用等による増加

中心市街地において、起業家支援や空き店舗を活用した施設等の整備を実施する。これにより、26 店舗の空き店舗の解消を進める。

事業名	概要	空き店舗 解消数	備考
まちなか交流 広場にぎわい 再生事業	空き店舗をまちなか交流拠点として整備し、にぎわいや回遊性の向上を図る。	1 店舗	
ハイブリッド 型ビジネスシ ェア事業	不動産・空き店舗情報の収集、提供のほか、事業展に対する商業コンサルの支援や専門相談員による相談、地域商店街やイベントとの連携など複合的な業者支援を行う。	20 店舗	同様の事業である起業家支援事業「アントレバック」チャレンジショップあんとれKUMAGAYAでは、平成 19 年に 1 店舗、平成 20 年に 1 店舗の空き店舗活用支援を実施している。ハイブリッド型ビジネスシェア事業としてバージョンアップすることにより、空き店舗活用のペースを 4 店舗/年に加速する。 4 店舗/年×5 年=20 店舗
まちづくり会 社のエリア・デ ベロッパー支 援事業	ストリートやゾーンごとのテーマを明確にし、それに沿ってまちづくり会社がテナントミックスや環境整備を行う。	5 店舗	特に星川周辺においては、まちなかモール委員会と連携し、「まちなかコミュニティ・ストリート再整備事業」として重点的に空き店舗・遊休地活用を行っていく。
計		26 店舗	

イ) 平成 29 年の空き店舗率の見込み

以上より、平成 29 年における空き店舗率は 15.7%となり、数値目標 16%を達成することができる見込みである。

■商店街の空き店舗率

	平成 20 年	平成 24 年	平成 29 年
店区画数	402	394	394
何も取組みを行わなかった場合の空き店舗数	66	75	88
取組みによる空店舗解消数	—	—	26
取組みを行った結果の空き店舗数	—	—	62
空き店舗率	16.4%	19.0%	15.7%

3) フォローアップの考え方

毎年度、目標達成の進捗状況を検証し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。なお、市で調査する空き店舗調査データを根拠とし、調査実施にあたっては、同時期、同条件にて行うこととする。

(3) “北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携”に関する数値目標

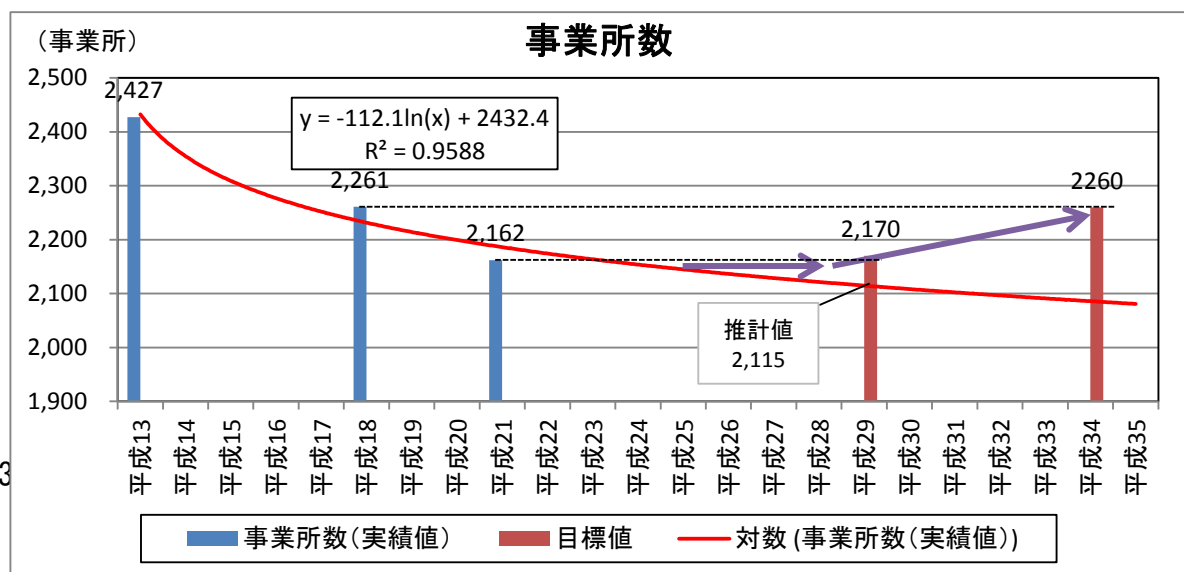
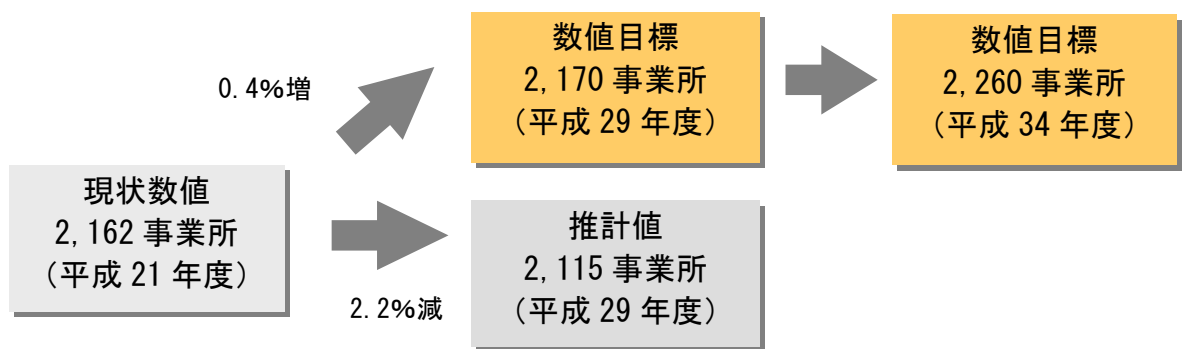
1) 数値目標の指標設定の考え方

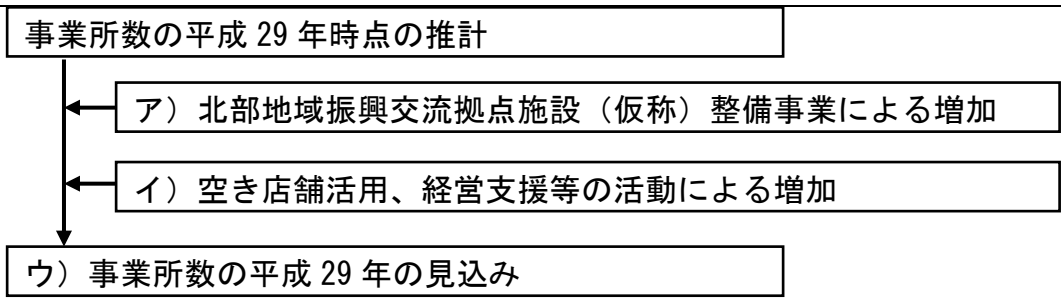
“北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携”の指標として、中心市街地の事業所数を用いる。

中心市街地の事業所数は、平成13年の2,427事業所から平成21年の2,162事業所へと10.9%減少している。

2) 数値目標の数値設定の考え方

近年、全国的な経済の低迷等により事業所数が減少傾向にある中で、平成34年の時点において、リーマンショック前の平成18年前後の事業所数まで回復させることを目標とする。本計画の最終年度である平成29年時点の数値目標については、数値目標への大きな貢献が期待される北部地域振興交流拠点施設（仮称）の稼働が平成28年度であり効果発現期間が1年間であることを考慮し、平成34年の最終目標へ至る中間目標値として、2,170事業所と設定する。





ア) 北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備事業による増加

中心市街地において、北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備事業を実施し、その施設が行う創業支援活動等の効果により、57 事業所の事業所数の増加が見込まれる。

構成施設	概要	増加数	備考
①次世代産業支援施設	研究・創業支援ルーム、交流サロン、展示施設、産業振興公社北部支所など。規模約 3,000 m ² 。	20 事業所	研究・創業支援ルーム、交流サロン、次世代産業に関する展示施設などを整備する。ビジネス支援など県民・企業の課題解決やチャレンジの支援を行い、イノベーションを支える知識・情報拠点として新県立図書館を整備する。市民活動や、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスなどの支援のため、施設内に入居する市民活動支援施設と連携した取り組みを行う。
②新県立図書館	様々な分野の専門図書・雑誌を揃えた開架閲覧室、セミナー室など。規模約 10,000 m ² 。		これらの取り組みにより、活動初年度である平成 29 年度には、中心市街地区域内において 20 事業所の創業支援を目指す。平成 30 年度以降は、20 事業所/年のペースでの創業支援を目指す。
③民間にぎわい施設	商業施設など。規模約 2,500 m ² 。	37 事業所	1 事業所当たりの平均面積を 66 m ² とすると、 2,500 m ² ÷ 66 m ² = 37 事業所 の入居が想定される。
計		57 事業所	

イ) 空き店舗活用、経営支援等の活動による増加

中心市街地において、起業家支援や空き店舗を活用した施設等の整備を実施する。これにより、15 店舗の事業者の進出を図る。

事業名	概要	空き店舗 解消数	備考
ハイブリッド 型ビジネスシ ェア事業	不動産・空き店舗情 報の収集、提供のほ か、事業展開に対す る商業コンサルの 支援や専門相談員 による相談、地域商 店街やイベントと の連携など複合的 な事業者支援を行 う。	10店舗	同様の事業である起業家支援事業「アントレパ ック」チャレンジショップあんとれKUMAG AYAでは、平成19年に1店舗、平成20年に 1店舗の空き店舗活用支援を実施している。ハ イブリッド型ビジネスシェア事業としてパー ジョンアップすることにより、空き店舗活用の ペースを2店舗/年に加速する。 2店舗/年×5年=10店舗
まちづくり会 社のエリア・デ ベロッパー支 援事業	ストリートやゾー ンごとのテーマを 明確にし、それに沿 ってまちづくり会 社がテナントミッ クスや環境整備を 行う。	5店舗	特に星川周辺においては、まちなかモール委員 会と連携し、「まちなかコミュニティ・ストリ ート再整備事業」として重点的に空き店舗・遊 休地活用を行っていく。
計		15店舗	

ウ) 事業所数の平成29年の見込み

以上より、平成29年における中心市街地の事業所数は2,187事業所となり、数値目標2,170事業所を達成できる見込みである。

要因	通行量
事業所数の平成29年時点の推計	2,115事業所
ア) 北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備事業による増加	57事業所
イ) 空き店舗活用、経営支援等の活動による増加	15事業所
ウ) 合計	2,187事業所

3) フォローアップの考え方

平成26年度に行われる経済センサス（基礎調査）、及び平成29年度に行われる経済センサス（活動調査）の結果をもとに、目標達成の進捗状況を検証し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、毎年度、商工会議所や北部地域振興交流拠点施設（仮称）等からのヒアリングを行い、進捗状況を把握する。

●参考指標：「中心市街地の居住人口の社会増加」

中心市街地の居住環境の向上や事業所数の増加に伴う雇用増加は、中心市街地の居住人口にも波及すると考えられるため、中心市街地の居住人口の社会増加を参考指標として設定し、他の成果指標と合わせて、フォローアップを行っていくものとする。

■事業の位置づけと目標の関係

分類	事業名	【目標1】 まちなかの回遊性の 向上	【目標2】 魅力ある店舗・サービ ス・コミュニティ施設 等の導入	目標3 北部地域振興交流拠 点施設(仮称)の整備 と、周辺機能との連携
重点 個別 事業	北部地域振興交流拠点施設 (仮称)整備事業	○ (7,528人/日)	○	○ (57事業所)
	まちなかモール委員会設 置・運営事業	○	○	
	まちなかコミュニティ・ス トリート再整備事業	○ (428人/日)	○ (5店舗)	○ (5店舗)
中心市街地回遊性向 上事業 (環境 施策)	中心市街地自転車走行環境 整備事業	○		
	中心市街地バリアフリー整 備事業	○ (50人/日)		
	歴史・文化ゾーン散策コー ス整備事業	○		
中心市街地回遊性向 上事業 (交通 施策)	ゆうゆうバス熊谷駅周辺路 線「直実号」運行事業	○		
	市営本町駐車場24時間化 事業		○	
	超小型車カーシェアリング 事業			○
魅力 向上 支援 事業	クールシェア事業		○	
	ハイブリッド型ビジネスシ ェア事業	○ (912人/日)	○ (20店舗)	○ (10事業所)
	おもてなしオープンカフェ 事業		○	
	「景観とおもてなし」検討委 員会事業	○	○	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状の分析】

近年、中心市街地では、熊谷駅東部土地区画整理事業、熊谷駅東地区市街地再開発事業、星川通線シンボルロード整備事業、星川通線下流部整備事業などの市街地整備により、高質な都市空間が形成された。とりわけ平成 16 年に行われた熊谷駅東地区市街地再開発事業では、再開発ビルと東口(ティアラロ)駅前交通広場が整備され、広域における拠点性が高まり、20 万都市の中心としての風格を兼ね備えてきている。

一方、熊谷駅周辺、八木橋百貨店周辺といった商業核には人が集まるが、その中間地に人の回遊が少なく、中心市街地の大きな課題となっており、来街者の回遊性を促進する市街地の整備改善が求められる。

【事業の必要性】

上記の現状を踏まえ、「市街地の整備改善」として次のような事業が必要とされる。

- ・ 歩行者や自転車利用者にとって快適な道路・歩道環境の整備
- ・ 路上駐輪場の整備
- ・ 市内外からの来街を促進する駐車システムの整備
- ・ 北部地域振興交流拠点施設（仮称）へのアクセス路の整備
- ・ 都市景観の形成

【フォローアップの考え方】

毎年度、本基本計画で位置づけた事業の進捗状況及び事業効果について検証作業を行い、中心市街地活性化協議会とも協議しながら、必要に応じて事業の促進や変更等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名: 中心市街地自転車走行環境整備事業</p> <p>内容: 市道の自転車走行環境の整備</p> <p>市役所通り線: 300m 他</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～平成 29 年度</p>	熊谷市	<p>中心市街地における歩行者・自転車の通行環境の快適化を図るために、クロスシンボルロードである市役所通線や北大通線をはじめとする市道の自転車走行レーンの整備などの改修を行い、市民及び来街者が安全に安心して歩き、自転車で走行できる環境を形成する。</p> <p>中心市街地における移動が快適となり、散策の魅力が増すことから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (中心市街地地区))</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～平成 29 年度</p>	
<p>事業名: 熊谷市バリアフリー基本構想策定事業</p> <p>内容: ユニバーサル社会実現に向けた熊谷市バリアフリー基本構想の策定</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～平成 26 年度</p>	熊谷市	<p>まちなかの様々な障壁 (バリア) を無くし、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための基本構想を策定する。</p> <p>年齢や性別、健康状態に関わらずすべての人が中心市街地において快適に移動することができるようになることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (中心市街地地区))</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～平成 26 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：中心市街地バリアフリー整備事業</p> <p>内容：駅周辺道路のバリアフリー化、電線類地中化全延長：200m</p> <p>実施時期：平成27年度～平成29年度</p>	熊谷市	<p>熊谷駅周辺の道路は、歩道幅員が狭く、車道幅員が広いため駐車車両が多く見られる。熊谷市交通バリアフリー基本計画に基づき、駅周辺の特定経路等の路線のバリアフリー化及び電線類地中化事業を行う。</p> <p>歩道を歩く際の快適性が増すことから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））</p> <p>実施時期：平成27年度～平成29年度</p>	
<p>事業名：熊谷駅正面口駅前広場整備方針策定事業</p> <p>内容：熊谷駅正面口駅前広場の整備方針を策定する</p> <p>実施時期：平成26年度～平成27年度</p>	熊谷市	<p>熊谷駅正面口においては、一般車両と公共交通のバス、タクシーが輻輳していることから、慢性的な交通渋滞が発生している状況である。そのため、駅前広場のレイアウトを変更し、併せて駅周辺の環境形成、交通渋滞による環境負荷の軽減を図るための方針を策定するものであり、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））</p> <p>実施時期：平成26年度～平成27年度</p>	
<p>事業名：連結歩道屋根掛事業</p> <p>内容：ティアラ21とニットーモールを連結する歩道に屋根を掛ける</p> <p>実施時期：平成26年度</p>	熊谷市	<p>熊谷駅前の大規模商業施設であるティアラ21とニットーモール間を連結する歩道に屋根を掛ける事業である。熊谷駅からニットーモールまで雨や陽射しを気にせずに行き来できる環境が整うことにより、「東の商業核」の強化につながり、集客力のアップが期待されることから「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））</p> <p>実施時期：平成26年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：中央公園安心安全対策事業</p> <p>内容：中央公園のバリアフリー化と健康遊具の整備等</p> <p>地区面積：3.1ha</p> <p>実施時期：平成25年度</p>	熊谷市	<p>中心市街地の憩いの場となっている中央公園において、更なる利便性向上のために施設のバリアフリー化と健康遊具の設置による整備を行う。</p> <p>中心市街地への居住や来街する魅力が増すことから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（都市公園安全・安心対策事業）</p> <p>実施時期：平成23年度～平成25年度</p>	
<p>事業名：歴史・文化ゾーン散策コース整備事業</p> <p>内容：歴史・文化ゾーンの散策コースを設定し、歩行空間の整備を行う</p> <p>実施時期：平成27年度～平成29年度</p>	熊谷市	<p>中心市街地に点在する歴史・文化施設をつなぐ散策コースを設定し、路面の整備や、各所に距離表示や案内板などの施設の整備を行う。</p> <p>中心市街地の魅力を再発見してもらい、まち歩きを促進する事業であることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（中心市街地地区））</p> <p>実施時期：平成27年度～平成29年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:まちなかサイン整備事業 内容:まちのお迎え・案内サインの整備 実施時期: 平成 25 年度～	景観おもてなし委員会	本市においては、景観おもてなし委員会を中心として関係団体との横断的なコラボレーションを通してデザイン性のあるまちづくりを行っていくこととしている。本事業は、この活動の一環として、来街者にとって分かり易くデザイン性の高いまちのお迎え・案内サインを整備するものである。まちを歩く魅力が向上することから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区)) 実施時期: 平成 25 年度～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：国道 17 号自転車通行環境整備事業</p> <p>内容：国道の自転車通行環境の整備</p> <p>全延長：1,800m</p> <p>実施時期：平成 25 年度～平成 29 年度</p>	国土交通省	<p>自転車通行環境整備の全国 98 箇所のモデル地区の一つとして指定されている本市では、中心市街地においても自転車道の整備を推進する。</p> <p>具体的には、国道 17 号に自転車走行空間を整備し、併せてバリアフリー化を行う。</p> <p>歩行者および自転車で走行する人にとっての快適性が向上することから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置：道路事業</p> <p>実施時期：平成 25 年度～平成 29 年度</p>	
<p>事業名：県道熊谷駅停車場線自転車通行環境整備事業</p> <p>内容：県道の自転車通行環境の整備</p> <p>全延長：230m</p> <p>実施時期：平成 25 年度～平成 29 年度</p>	埼玉県	<p>多くの人々が歩き、また自転車で回遊できる中心市街地の形成に向けて、道路環境の整備を行う。</p> <p>具体的には、県道熊谷駅停車場線の歩道内に自転車通行帯を設置し、併せてバリアフリー化を行う。</p> <p>歩行者および自転車で走行する人にとっての快適性が向上することから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置：道路事業</p> <p>実施時期：平成 25 年度～平成 29 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:星溪園進入路等整備事業</p> <p>内容:進入路や案内板等の整備</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～ 平成 27 年度</p>	熊谷市	<p>星川からの進入路となる星溪園の東側の道路について、人の目に止まりやすいように整備する。東門について、木製の門扉とする。また案内板については、施設の概要が容易に分かるように再整備を行う。</p> <p>星溪園の入口や概要を明確化することにより、星川からの回遊性の向上や、参観者・利用者の増加を図ることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名:市民活動推進事業(市民ボランティアによる公道等への植栽)</p> <p>内容:公道等への植栽</p> <p>実施時期: 平成 12 年度～</p>	熊谷市	<p>春と秋の年 2 回、中心市街地各所において花を植える。街の美化、景観向上が図られることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：中心市街地買い物客短時間駐車ゾーン整備事業</p> <p>内容：パーキングメーター、パーキングチケットゾーンを撤去し、駐車禁止規制緩和区間を設置する改修を行う。</p> <p>区画数：113 区画</p> <p>実施時期：平成 26 年度～</p>	熊谷市	<p>地方都市中心市街地の商業者が郊外大型店に対抗できない要因として挙げるのが駐車場の問題である。一方、既存のパーキングメーター、パーキングチケットの利用率は低迷しており、地元商業に対して設置の意義を失っている。</p> <p>そこで、県内で先行実施されている駐車禁止規制緩和区間の設置改修を行い、区間内について午前 10 時から午後 7 時の間駐車禁止規制を解除する。</p> <p>商店街および商店への車によるアクセスが向上することから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名：景観形成事業</p> <p>内容：景観計画に基づく届出による規制誘導と開発者等への助言指導</p> <p>対象面積：113ha</p> <p>実施時期：平成 25 年度～平成 29 年度</p>	熊谷市	<p>熊谷市景観計画に基づく届出により、景観形成に大きな影響を与える恐れのある建築物の建築等において、色彩や形態意匠等の制限事項を設け、規制誘導を図る。特に、中心市街地周辺地区を、先導的に景観形成に取り組む地区として位置づけ、市内他地区よりも規模の小さい中層建築物等から届出を受けることにより、景観への影響を抑制し、来訪者や居住者にとって、良好な市街地の形成を図る。</p> <p>まちを歩く魅力が向上することから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：市営本町駐車場商店街特定納付事業</p> <p>内容：商店街を特定納付者に指定し割引制度を適用するとともに、加盟商業者を駐車料金の負担者とする</p> <p>区画数：305 区画</p> <p>実施時期：平成 25 年度～</p>	<p>高架下利用駐車場管理組合、熊谷市商店街連合会</p>	<p>市営本町駐車場は駐車台数としてはまとまった規模を有するものの、利用料金が高いため、郊外大型店の駐車場に対する競争力は低い状況である。</p> <p>そこで、本事業では、特定納付者となる商店街に対し 1 時間 300 円の料金を 150 円に割り引くかわりに、その負担は特定納付者が負うこととする。また、それ以上の時間の駐車については、来街者に負担を求め特定納付者が納付する。</p> <p>中心市街地への車による来街の妨げ要因となっている駐車料金の問題が緩和されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名：市営本町駐車場 24 時間化事業</p> <p>内容：市営本町駐車場の 24 時間営業</p> <p>実施時期：平成 25 年度～</p>	<p>熊谷市、熊谷市商店街連合会</p>	<p>市営本町駐車場の利用時間は午前 7 時から午後 12 時までとなっており、午後 12 時から翌日午前 7 時まででは入出庫は不可となっている。利用時間を 24 時間化することにより、利用者の利便性が高まり、中心市街地への来街者が増加すると期待されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:新幹線高架下駐車場商店街特別利用事業</p> <p>内容:商店街の組織する管理組合に管理を委任する新幹線高架下駐車場が、商店街利用者に対し駐車場料金の半額割引を実施する</p> <p>区画数:133 区画</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	<p>熊谷市・熊谷市商店街連合会</p>	<p>新幹線高架下駐車場は、駐車台数としてはまとまった規模を有するものの、認知度は低い状況である。</p> <p>そこで、本事業では、商店街での買い物をした顧客に対し1時間 100円の料金を 50 円に割り引くかわりに、加盟店は前売り駐車券の一括購入を行う。また、それ以上の時間の駐車については、来街者に負担を求め特定納付者が納付する。</p> <p>中心市街地への車による来街の妨げ要因となっている駐車料金の問題が緩和されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名:市役所耐震化改修事業</p> <p>内容:市役所本庁舎の耐震化改修</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	<p>熊谷市</p>	<p>市役所本庁舎は、災害時には災害警戒本部・災害対策本部が設置され、市全域の情報収集・広報等災害対策活動を行う重要な拠点である。この重要拠点としての機能を確保するために、耐震化改修を行うものである。</p> <p>企業のBCP（事業継続計画）が注目されている昨今、地域の災害対応力は企業進出にあたってのインセンティブとなり得ることから「北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備と、周辺機能との連携」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:あんしん防災機能確保事業</p> <p>内容:市役所・中央消防署・北部地域振興交流拠点施設(仮称)において、防災機能を確保する</p> <p>実施時期: 平成25年度～</p>	熊谷市	<p>市役所・中央消防署・北部地域振興交流拠点施設(仮称)は、災害時には地域の防災拠点として機能することが求められており、これらの施設の防災機能の確保に向け、検討、具体化を図る。</p> <p>安全安心なまちづくりに寄与することから、「北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備と、周辺機能との連携」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状の分析】

中心市街地には、星溪園、熊谷寺、高城神社、片倉シルク記念館といった歴史・文化施設が立地しており、多くの市民に親しまれている。また、市役所、熊谷郵便局、JR熊谷駅、秩父鉄道熊谷駅、熊谷税務署、さいたま地方法務局熊谷支局、さいたま地方裁判所熊谷支部、埼玉県パスポートセンター(ティアラ 21 内)、埼玉県産業技術総合センター北部研究所などの公共公益施設が立地しており、市民サービスに関する利便性の高い地域となっている。今般、北部地域振興交流拠点施設(仮称)が計画され、中心市街地における都市福利施設の一層の充実を図る必要がある。

【事業の必要性】

上記の現状を踏まえ、「都市福利施設の整備」として次のような事業が必要とされる。

- ・北部地域振興交流拠点施設(仮称)整備事業
- ・子育て支援拠点の整備

【フォローアップの考え方】

毎年度、本基本計画で位置づけた事業の進捗状況及び事業効果について検証作業を行い、中心市街地活性化協議会とも協議しながら、必要に応じて事業の促進や変更等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:北部地域振興交流拠点施設(仮称)整備事業</p> <p>内容:北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備</p> <p>地区面積:8,153㎡</p> <p>実施時期:平成24年度～平成28年度</p>	埼玉県	<p>東西2つの商業核の中間に位置する旧テクノグリーンセンター事業用地は、中心市街地のにぎわいと回遊性にとって重要な立地環境にあるため、市と県は公共公益施設の建設を行う。</p> <p>県は、県民・企業が課題解決や新たなチャレンジに向かうための情報拠点として、高度な資料・情報を揃え、イノベーション支援、課題解決支援などの情報支援を行う新しい県立図書館の整備を行う。これにより、県民の学習活動や住民相互の交流の促進が図られることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>また、次世代産業や再生可能エネルギーなどの成長分野に挑戦する中小企業を支援する施設を整備する。これにより、次世代産業が育成され、関連する事業所の進出が図られることから、「北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備と、周辺機能との連携」を目的とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置:地域自主戦略交付金(暮らし・にぎわい再生事業(本町二丁目地区))</p> <p>実施時期:平成25年度～平成28年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:北部地域振興交流拠点施設(仮称)整備事業</p> <p>内容:北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備</p> <p>地区面積:8,153㎡</p> <p>実施時期:平成24年度～平成28年度</p>	熊谷市	<p>東西2つの商業核の中間に位置する旧テクノグリーンセンター事業用地は、中心市街地のにぎわいと回遊性にとって重要な立地環境にあるため、市と県は公共公益施設の建設を行う。</p> <p>市は、文化・市民活動支援施設として、中央公民館、市民活動支援センター、市民ホール、熊谷市国際交流協会などの整備を行う。また、にぎわい施設として、郷土館、観光案内所等の整備を行う。</p> <p>これらにより、市民活動が活発化し、市内外の人々の交流が促進されることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>また、地域産業振興施設としては、商工会議所、商工会館等の整備を行う。これにより、店舗の出店や事業所の進出が促進されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」及び「北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備と、周辺機能との連携」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置:社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(本町二丁目地区))</p> <p>実施時期:平成25年度～平成28年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:地域子育て支援拠点運営事業</p> <p>内容:地域子育て支援拠点の整備と運営</p> <p>実施時期: 平成 21 年度～</p>	熊谷市	<p>子育て中の親子の交流の場の提供や、育児不安等についての相談、育児情報の提供などの活動を行う地域子育て支援拠点を整備・運営する事業である。現在、中心市街地区域内には「0・1・2・3 さいくまっぺ広場」(イオン熊谷内)、「なかよしクラブ」(ティアラ 21 内)の2施設が設置されている。</p> <p>安心して子育てを行うことができる環境を整備することは居住人口の増加につながり、居住人口の増加は歩行者通行量の増加にも繋がることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置:子育て支援交付金(次世代育成支援対策推進法)</p> <p>実施時期:平成 21 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:中央消防署及び地域公民館運営事業</p> <p>内容:中央消防署及び地域公民館の運営</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	熊谷市	<p>市街地を管轄する中央消防署庁舎の老朽化に伴い、市民の安心・安全を確立するための機能的な庁舎とともに、地域社会教育施設である公民館が整備されていなかった東小学校区に建設した公民館について、市街地の消防力の強化や地域住民の教養・生活文化の振興など施設が目指す目的を達成することが出来るよう、効果的な運営を行うものである。</p> <p>「北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備と、周辺機能との連携」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地の居住人口は、一貫して減少を続けてきたが、平成 16 年に完了した熊谷駅東地区市街地再開発事業によるマンション建設の活発化に伴い、平成 18 年から平成 22 年の間は増加傾向となっていた。平成 22 年から平成 24 年にかけては、再開発効果が一巡したことや経済低迷による影響等により再び減少傾向となっている。

平成 18 年から平成 22 年にかけて中心市街地全体の居住人口が増加していた時期についても、増加していたのは再開発事業を実施した周辺地区のみであり、それ以外の地区は減少傾向にあり、特に星川周辺地区の減少が大きい。これらの地区は、比較的小さな店舗兼住宅が軒を連ね商店街を形成していた地区であり、現在は後継者不足や事業者の高齢化により店舗の営業は行っていないが、そのまま居住しているため高齢化率が高い地区でもある。また老朽化した建物を取り壊し、平面式駐車場が増加している状況である。

【事業の必要性】

中心市街地に活力を取り戻すためには、まちの活力の源である居住人口の確保を図ることが不可欠であることから、良好な住宅の供給と、利便性が高く快適で安心・安全に暮らすことの出来る住環境の整備を行う必要がある。

中心市街地は、市内でも、特に高齢化が進んでいる地域であることから、高齢化社会に対応したまちづくりの推進が求められる。

併せて、次のような施策も展開する。

- ・環境負荷を軽減するまちづくりの推進
- ・まちなか生活の快適性・利便性を高める医療・福祉等の生活支援機能の充実
- ・防犯・治安に関する取り組みの推進
- ・本市の玄関口にふさわしい景観形成の推進

【フォローアップの考え方】

毎年度、まちなか居住の推進状況について検証作業を行い、中心市街地活性化協議会とも協議しながら、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし


(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：中心市街地優良建築物等整備事業 内容：共同住宅の整備 実施時期：平成25年度～	民間事業者	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。 居住人口の増加は歩行者通行量の増加にも繋がることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成25年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:安心館運営事業</p> <p>内容:防犯センターの運営</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	熊谷市	<p>中心市街地の防犯活動の支援と犯罪を防止する拠点施設を運営するとともに、図書館機能を併設し、安心して歩ける・安心して住めるまちづくりの推進、まちなかでの交流の活発化を図る。</p>		
<p>事業名:熊谷安心お助け隊事業</p> <p>内容:ボランティアによるサービス提供</p> <p>実施時期: 平成 22 年度～</p>	上熊谷商店街	<p>本事業は、援助の必要な高齢者等に、元気な高齢者等のボランティアが必要なサービスを提供する事業である。ボランティア活動をされた方は、ボランティアの謝礼として商品券を受け取り、その商品券を利用して、熊谷市上熊谷商店街内の取り扱い加盟店にて商品の購入またはサービスの提供を受けることができる。</p> <p>高齢者にとって住みよいまちづくりが推進されると同時に、商店街の取り扱い加盟店への来店が促進されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 市補助金</p> <p>実施時期:</p>	
<p>事業名:まちなか暮らしの健康安心クラブ事業</p> <p>内容:ラジオ体操、ウォーキング、ゴミゼロ運動による地域交流活動</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	熊谷市	<p>高齢社会を見据え、自助・共助の体制強化を図るとともに、市民の健康を維持・増進するため、ラジオ体操やウォーキング、ゴミゼロ運動など、地域交流の機会を設ける。お誘いによる参加促進と、保健師による指導、イベントとの連携、清潔な環境づくりを行なう。コミュニティの活発化は、歩行者通行量の増加にも繋がることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

【現状分析】

八木橋百貨店、AZ熊谷、ティアラ 21、ニッソーモール、イオン熊谷店を始めとする大型店、25の商店街が分布する中心市街地は、熊谷市の商業を牽引し、周辺市町村や県内外にも商圈を持つ商業集積地域となっている。市民を中心に多くの人が集まり、八木橋百貨店、ティアラ 21 などの大型店は都市的な商業空間として、商店街などは個性や限界性のある商業空間として親しまれている。

しかし、事業所数、事業者数、小売業販売額が、近年、いずれも減少傾向にあり、近年の経済の長期低迷、近隣市や郊外部への大型店出店の影響等により、中心市街地商業の活力に陰りが見られる。

特に、中心市街地内に分布する商店街においては、店舗の老朽化や後継者不足、空き店舗や平面式駐車場の点在、歩行者・自転車通行量の減少などの状況がみられ、活力が低下している。

【事業の必要性】

中心市街地商業では、郊外の大型店にはない、生活感や個性があふれる、限界性のあるまちの形成を目指し、大型店、商店街・商店、行政、大学やまちづくり団体など多様な主体が連携し、次のような事業が必要とされる。

- ・ 空き店舗活用の推進
- ・ 商店街の経営改善支援
- ・ 大型店が連携した取り組みの実施
- ・ 商店街の環境整備
- ・ 既存イベントの充実、新規イベントの実施
- ・ 新たな商業等のサービス拠点の整備

【フォローアップの考え方】

毎年度、本基本計画で位置づけた事業の進捗状況及び事業効果について検証作業を行い、中心市街地活性化協議会とも協議しながら、必要に応じて事業の促進や変更等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:クールシェア事業</p> <p>内容:クールシェアの発想に基づいた諸活動の実施</p> <p>実施時期: 平成 24 年度～</p>	熊谷青年会議所	<p>クールシェア (COOL SHARE) とは、ひとり一台のエアコンをやめ、涼しい場所をみんなで過ごそうという発想である。中心市街地には、公共公益施設やお店が集約して立地していることから、クールシェアを実践するには適した場所である。</p> <p>マップやうちわ等のクールシェアを周知するアイテムにより中心市街地の認知度が向上し、クールスポットとなる商店等への集客が図られることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	
<p>事業名:星川屋台村事業</p> <p>内容:屋台村と隣接する商店街等と連携し各種イベントを実施する</p> <p>実施時期: 平成 23 年度～</p>	熊谷倶楽部、熊谷市	<p>中心市街地を流れる星川シンボルロード沿いに昔あった屋台を復活させる取り組みは飲食店有志が中心となり、平成 23 年から始まっている。組織をNPO法人化し、隣接する商店街や子供会等と連携しながら、より地域に根差した活動と市内外から中心市街地へ人を呼び込む事業を展開し、星川周辺の魅力を発信していく。</p> <p>星川周辺のにぎわいが増すことから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:星川あおぞら市事業</p> <p>内容:野菜等の販売を中心とする市の拡大</p> <p>実施時期: 平成 23 年度～</p>	<p>青果市場、青果商組合、熊谷市</p>	<p>本事業は、毎週日曜日、星川お祭り広場において、生鮮野菜や地元商店街の食料品などを販売する市である。</p> <p>中心市街地の買い物利便性の向上と星川周辺のにぎわいの向上につながることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	
<p>事業名:中心市街地活性化イベント「スクラムフェスタ」</p> <p>内容:東西 2 核の大型商業施設及び商店街の連携イベント</p> <p>実施時期: 平成 24 年度～</p>	<p>実行委員会</p>	<p>秋の一大イベント「えびす大商業祭」や「オ・ドレーなおざね」の開催時期に合わせ、東西 2 核の大型商業施設、商店街が連携して展開するまちなかイベント。市内循環バス「直実号」を活用した参加型の回遊宝探しイベントのほか、熊谷街ナカ見本市の開催など、中心市街地に対する興味や認知度がアップし、まちを歩く人も増えることから、「まちなかの回遊性の向上」及び「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:くま辛プロジェクト</p> <p>内容:地場産野菜を使ったメニューの開発による地域ブランドの発信</p> <p>実施時期: 平成 24 年度～</p>	<p>実行委員会</p>	<p>「くま辛」は日本一暑い街として知られる熊谷を「HOT」をキーワードにまちおこしを目指す辛口メニューのことである。市内の飲食店などでつくられた「熊谷倶楽部」を中心に、くま辛3つの約束（「1.辛口メニューでお迎えます!」「2.地場産野菜を使用します!」「3.土鍋に入れて提供します!」)にもとづいて開発されたメニューを提供する。</p> <p>他にはないオリジナルのメニューによる魅力が増すことから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	
<p>事業名:まちなか交流広場にぎわい再生事業</p> <p>内容:まちなかの交流広場を通してにぎわいを再生させる</p> <p>実施時期: 平成 20 年度～</p>	<p>利用者協議会</p>	<p>星川沿いの空き店舗を活用したまちなか拠点を整備し、大学や専門学校、福祉団体等で利用者協議会を設立し、住民を対象に様々な事業を展開する。</p> <p>中心市街地の商店街が地域コミュニティの場として活用されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:にぎわい商店街づくり支援事業「地産市場かまくら」</p> <p>内容:産直市場の運営</p> <p>実施時期: 平成 22 年度～</p>	鎌倉町商店街	<p>鎌倉町地区では、商店街にあった八百屋が閉店し、「身近な場所で新鮮な野菜を買いたい」という声が、高齢者をはじめ地域住民の間で増加している。そこで、商店街が空き店舗を改装し、市内約 30 軒の農家と協力し、朝採り野菜を販売している。</p> <p>商店街の活性化、「買い物難民」対策、市内の農業振興の“一石三鳥”の効果が期待されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	
<p>事業名:にぎわい商店街づくり支援事業「マルシェト熊谷富士見」</p> <p>内容:熊谷の情報を発信するアンテナショップの運営</p> <p>実施時期: 平成 23 年度～</p>	富士見会商店街	<p>熊谷の特産物・名産品、市のシンボルキャラクター「あついぞ!熊谷あつべえ」グッズなどを一堂に集め販売するアンテナショップである。それまで、熊谷の特産物や名産品が一堂に集まったショップが無かったため、埼玉県、熊谷市、富士見会商店街等が中心となりアンテナショップを開設した。「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	
<p>事業名:まちかど観光案内所設置事業</p> <p>内容:飲食、物販店など民間施設に観光案内マップやガイドブックなどを設置</p> <p>実施時期: 平成 14 年度～</p>	民間商店等	<p>熊谷の観光案内マップやガイドブックをまちなかの飲食店や物販店に設置し、「おもてなし」の気持ちを込めた案内を通して、来街者の利便性向上を図るものであり、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置: 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:まちなかコミュニティ・ストリート再整備事業</p> <p>内容:空き店舗・遊休地を活用してコミュニティ施設等を整備する。</p> <p>実施時期: 平成25年度～</p>	<p>まちづくり会社、民間事業者</p>	<p>まちづくり会社が「不動産の所有と利用の分離」等の手法により空き店舗・遊休地の利用を促進し、医商連携、子育て支援、高齢者支援施設などのコミュニティ施設を整備する。空き店舗・遊休地問題の解消につながると同時に、コミュニティ施設による生活サポートの充実により居住人口の増加も期待されることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

【現況】

土地所有者 A 〈更地〉	土地所有者 B 〈駐車場〉	土地所有者 C 〈空き店舗〉	土地所有者 D 〈駐車場〉
-----------------	------------------	-------------------	------------------

・テナントがいない。 ・変なテナントに入居されたら困る。
・とりあえず、駐車場。 ・欲かいても。 ・嫌な苦勞はごめん。

↓

まちづくり会社の仲介・あっせん (≠不動産業)

【計画】

○ 定期借地等で、不動産の価値をアップさせ、テナントを呼び込む。

土地所有者 A 〈更地〉	土地所有者 B 〈駐車場〉	土地所有者 C 〈空き店舗〉	土地所有者 D 〈駐車場〉
-----------------	------------------	-------------------	------------------


まちづくり会社が間に入るから、安心。 ・定期借地で、所有権は維持したまま。
・面的にまとまり、不動産価値がアップすることで、テナントを呼び込みやすい。

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:ハイブリッド型ビジネスシェア事業</p> <p>内容:事業者に対して複合的なビジネス支援を行う</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～ 平成 29 年度</p>	熊谷商工会議所	<p>不動産・空き店舗情報の収集・提供のほか、事業展開に対する商業コンサルタントの支援や専門相談員による相談、地域商店街やイベントとの連携など複合的な事業者支援を行う。</p> <p>「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	実施時期: 平成 25 年度～ 平成 29 年度	
<p>事業名:おもてなしオープンカフェ事業</p> <p>内容:オープンカフェの実施</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	熊谷市、まちづくり会社、民間事業者	<p>「地域の活性化に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準」の弾力運用を踏まえ、飲食・物販等の民間事業者がオープンカフェ等の路上イベントを行うことが出来るよう、当面、市主導による実証実験を行う。実証実験の事業評価を踏まえ、まちづくり会社による継続的な管理・運営を検討する。</p> <p>公共空間の賑わいを創出する事業であることから「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：まちなかモール委員会設置・運営事業</p> <p>内容：まちづくりの関係者が連携し、担い手を育成するための委員会の設置および運営</p> <p>実施時期：平成 25 年度～</p>	<p>まちなかモール委員会</p>	<p>中心市街地活性化を推進するためには、「まちづくり関係者の連携」「地域活性化の担い手の発掘と育成」「重点エリアにおけるエリアマネジメント体制の確立」「実働的に事業を実施する組織」などが必要であることから、これらを実現するための組織として、民間主体の自立的運動体「まちなかモール委員会」を創設し、人のネットワークを活かし、情報共有、協働事業の立案・展開を行っていくこととする。</p> <p>中心市街地活性化の取り組みを総合的かつ一体的に推進するためには必要な事業である。</p>		
<p>事業名：観光情報サイト開発・運営事業</p> <p>内容：携帯電話、QRコード等を活用した観光情報サイト開発・運営</p> <p>実施時期：平成 25 年度～</p>	<p>熊谷市、商店街</p>	<p>まちなかの魅力ある「歴史」「食」「文化」等の資源を再発掘し、テーマに沿った観光ウェブサイトを構築し、スマートフォン用アプリを活用して、まち歩きを促進させる。</p> <p>資源発掘やまち歩きコース作成については、市内の高校、大学の学生及び公募した住民を中心にまちなかを調査し、各所に設置した距離表示や案内板等に QR コードを付加することにより、携帯電話から周辺情報を提供する。また、商店街や商店等をまちの駅として登録し、まち歩きの際、休憩所や案内所としての役割及び計画されたコースを完歩した際の商品またはサービスを提供する。</p> <p>店舗情報を発信しながらまち歩きを促進させる事業であることから、「まちなかの回遊性の向上」及び「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:まちなか案内マップ作成事業</p> <p>内容:中心市街内の情報を紹介する案内マップを作成する</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	熊谷市	<p>中心市街地に点在する歴史的・文化的施設や商業施設、公共公益施設等の情報を盛り込んだ案内マップを作成し、市民や来街者に配布することにより、中心市街地内の情報を発信し、来街者の増加による歩行者通行量の増加、商業の活性化を図る。</p>		
<p>事業名:フローラルフェスタ</p> <p>内容:熊谷駅前の大型商業施設 3 館と隣接する商店街が一体となって行う共同販促</p> <p>実施時期: 平成 24 年度～</p>	㈱ティアラ 21、AZ 熊谷、ニッポーモール	<p>熊谷駅前の大型商業施設、AZ 熊谷、ティアラ 21、ニッポーモールの 3 館と、隣接する商店街が一体となって押し進める共同販促の取組みである。イベント期間中に「フローラルマルシェ」「フローラル宝くじ」「熊谷サクラ咲く LIVE」「宝探しあい☆のみ」などの企画を実施する。</p> <p>店舗情報の発信を効率的・効果的に行うことが出来ることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名:ティアラ 21 駐車場 30 分無料事業</p> <p>内容:駅前商業施設における駐車場 30 分無料サービスの実施</p> <p>実施時期: 平成 16 年度～</p>	㈱ティアラ 21	<p>ティアラ 21 駐車場の 30 分無料化や、熊谷駅東口自由通路の適正な運営管理を行い、熊谷駅利用者及び中心市街地来街者の利便性向上、にぎわいの創出を図る。また熊谷駅周辺の中心市街地における違法駐車車両の減少と渋滞緩和を図り、環境負荷の軽減を推進する。</p>	<p>支援措置の内容: 市補助金</p> <p>実施時期: 平成 16 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:まちなかの駅 (空き店舗活用事業)</p> <p>内容:空き店舗を活用したまちなかの駅の運営</p> <p>実施時期: 平成 14 年度～</p>	<p>上熊谷商店街、鎌倉町商店街協同組合</p>	<p>空き店舗を活用し、ギャラリースペースの貸出しや昔なつかしの駄菓子の販売、イベントの実施を行うまちなかの駅を運営することにより、施設利用者を始めとする来街者の増加や、商店街の活性化を図る。</p> 		
<p>事業名:熊谷駅東口ウインターイルミネーション事業</p> <p>内容:駅東口周辺のイルミネーション装飾</p> <p>実施時期: 平成 17 年度～</p>	<p>熊谷駅東地区賑わい協議会</p>	<p>ティアラ 21 を中心に、熊谷駅東口付近をイルミネーションで装飾し、まちなのにぎわいを演出するとともに、来街者の増加を図る。</p> 	<p>支援措置の内容: 市補助金</p> <p>実施時期: 平成 17 年度～</p>	
<p>事業名:えびす大商業祭</p> <p>内容:商業祭の開催</p> <p>実施時期: 昭和 27 年度～</p>	<p>熊谷商工会議所、熊谷市商店街連合会、観光協会</p>	<p>中心市街地最大の商業祭である“えびす大商業祭”を開催する。平成 24 年度で第 61 回を迎える。福引大売り出しや稚児行列、民謡流し、フリーマーケット等、多様なイベントを実施し、中心市街地のにぎわいや回遊性の向上を図る。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：オ・ドーレなおざね 内容：ダンスイベントの開催 実施時期： 平成 14 年度～	熊谷市商店街連合会	えびす大商業祭の開催に合わせて実施されるダンスイベント。国道 17 号を歩行者天国にして開催し、来街者の増加による中心市街地のにぎわいや回遊性の向上を図る。		
事業名：はぴウェーブフェスタ 内容：駅西通りでのイベント開催 実施時期： 平成元年度～	熊谷駅西通り商店街振興組合	春、秋、年 2 回、駅西通り（はぴウェーブ）でフリーマーケット等のイベントを開催し、中心市街地のにぎわいや回遊性の向上を図る。	支援措置の内容： 市補助金 実施時期： 平成元年度～	
事業名：くまがや館運営事業 内容：くまがや館の運営 実施時期： 平成 17 年度～	大和屋(株)	地元企業である大和屋(株)が運営するくまがや館（貸ギャラリー、貸会議室含む）を地元の情報発信基地として活用することにより、中心市街地のにぎわいの向上や来街者の増加を図る。		
事業名：シルク記念館活用事業（経済産業省認定・近代化産業遺産活用事業） 内容：シルク記念館の運営 実施時期： 平成 12 年度～	熊谷片倉フィラチャー（片倉工業(株)）	イオン熊谷と同一敷地内に保存され、近代化産業遺産に認定されている片倉シルク記念館を運営するとともに、施設の一部を市民活動等に活用することにより、中心市街地のにぎわいの向上や来街者の増加を図る。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：産学官連携地域ポータルサイト構築事業「あついぞ.com」</p> <p>内容：地域ポータルサイトの構築・運営</p> <p>実施時期：平成18年度～</p>	熊谷市	<p>市民、来街者に暮らしやビジネス、市民活動、「あっぱれ！熊谷流」プロジェクト等に関する情報を満載したホームページ「あついぞ.com」を運営する。市内や中心市街地のイベントやお店等に関する情報を発信することにより、市、中心市街地への来街者の増加やにぎわいの向上を図る。</p>		
<p>事業名：中心市街地活性化広報紙PR事業</p> <p>内容：広報紙での中心市街地の特集記事の掲載</p> <p>実施時期：平成25年度～</p>	星川モータル委員会	<p>市広報紙にて、中心市街地の概要や商店を特集、イベント情報を発信することで、中心市街地への来街者の増加やにぎわいの向上を図る。</p>		
<p>事業名：中心市街地活性化サイト運営事業</p> <p>内容：webサイトでの中心市街地の特集ページの開設等</p> <p>実施時期：平成25年度～</p>	星川モータル委員会	<p>市のwebサイトに、中心市街地の概要からイベント等を掲載した中心市街地のページを開設し、あわせて中心市街地活性化に対する意見を伺う。</p> <p>中心市街地の情報発信、活性化への意見聴取によって、中心市街地への来街者の増加やにぎわいの向上を図る。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:まちなかゼミナール 内容:商店主を講師とする各種セミナーの開催 実施時期: 平成 22 年度～	商工会議所	地元商店街の店主が講師となって、得意な技術などを伝授するセミナーを開催する。お客様も今まで知らなかったお店の新しい一面を知る機会となり、お店に足を運ぶきっかけとなることから、「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。		
「景観とおもてなし」検討委員会事業 内容: まちなかのデザインチェックや人材育成活動 実施時期: 平成 25 年度～	景観おもてなし委員会	熊谷市においては、高齢者や障害者も安心して買い物ができるように介助や救命救急の基礎知識をもった店員を「接客士」として認定し育成する活動を NPO、商工会議所が中心となって行っている。また、熊谷市においては、『良い景観は、見る者に「おもてなしの心」を感じさせることが出来る』との考え方にに基づき、「熊谷市都市環境改善基本計画」や「熊谷市景観計画」を策定し、景観まちづくりを進めているところである。 今後、おもてなしを感じさせる景観まちづくりを更に進めるために、接客士養成活動と景観の取り組みを「おもてなし」のキーワードのもと融合させ、まちなかのデザインチェックや人材育成などデザイン性のあるまちづくりを行っていく。「まちなかの回遊性の向上」及び「魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び一体的に推進する事業の必要性

【現状分析】

上越・北陸新幹線の停車駅でもある JR 熊谷駅は、JR 高崎線（大宮・高崎間）の中で、大宮駅、上尾駅につぐ3番目の1日平均乗客数を誇り、3万人を超える。また、新幹線を活用し、市内立地を始め太田市周辺に立地している事業所への企業活動の玄関口としても機能している。なお、秩父鉄道熊谷駅の1日平均乗客数は、5,000人を超えている。

熊谷駅を起点として、市内各地に23系統のバス交通が運行されている。市内を循環する「ゆうゆうバス」は、6系統が運行されている。

このように熊谷駅は、本市の公共交通機関の結節点となっており、多くの市民、来街者に利用されていることから、利便性の充実を一層、図っていく必要がある。

中心市街地においては、2つの商業核の立地が離れており、円滑に移動できないことが課題となっており、市及び中心市街地内の高齢化が進展する中で、公共交通の整備などによって、円滑に移動できるしくみを整備していくことが望まれる。

また、住民アンケートの結果によると、中心市街地に必要な取組みとして「治安や防犯対策の充実」、「歩きやすい道路・歩道の整備」が上位にあがっていることから、まちづくりや商業活性化の取組みと一体的にこれらに取り組む必要がある。

【事業の必要性】

上記の現状を踏まえ、「公共交通機関の利便性の増進」として次のような事業が必要とされる。

- ・慢性的な交通渋滞の発生を軽減するための熊谷駅正面口駅前広場の再整備
- ・中心市街地内の円滑な移動をサポートする「ゆうゆうバス」の運行、レンタル自転車の整備
- ・中心市街地へのアクセス性を充実する公共交通の整備検討

また、「まちづくりや商業活性化と一体的に推進する事業」として次のような事業が必要とされる。

- ・公共空間におけるマナー向上や環境美化のためのルールづくり
- ・防犯の推進と治安の維持を確保していくためのルールづくり
- ・「暑さ」や「環境の取り組み」など地域特性を活かしたプロモーション

【フォローアップの考え方】

毎年度、本基本計画で位置づけた事業の進捗状況及び事業効果について検証作業を行い、中心市街地活性化協議会とも協議しながら、必要に応じて事業の促進や変更等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名:熊谷駅正面口駅前広場交通環境整備方針策定事業</p> <p>内容:駅正面口広場の再整備 地区面積:5,100㎡</p> <p>実施時期: 平成26年度～平成27年度</p>	熊谷市	熊谷駅の正面口においては、一般車両と公共交通のバス、タクシーが輻輳していることから慢性的な交通渋滞を発生している状況である。そのため広場内のレイアウトを変更し、併せて駅周辺環境形成、交通渋滞による環境負荷の軽減、中心市街地への来街者数の増加を図る。	<p>支援措置の内容: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))</p> <p>実施時期: 平成26年度～平成27年度</p>	
<p>事業名:まちなかレンタル自転車事業</p> <p>内容:まちなかレンタル自転車の実施</p> <p>実施時期: 平成27年度～</p>	熊谷市	中心市街地は、戦災復興土地区画整理事業により歩道が整備され、その大半は、自転車も通行可能な「自転車歩行者道」としての認定がされている。このため、ティアラ21、八木橋百貨店、イオン熊谷店、熊谷駅自転車駐車場、本町駐車場などに、無人精算方式のレンタル自転車施設を整備し、まちなかの人の移動を促進することにより、中心市街地の来街者の増加や、にぎわいの向上を図る。	<p>支援措置の内容: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))</p> <p>実施時期: 平成26年度～平成27年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業



該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業


該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名:ゆうゆうバス熊谷駅周辺路線「直実号」運行事業 内容:コミュニティバスの運行 実施時期: 平成 23 年度～	熊谷市	星川を経由し、2つの商業核を結んで中心市街地を循環するコミュニティバスを運行する。 「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。		
事業名:ゆうゆうバス熊谷駅周辺路線「直実号」位置情報取得サービス導入事業 内容:バスの現在位置の情報を取得してバス待ち客に提供するサービスの実施 実施時期: 平成 25 年度～	熊谷市	バスの現在位置情報や到着遅延情報などを、バス停でバスを待つ利用客に提供するサービスを実施する。 お客様がバスを待つ間の不安が解消され、運行管理者やバス運転手の負担軽減につながりサービスが向上することから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。		

<p>事業名:駅前駐輪場整備事業</p> <p>内容:ニーズに対応した駐輪場の整備</p> <p>実施時期: 平成27年度～ 平成29年度</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>自転車レーンの整備やバリアフリー対策と併せ、放置自転車を解消し、アクセスしやすい歩行者・自転車空間を確保するため、放置自転車の実態を踏まえ、駐輪場の整備を行なう事業であり、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	
<p>事業名:超小型車カーシェアリング事業</p> <p>内容:自動車を共同利用するシステムの構築・運用</p> <p>実施時期: 平成27年度～ 平成29年度</p>	<p>熊谷市</p>	<p>市役所、商工会議所、金融機関等、自動車を保有する事業所を対象に、カーシェアリングシステムの構築・運用を行う。リースやレンタルなど多様な利用形態を導入することにより自動車保有コストの削減を行う。利用率の低下する休日には、一般利用が可能となるシェアリングを行い、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>中心市街地においてビジネスを行う際のコスト低減が図れることから、「北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備と、周辺機能との連携」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	

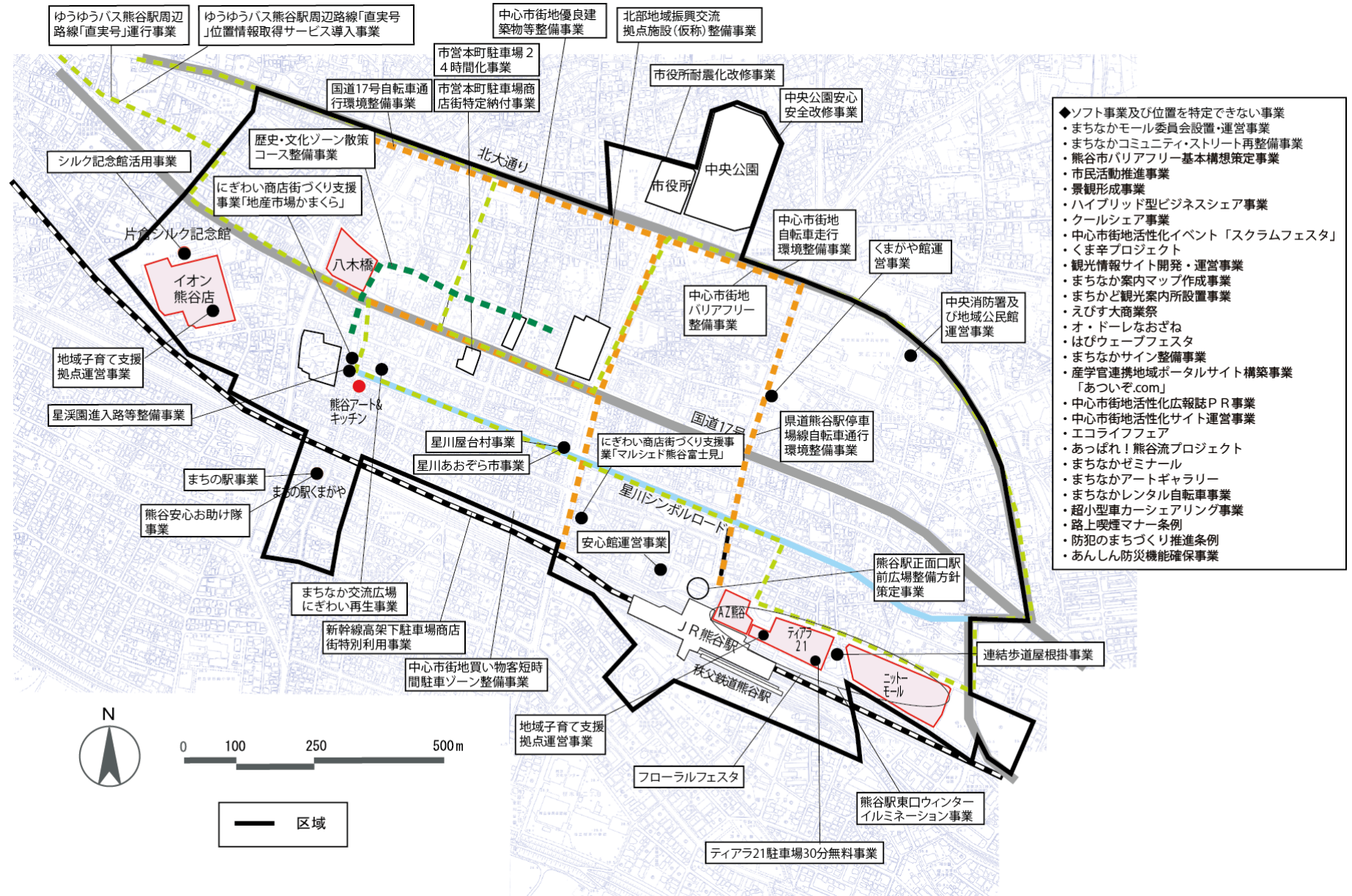
<p>事業名:路上喫煙マナー条例</p> <p>内容:公共の場所における喫煙マナーに関する条例の施行</p> <p>実施時期: 平成 18 年度～</p>	<p>熊谷市</p>	<p>道路や公園など公共の場所における迷惑喫煙を禁止する条例を施行している。特に、熊谷駅を中心とする市街地の一部については、迷惑喫煙による被害が発生する可能性が高いことから「喫煙禁止区域」に指定し、路上等における喫煙を禁止している。</p> <p>公共の場所における、喫煙マナーと環境美化意識の向上を図ることにより、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することが可能となることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名:防犯のまちづくり推進条例</p> <p>内容:防犯のまちづくりに関する基本事項を定めた条例の制定とそれを実現するための諸活動</p> <p>実施時期: 平成 19 年度～</p>	<p>熊谷市</p>	<p>市民アンケートにおいて、「中心市街地における治安・防犯への配慮の必要度」の設問に対して、「大変必要」と「まあ必要」と回答した人の合計が約 80%となっていることから、中心市街地における防犯・治安対策は喫緊の課題と言える。</p> <p>本条例は、「1. JR熊谷駅周辺の指定区域内において、客引きを行う目的での客待ちの禁止」「2. 違法な性風俗業者への建物賃貸借などの禁止」「3. 違法に貼られた迷惑ビラ(性風俗系の紙製ビラに限る)を剥がすことが出来る」などを定めたものであり、これにより中心市街地の防犯の推進と治安の維持が確保され、安心してまちなかを歩き回ることが出来るようになることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

<p>事業名:エコライフフェア</p> <p>内容:エコライフフェアの開催</p> <p>実施時期: 平成5年度～</p>	<p>くまがやエコライフフェア実行委員会</p>	<p>市民・事業者・市が協働により環境保全に取り組む重要性を啓発するエコライフフェアを開催し、中心市街地の来街者の増加やにぎわいの向上、居住環境の向上を図る。</p> 	<p>支援措置の内容: 市補助金</p> <p>実施時期: 平成5年度～</p>	
<p>事業名:あつさはればれ 熊谷流(あっぱれ!熊谷流)プロジェクト</p> <p>内容:熱中症予防やヒートアイランド対策で暑さに対抗するとともに、それら取り組みを全国に発信する</p> <p>実施時期: 平成20年度～</p>	<p>熊谷市</p>	<p>平成19年8月の日本最高気温更新を受け、①冷ませ!熊谷、②天晴!熊谷、③アピール!熊谷、④扇げ!熊谷、⑤なるほど!熊谷、の5本を柱にして、温暖化防止対策、地域資源活用策、市民の健康対策に取り組む。</p> <p>中心市街地では、熊谷駅正面口、南口、東口に設置した冷却ミストの稼働や中心市街地内の道路の遮熱性舗装化、市民との協働事業によるまちなかガーデニング(ハンギングバスケット、プランターを活用)、FM-NACK5への観光スポットCM等の事業を実施し、来街者に涼しさを提供するとともに、まちのイメージアップ、来街者の増加やにぎわいの向上を図る。</p>		

<p>事業名:緑の風吹くまちづくり事業</p> <p>内容:星川通りにおける緑化、クールスポット形成</p> <p>実施時期: 平成 23 年度～</p>	<p>(社)埼玉建築士会大里支部、商店街</p>	<p>星川の景観を活かした緑化・植栽を進め、緑の力を活用して、涼しさを導くなど、星川を「緑と水のクールスポット」として再構築する。</p> <p>地域と連携し、まちのシンボルロードである星川をクールスポットとしてデザインすることにより、心地よい歩行空間の形成、新たな暑さ対策のアピールにつながることから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名:まちなかアートギャラリー</p> <p>内容: 公共施設・民間施設壁面や街路樹等に一般公募した作品を展示する</p> <p>実施時期: 平成 25 年度～</p>	<p>実行委員会</p>	<p>NPO 法人や市内の学生による市民協同の暑さ対策プロジェクトとして、「涼」を創出する涼しさ体感アートを平成 23 年から実施している。</p> <p>若手アーティストや学生に対して、まちなかの公共空間の他、趣旨に賛同する民間施設を公募し作品展示スペースとして開放する。</p> <p>まちなかを歩き回る際の楽しさと快適さが向上することから、「まちなかの回遊性の向上」を目標とする中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		



◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



◇4から8までに掲げる事業及び措置の一覧表

章	分類	事業名	事業期間	実施主体	支援措置名	関連目標		
						1	2	3
4. 市街地の整備改善	(2) ①	中心市街地自転車走行環境整備事業	H25～H29	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○		
	(2) ①	熊谷市バリアフリー基本構想策定事業	H25～H26	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○		
	(2) ①	中心市街地バリアフリー整備事業	H27～H29	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○		
	(2) ①	熊谷駅正面口駅前広場整備方針策定事業	H26～H27	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○		
	(2) ①	連結歩道屋根掛事業		熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○		
	(2) ①	中央公園安心安全対策事業	H25	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市公園安全・安心対策事業)	○		
	(2) ①	歴史・文化ゾーン散策コース整備事業	H27～H29	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○		
	(2) ①	まちなかサイン整備事業	H25～	高架下利用駐車場管理組合・熊谷市商店街連合会	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○		
	(2) ②	国道17号自転車通行環境整備事業	H25～H29	国土交通省	道路事業	○		
	(2) ②	県道熊谷駅停車場線自転車通行環境整備事業	H25～H29	埼玉県	道路事業	○		
	(4)	中心市街地買い物客短時間駐車ゾーン整備事業	H26～	熊谷市			○	
	(4)	星溪園進入路等整備事業	H25～H27	熊谷市		○		
	(4)	市民活動推進事業(市民ボランティアによる公道等への植栽)	H17～	熊谷市		○		
	(4)	景観形成事業	H25～H29	熊谷市		○		
	(4)	市営本町駐車場商店街特定納付事業	H25～H26	高架下利用駐車場管理組合・熊谷市商店街連合会			○	
	(4)	市営本町駐車場24時間化事業	H25～	熊谷市、熊谷市商店街連合会			○	
	(4)	新幹線高架下駐車場商店街特別利用事業	H25～H26	熊谷市・熊谷市商店街連合会			○	
	(4)	市役所耐震化改修事業		熊谷市				○
(4)	あんしん防災機能確保事業		熊谷市				○	
5. 都市福利	(2) ①	北部地域振興交流拠点施設(仮称)整備事業	H24～H28	埼玉県	地域自主戦略交付金(暮らし・にぎわい再生事業(本町二丁目地区))	○	○	○
	(2) ①	北部地域振興交流拠点施設(仮称)整備事業	H24～H28	熊谷市	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(本町二丁目地区))	○	○	
	(3)	地域子育て支援拠点運営事業	H21～	熊谷市	子育て支援交付金(次世代育成支援対策推進法)	○		
	(4)	中央消防署及び地域公民館運営事業	H25～	熊谷市				○

章	分類	事業名	事業期間	実施主体	支援措置名	関連目標
6. まちなか居住	(2) ②	中心市街地優良建築物等整備事業	H21～	民間事業者	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)	○
	(4)	安心館運営事業	H25～	熊谷市		○
	(4)	熊谷安心お助け隊事業	H22～H29	上熊谷商店街		○
	(4)	まちなか暮らしの健康安心クラブ事業	H25～	熊谷市		○
7. 商業の活性化	(2) ①	クールシェア事業	H25～H29	熊谷青年会議所	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(2) ①	星川屋台村事業	H25～	熊谷倶楽部、熊谷市	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(2) ①	星川あおぞら市事業	H25～	青果市場、青果商組合、熊谷市	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(2) ①	中心市街地活性化イベント「スクラムフェスタ」	H24～	実行委員会	中心市街地活性化ソフト事業	○ ○
	(2) ①	くま辛プロジェクト	H24～	実行委員会	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(2) ①	まちなか交流広場にぎわい再生事業	H25～	利用者協議会	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(2) ①	にぎわい商店街づくり支援事業「地産市場かまくら」	H22～	鎌倉町商店街	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(2) ①	にぎわい商店街づくり支援事業「マルシェ熊谷富士見」	H23～	富士見会商店街	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(2) ①	まちかど観光案内所設置事業		民間商店等	中心市街地活性化ソフト事業	○
	(4)	ハイブリッド型ビジネスシェア事業	H25～H29	熊谷商工会議所		○ ○ ○
	(4)	まちなかコミュニティ・ストリート再整備事業	H25～	まちづくり会社		○
	(4)	おもてなしオープンカフェ事業	H25～	熊谷市、まちづくり会社、民間事業者		○
	(4)	まちなかモール委員会設置・運営事業	H24～	まちなかモール委員会		○ ○ ○
	(4)	観光情報サイト開発・運営事業	H25～	熊谷市、商店街、		○ ○
	(4)	まちなか案内マップ作成事業	H25～	熊谷市		○ ○
	(4)	フローラルフェスタ	H24～	(株)ティアラ 21、アズ熊谷、ニッソーモール		○
	(4)	ティアラ 21 駐車場 30 分無料事業	H16～	(株)ティアラ 21		○
	(4)	まちの駅(空き店舗活用事業)	H14～	上熊谷商店街、鎌倉町商店街協同組合		○
	(4)	熊谷駅東口ウインターイルミネーション事業	H17～	熊谷駅東地区賑わい協議会		○
	(4)	えびす大商業祭	S27～	熊谷商工会議所、熊谷市商店街連合会、観光協会		○
	(4)	オ・ドールなおざね	H14～	熊谷市商店街連合会		○
	(4)	はぴウェブフェスタ	H 元～	熊谷駅西通り商店街振興組合		○
	(4)	くまがや館運営事業	H17～	大和屋(株)		○

章	分類	事業名	事業期間	実施主体	支援措置名	関連目標
	(4)	シルク記念館活用事業(経済産業省認定・近代化産業遺産活用事業)	H12～	熊谷片倉フィラチヤー(片倉工業株式会社)		○
	(4)	産学官連携地域ポータルサイト構築事業「あついぞ.com」	H18～	熊谷市		○
	(4)	中心市街地活性化広報紙PR事業	H25～	星川モール委員会		○ ○
	(4)	中心市街地活性化サイト運営事業	H25～	星川モール委員会		○ ○
	(4)	まちなかゼミナール	H22～	商工会議所		○
	(4)	「景観とおもてなし」検討委員会事業	H25～	景観おもてなし委員会		○ ○
8. 一体的に推進する事業	(2) ①	熊谷駅正面口駅前広場交通環境整備方針策定事業	H26～H27	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○
	(2) ①	まちなかレンタル自転車事業	H27～H29	熊谷市	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(中心市街地地区))	○
	(4)	駅前駐輪場整備事業	H27～	まちづくり会社		○
	(4)	ゆうゆうバス熊谷駅周辺路線「直実号」運行事業	H23～	熊谷市		○
	(4)	ゆうゆうバス熊谷駅周辺路線「直実号」位置情報取得サービス導入事業	H25～	熊谷市		○
	(4)	超小型車カーシェアリング事業	H27～H29	熊谷市		○
	(4)	路上喫煙マナー条例	H18～	熊谷市		○
	(4)	防犯のまちづくり推進条例	H19～	熊谷市		○
	(4)	エコライフフェア	H5～	くまがやエコライフフェア実行委員会		○
	(4)	あつさ はればれ 熊谷流(あつぱれ!熊谷流)プロジェクト	H20～	熊谷市		○
	(4)	緑の風吹くまちづくり事業	H23～	(社)埼玉建築士会 大里支部、商店街		○
	(4)	まちなかアートギャラリー	H25～	実行委員会		○

関連目標 目標1. まちなかの回遊性の向上
 目標2. 魅力ある店舗・サービス・コミュニティ施設等の導入
 目標3. 北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備と、周辺機能との連携

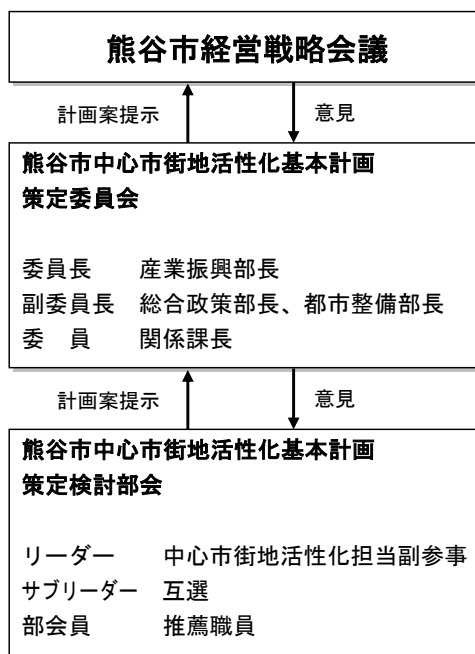
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内の推進体制

基本計画の策定にあたっては、本市の中心市街地活性化の方向性を確認しつつ、全庁的に活性化に取り組むために、熊谷市中心市街地活性化基本計画策定委員会、及び熊谷市中心市街地活性化基本計画策定検討部会を設置した。

■計画策定体制



■策定委員会構成員

役 職	所属及び職名
委員長	産業振興部長
副委員長	総合政策部長
副委員長	都市整備部長
委 員	政策調査課長
〃	企画課長
〃	財政課長
〃	情報政策課長
〃	広報広聴課長
〃	市民活動推進課長
〃	安心安全課長
〃	長寿いきがい課長
〃	こども課長
〃	環境政策課長
〃	産業振興課長
〃	商業観光課長
〃	都市計画課長
〃	開発審査課長
〃	公園緑地課長
〃	管理課長

〃	道路課長
〃	維持課長
〃	営繕課長
〃	社会教育課長
事務局	商業観光課中心市街地活性化担当副参事

■策定委員会における検討経過

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 19 年 5 月 29 日	第 1 回 策定委員会	・(新)中心市街地活性化基本計画の策定について ・計画策定への全庁的な取り組み体制について 等
平成 19 年 12 月 26 日	第 2 回 策定委員会	・検討部会による検討結果中間報告 ・中心市街地活性化の方針、事業計画、課題について
平成 20 年 12 月 17 日	第 3 回 策定委員会	・中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 21 年 1 月 6 日	第 4 回 策定委員会	・中心市街地活性化基本計画（案）の検討
平成 24 年 9 月 3 日	第 5 回 策定委員会	・基本計画策定の中間報告 ・事業の精査について ・今後のスケジュール
平成 24 年 10 月 19 日	第 6 回 策定委員会	・基本計画策定の策定について ・事業の精査について

■策定検討部会の構成員

No.	役 割	所 属		職 名
1	リーダー	産業振興部	商業観光課	担当副参事
2	サブリーダー	総合政策部	企 画 課	地域活性化担当副参事
3	サブリーダー	都市整備部	都市計画課	副 課 長
4	部会員	市長公室	政策調査課	主 幹
5	〃	総合政策部	企 画 課	主 査
6	〃	総合政策部	財 政 課	主 査
7	〃	総合政策部	情報政策課	副 課 長
8	〃	総合政策部	広報広聴課	副 課 長
9	〃	市民部	市民活動推進課	主幹兼係長
10	〃	市民部	安心安全課	主 幹
11	〃	福祉部	長寿いきがい課	主 任
12	〃	福祉部	こども課	主 任
13	〃	環境部	環境政策課	主 幹
14	〃	産業振興部	産業振興課	副 課 長
15	〃	都市整備部	都市計画課	主 幹
16	〃	都市整備部	開発審査課	副 課 長

17	〃	都市整備部	公園緑地課	主 幹
18	〃	建設部	管 理 課	主 査
19	〃	建設部	道 路 課	主 幹
20	〃	建設部	維 持 課	主 査
21	〃	建設部	営 繕 課	技 師
22	〃	教育委員会	社会教育課	副 課 長
23	事務局	産業振興部	商業観光課	副 課 長
24	〃	産業振興部	商業観光課	主 査

■策定検討部会における検討経過

平成 22 年 5 月 14 日	策定検討部会	中心市街地活性化基本計画の素案について
平成 23 年 5 月 26 日	策定検討部会	中心市街地活性化基本計画策定への進捗状況について
平成 23 年 12 月 15 日	策定検討部会	中心市街地活性化基本計画素案のこれまでの経過
平成 23 年 12 月 19 日 (書面協議)	策定検討部会	中心市街地活性化に関するアイデア募集
平成 24 年 5 月 23 日	策定検討部会	中心市街地活性化基本計画の素案について 現状 基本計画の策定スケジュールについて 事業及び措置の一覧の精査について

(2) 市民への広報等の状況

「熊谷市中心市街地活性化基本計画(案)」について広く市民の意見を聴取するため、平成 24 年 10 月 25 日～11 月 15 日までの期間、ホームページ等を通じて市民意見の募集(パブリックコメント)を実施する。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

本市では、熊谷商工会議所および株式会社ティアラ 21 が共同設置者となり、法第 15 条に基づく中心市街地活性化協議会を平成 24 年 4 月 11 日に設置した。

また、協議会の協議事項の調整を図るため、協議会の下部組織として幹事会を設置し、多様な主体が相互連携を図り、中心市街地の活性化に効果的かつ効率的に取り組むこととしている。

開催経過、並びに協議会の規約、構成員は、以下のとおりである。

《開催経過》 中心市街地活性化協議会

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 4 月 11 日	第 1 回中心市街 地活性化協議会 (設立総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会規約（案）承認について ・協議会構成員（案）承認について ・役員選任について ・今後のスケジュールについて
平成 24 年 7 月 10 日	第 2 回中心市街 地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画見直しの経過報告 ・主要事業について
平成 24 年 9 月 26 日	第 3 回中心市街 地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画（諮問）について
平成 24 年 10 月 15 日	第 4 回中心市街 地活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画（案）への意見書の取りまとめについて

《開催経過》 中心市街地活性化協議会幹事会

日 時	会議名	主 な 議 題
平成 24 年 5 月 15 日	第 1 回中心市街 地活性化協議会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画見直しについて ・基本計画骨子案について ・主要事業について
平成 24 年 6 月 4 日	第 2 回中心市街 地活性化協議会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画見直しについて ・主要事業について
平成 24 年 7 月 2 日	第 3 回中心市街 地活性化協議会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画検討の経過と現状について
平成 24 年 8 月 17 日	第 4 回中心市街 地活性化協議会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画（案）【第 1 版】について ・熊谷市中心市街地活性化基本計画の策定スケジュールについて
平成 24 年 10 月 4 日	第 5 回中心市街 地活性化協議会 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書について

熊谷市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 熊谷商工会議所及び まちづくり会社 株式会社ティアラ21は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、熊谷市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法の規定により熊谷市が作成しようとする基本計画、並びに認定基本計画及び、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 熊谷商工会議所
 - (2) まちづくり会社 株式会社ティアラ21
 - (3) 熊谷市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又は、なくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は非常勤とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長2人を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名し協議会の同意を得て選任する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、熊谷商工会議所内に置く。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって

充てる。

(監査)

第15条 協議会の運営及び出納等を監査するため、監事2名を置く。

2 監事は、会長が指名する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長、並びに各委員に報告しなければならない。

(除名)

第16条 構成員が、協議会の名誉を棄損し、又は協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。

2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

附則

1 この規約は、平成24年4月11日から施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

熊谷市中心市街地活性化協議会 構成員

平成 24 年 7 月 2 日現在

(順不同・敬称略)

団体名	根拠法令	役職
熊谷商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	会頭
熊谷商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	副会頭
熊谷商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	副会頭
熊谷商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	副会頭
熊谷商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	副会頭
熊谷商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	専務理事
株式会社ティアラ 2 1	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	代表取締役
熊谷市議会	法第 15 条第 8 項関係 (議会)	議長
熊谷市議会市民産業常任委員会	法第 15 条第 8 項関係 (議会)	副委員長
埼玉県北部地域振興センター	法第 15 条第 4 項関係 (県)	所長
くまがや市商工会	法第 15 条第 4 項関係 (市)	副会長
熊谷市総合政策部	法第 15 条第 4 項関係 (市)	部長
熊谷市産業振興部	法第 15 条第 4 項関係 (市)	部長
熊谷市都市整備部	法第 15 条第 4 項関係 (市)	部長
熊谷市観光協会	法第 15 条第 8 項関係 (観光)	副会長
熊谷市商店街連合会	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	会長
熊谷市銀座自治会連合会	法第 15 条第 8 項関係 (自治会)	連合会長
熊谷市筑波自治会連合会	法第 15 条第 8 項関係 (自治会)	連合会長
熊谷市宮町自治会連合会	法第 15 条第 8 項関係 (自治会)	連合会長
熊谷市元町自治会連合会	法第 15 条第 8 項関係 (自治会)	連合会長
東日本旅客鉄道(株)熊谷駅	法第 15 条第 8 項関係 (交通)	駅長
熊谷警察署	法第 15 条第 8 項関係 (警察)	署長
学) 立正大学学園	法第 15 条第 8 項関係 (大学)	准教授
(株)埼玉りそな銀行熊谷支店	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	支店長
埼玉縣信用金庫本店営業部	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	理事営業部長
熊谷商工信用組合	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	理事長
秩父鉄道株式会社	法第 15 条第 8 項関係 (交通)	取締役総務部長
株式会社ティアラ 2 1	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	執行役員
株式会社丹青モールマネジメント	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	代表取締役
株式会社ソフトクリエイション	法第 15 条第 1 項関係(まちづくり会社)	代表取締役
三菱商事都市開発(株)熊谷事業所	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	代表取締役
株式会社八木橋	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	販売サービス室長
高崎ターミナル(株)熊谷支店	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	取締役熊谷店長
イオンテール(株)イオン熊谷店	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	店長
秩父鉄道観光バス株式会社	法第 15 条第 8 項関係 (交通)	取締役社長

国際十王交通株式会社	法第 15 条第 8 項関係 (交通)	営業部長
熊谷市文化連合	法第 15 条第 8 項関係 (文化)	会長
(社福)熊谷社会福祉協議会	法第 15 条第 8 項関係 (福祉)	副会長
熊谷市シルバー人材センター	法第 15 条第 8 項関係 (福祉)	副会長
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課	法第 15 条第 4 項関係 (県)	課長
埼玉県熊谷県土整備事務所	法第 15 条第 4 項関係 (県)	所長
(協)熊谷流通センター	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	専務理事
熊谷青年会議所	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	理事長
熊谷商工会議所青年部	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	会長
熊谷商工会議所女性会	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	会長

- ※ 法第 15 条第 1 項：中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者
- ※ 法第 15 条第 4 項：基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該市町村
- ※ 法第 15 条第 7 項：関係行政機関等、必要があると認める者
- ※ 法第 15 条第 8 項：必要な協力を求めることができる者

【熊谷市中心市街地活性化協議会の意見書】

平成 24 年 10 月 17 日

熊谷市長 富岡 清 様

熊谷市中心市街地活性化協議会
会 長 木 島 一 也

熊谷市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

熊谷市中心市街地活性化協議会は、熊谷市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」という。）について、概ね妥当であると判断します。

なお、当協議会の意見を別紙のとおり申し添えますので、中心市街地活性化の実現に向けて、特段のご配慮をお願いします。

意見書別紙

1 本基本計画案は、『“つながり”と“おもてなし”で築く、広域拠点都市くまがや』を基本理念とし、課題であるまちなかの回遊性向上、魅力ある商業の活性化を図り、①北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備、②連携組織「まちなかモール委員会」の創設、③まちづくり会社による遊休不動産の活用促進対策等3つの重点事業により、文化と経済の孵化器である中心市街地の活性化を図ろうとするものである。

事業の推進に当っては、「いいまち」を創り次の世代につなぐためにも、計画のイメージを解りやすく説明し周知徹底、広く市民を巻き込みつつ、行政、大学、民間事業者、地域住民等が連携して推進できるよう取り組んで頂きたい。

2 事業の進捗状況、成果等については、報告を行うとともに基本計画案への記載に至らなかった事業、及び今後検討される新規事業について、当協議会の議を経て基本計画の変更等柔軟な取り組みを行なって頂きたい。

3 まちづくり会社は、あらたな発想で中心市街地の活性化が図れるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

4 熊谷市中心市街地活性化協議会は、基本計画の推進や中心市街地の活性化策について継続的に協議を行うとともに、市民や事業者等との連携を密にし、中心市街地のまちづくり全体を担うマネジメント組織として活動を展開するものであり、熊谷市におかれましても当協議会と協働して中心市街地の活性化に積極的に取り組んで頂くとともに、引き続き国・県と連携し、本協議会への支援を強く要望します。

以上

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① まちなかモール委員会

中心市街地活性化を推進するためには、「まちづくり関係者の連携」「地域活性化の担い手の発掘と育成」「重点エリアにおけるエリアマネジメント体制の確立」「実働的に事業を実施する組織」などが必要であることから、これらを実現するための組織として「まちなかモール委員会」を創設し活動を行っていく。

《開催経過》 中心市街地活性化協議会幹事会

日時	会議名	主な議題
平成 24 年 9 月 1 日	設立準備会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市中心市街地活性化基本計画の策定の経緯について ・まちなかモール委員会の主旨について



② 空き店舗活用（にぎわい再生事業）

平成 20 年度より、立正大学、ものづくり大学、アルスコンピュータ専門学校、福祉団体等が利用者協議会を設立し、星川沿いの空き店舗を活用したまちなか拠点を整備し、住民を対象に様々な事業の展開を行った。



③ 大型店 4 店舗合同セール・連携イベント

平成 19 年度より、八木橋百貨店、ティアラ 21、AZ 熊谷、ニッソーモールの 4 店舗が連携して、中心市街地の商業活性化、にぎわいや回遊性の向上を目的に、共同販促、イベント開催等を実施している。平成 24 年度からは、従来の「宝探し」イベントに加え、街ナカ見本市の開催や同時開催されるえびす大商業祭等との連携、市内循環バスを取り込んだ展開を図っており、中心市街地を連結するイベントを企画している。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

平成 20 年度より運用されている総合振興計画において、古くからの広域における連携拠点として整備が進められている中心市街地を、20 万都市としての玄関口として位置づけ、土地利用の増進や都市機能の集積による商業・業務環境の魅力向上や、魅力的で楽しめ、歩いて暮らせる集約型の都市構造を目指すこととしている。

本基本計画は、総合振興計画を踏まえた上で、検討、策定を行っており、計画に位置づけた事業及び措置を通じて、都市機能の集積を図るものとする。

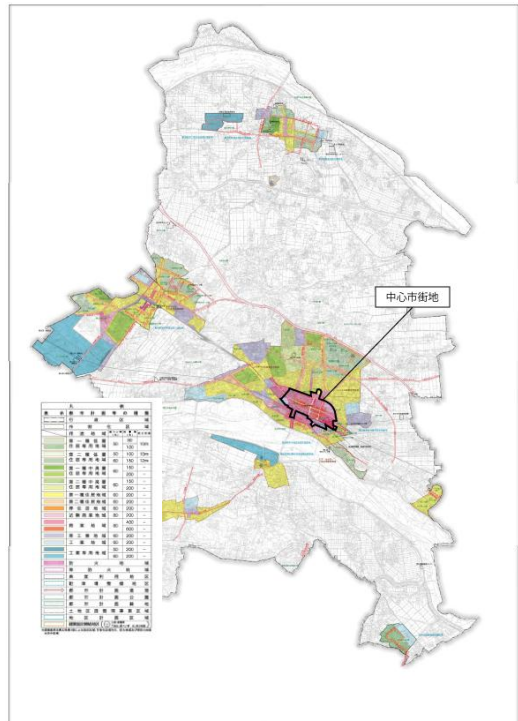
[2] 都市計画手法の活用

現在、本市内の準工業地域の面積は約 256.7ha となっており、用途地域が指定されている面積約 2,606.2ha に対して約 9.8%、市域面積 159.88 km² に対して約 1.6%の比率となっている。

これらの準工業地域は大規模集客施設が立地可能な状況にはなく、また、大規模集客施設が隣接市町に建設され、新規出店のメリットが小さいことなどから、大規模集客施設の立地する可能性は低いと考えられるため、大規模集客施設の立地制限の必要性は薄い。

ただし、今後、中心市街地に影響を与えるような大規模集客施設が立地する可能性が生じた場合には、都市計画手法を活用するなどの適正な誘導手法を検討するものとする。

■都市計画図



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

中心市街地に、立地している市有大規模建築物等の既存ストックは、以下のとおりである。

《市有大規模建築物等の既存ストック》

施設名	延床面積(m ²)
市役所	12,492
商工会館(商工会議所)	1,451
中央消防署	527
防犯センター安心館	128
男女共同参画センター	266
市民ホール	2,243
市営本町駐車場	8,283

(2) 行政機関、都市福利施設の立地状況及び移転計画の状況

中心市街地における行政機関並びに都市福利施設の立地状況等は7ページのとおりであり、近年、都市福利施設の建設・移転等の動向は見られなかったが、現在、市役所に近接する中央消防署が、中心市街地区域内の県立熊谷女子高校近接地に移転する工事が進められており、平成25年度には、地域公民館との合築による新しい地域コミュニティ拠点が構築される。

(3) 大規模集客施設の立地状況及び設置計画の状況

市内及び周辺における大規模集客施設の立地状況及び設置計画は 27 ページのとおりである。

[4] 都市機能の集積のための事業等

4 から 8 に記載した事業等のうち、都市機能の集積に特に資すると考えられる事業等は、以下のとおりである。

《都市機能の集積に特に資する事業》

事業名	事業概要
北部地域振興交流拠点施設（仮称）整備事業	東西 2 つの商業核の中間に位置する旧テクノグリーンセンター事業用地は、中心市街地のにぎわいと回遊性にとって重要な立地環境にあるため、市と県は公共公益施設の建設を行う。
中心市街地優良建築物等整備事業	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。
シルク記念館活用事業（経済産業省認定・近代化産業遺産活用事業）	イオン熊谷と同一敷地内に保存され、近代化産業遺産に認定されている片倉シルク記念館を運営するとともに、施設の一部を市民活動等に活用
熊谷駅正面口駅前広場交通環境整備方針策定事業	熊谷駅の正面口においては、一般車両と公共交通のバス、タクシーが輻輳していることから慢性的な交通渋滞を発生している状況である。そのため広場内のレイアウトを変更し、併せて駅周辺の環境形成、交通渋滞による環境負荷の軽減、中心市街地への来街者数の増加を図る。

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

■「あっぱれ！熊谷流（あつさ はればれ 熊谷流）」プロジェクト

平成19年8月16日(木)14時42分に記録した40.9℃の日本最高気温の更新を機に、①夏の暑さから健康を守る対策、②地球温暖化対策・ヒートアイランド対策、③暑さ日本一や快晴日数日本一の地域資源活用策を柱とする、『あつさ はればれ 熊谷流』（略して「あっぱれ！熊谷流」）プロジェクトを平成20年度にスタートした。

このプロジェクトは、市の総合振興計画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、全国に発信できる“熊谷流”の事業として全庁的に取り組んでいる。

■あつさ はればれ 熊谷流プロジェクト 実施内容

事業名	事業内容
1 冷ませ！熊谷	
1 打水と花いっぱい	
あっぱれ・冷ませ・花緑いっぱい事業	小学校区連絡会による花いっぱい事業、公立保育所の花いっぱい事業、公立幼稚園、公立小中学校の花緑いっぱい事業を実施する。
2 屋上壁面緑化	
あっぱれ・冷ませ・壁面緑化推進事業	妻沼庁舎、江南庁舎、地域公民館の壁面緑化を実施する。また、第2回グリーンカーテン・コンテストを実施する。
3 遮熱・断熱	
あっぱれ・冷ませ・熱線反射・断熱フィルム施工事業	本庁舎の南側、西側及び江南庁舎の東側の窓ガラスに、透明な熱線反射・断熱フィルムを施工する。
2 天晴！熊谷	
1 冷却ミスト	
あっぱれ・天晴・熊谷駅広場冷却ミスト事業	熊谷駅広場冷却ミスト装置の自動運転及び経費
2 新エネ・省エネ機器普及	
あっぱれ・天晴・新エネ・省エネ機器普及推進事業	住宅用の太陽光発電システムや高効率給湯器等設置に係る補助を行う。
3 人づくり・ものづくり・プロモーション	
1 人づくり・ものづくり・プロモーション	
あっぱれ・アピール・あついぞ！熊谷事業	少年熱中大使Tシャツ、あつぺえうちわ、金子先生俳句扇子を作成する。
あっぱれ・アピール・FM-NACK 5番組放送事業	FM NACK5「NACK ON TOWN」内の番組放送やスポットCMを行う。
4 扇げ！熊谷	
1 温暖化防止の取り組み	
あっぱれ・扇げ・温暖化防止活動推進センター事業	熊谷市が指定した地球温暖化防止活動推進センターに団体補助金を交付する。
5 なるほど！熊谷	
1 見守り・注意報	
あっぱれ・なるほど・熱中症予防情報発信事業	熱中症等予防情報システムを運用するとともに、啓発リーフレットを作成する。

平成24年度 暑さ対策事業

■ 暑さ対策プロジェクトチーム提案事業

事業名	事業内容等
「暑さ対策」 暑さにまけるな中学生事業	市内の全中学2年生を対象として、中学校教員及び消防職員が熱中症対策講習を実施することで、熱中症予防の正しい知識と予防対処方法を身につけることができる。 実施時期：5月下旬から6月まで
「暑さ対策」 まちなかオアシス事業	市内17の公共施設(本庁舎・各行政センター・公民館)で、場所を案内するのぼりを立て、屋外で気分が悪くなった市民のために、飲み物(スポーツドリンク)等を用意し、休憩場所として利用する。今年度は、さらに「知って防ごう！熱中症予防啓発キャンペーン」として、懸垂幕(庁舎、八木橋)の設置、自治会での自動車用マグネットシートによる啓発を行う。 実施時期：6月15日(金)から9月28日(金)まで
「暑さ対策」 熱中症予防グッズ配布事業	65歳以上の単身高齢者(登録者)、75歳以上(9月末現在時点)の高齢者及び小学1年生に、熱中症予防効果のあるクールスカーフを配布し、夏の暑さに備える。また、市民への販売も行う。 実施時期：6月中に配布
「暑さ対策」PR事業	暑さ対策のCM(60秒程度)を製作し、公共施設のコミュニティビジョンや市内の映画館2館での上映、インターネットでの情報発信を行い、市の暑さ対策の取組みを紹介することで、市民に周知する。 実施時期：7月1日から放映を開始
市民協働「熊谷の力」 涼しさ体感事業	NPO法人「エコネットくまがや」との市民協働事業として、夏の熊谷を涼しく感じような「アート」展示を行う。 どんぐりの苗木ポットを使った展示を市庁舎等で実施するほか、みどりのカーテンができる種の配布を行い、緑化による涼しさを作る。また、昨年度に引き続き「階段アート」展示を熊谷駅、籠原駅階段で実施する。 実施時期：階段アート 7/15～9/30 苗木ポットのアート展示 7月中旬～8月中旬
「暑さ対策」 熱交換塗料施工事業	園舎前のコンクリート部分の温度上昇を抑える「熱交換塗料」を試験的に籠原保育所に施工した。 熱交換塗料とは、太陽光の熱エネルギーをペイント層内にある熱交換物質を振動させる運動エネルギーに交換し、エネルギーを消費することにより、熱エネルギーの蓄積や反射による温度上昇を抑制し、夏期のヒートアイランド抑止などに効果を発揮する塗料である。 定期的に表面温度を測定し、効果検証を行う。

[2] 都市計画との調和等

本市のまちづくりに係る各種の上位・関連計画の概要は以下のとおりであり、本基本計画における中心市街地の位置づけ、方向性と調和・整合している。

- 総合振興計画においては、「中心市街地を、広域における連携拠点として整備する」という方針となっている。一方、本中心市街地活性化基本計画においても、基本理念を『「つながり」と「おもてなし」で築く、広域拠点都市くまがや。』としており、基本的な方針について整合性がとれている。

○総合振興計画（平成 20 年 4 月）（再掲）

土地利用計画（地域別拠点整備方針）において、熊谷駅を中心とする市街地について、古くからの広域における連携拠点として整備が進められ、平成 16 年の熊谷駅東地区市街地再開発事業により、その拠点性が高まり、20 万都市としての風格を兼ね備えてきたと言及した上で、以下の活性化の方針を打ち出している。

- ・市街地再開発事業等により土地利用の増進や都市機能の集積を図り、商業・業務環境の改善を推進する。
- ・まちなか居住を進めるために、魅力的で楽しめ、歩いて暮らせる集約型の都市構造を目指す。

また、基本計画に「商業の活性化」に関する施策を設け、中心市街地活性化基本計画を早期に策定し、商業の活性化を促進するとともに、賑わいがあり、回遊ができて、快適に生活できるような商業空間を整備すると言及している。

- 都市計画マスタープランにおいては、「新たな商業への再編を促す環境の育成」を打ち出しており、特に「星川を軸とした界限づくり」の方向性を示している。一方、本中心市街地活性化基本計画においても、星川が軸となるように様々な事業を星川周辺に集中的に配置しており、また、新たな商業への再編を促すために「まちなかモール委員会設置・運営事業」を予定しており、基本的な施策や事業について整合性がとれている。

○都市計画マスタープラン（平成 16 年）（再掲）

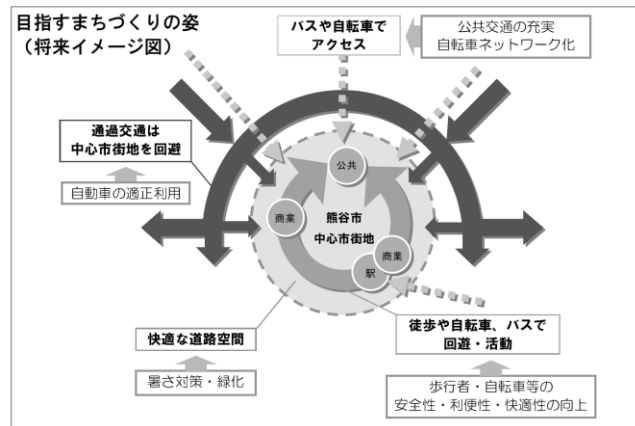
産業活動が活性化する方針として、中心市街地地区を中心に、新たな商業への再編を促す環境の育成を打ち出しており、具体的には、以下の方向性を示している。

- ・星川を軸とした界限づくり（心地よい、にぎわい環境の確保）
- ・都心居住者の拡大（都市型集合住宅の供給の促進／公的住宅の確保）
- ・商業地区内移動の利便・快適性の向上（ユニバーサルデザインの導入／地区内移動交通の確保）
- ・若い活力と元気な高齢者の活動機会の拡充（若者や元気な高齢者が活躍する場の確保）

[3] その他の事項

○熊谷市都市環境改善基本計画（エコまちづくり熊谷）

本市では、「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」を推進していくため、主に、中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした熊谷市都市環境改善基本計画「エコまちづくり熊谷」を平成22年に策定した。



○熊谷市景観計画

本市は、荒川と利根川の二大河川の水辺や市街地の外側に広がる豊かな自然、国宝指定 歓喜院聖天堂を始めとした歴史的遺産や熊谷うちわ祭を代表とした伝統行事など、多くの景観資源を有している。先人達が永年にわたり守り、つくり、育ててきた本市の景観の保全を図り次世代に継承するとともに、これらを活かしたまちづくりを進めることが求められている。

本市では、総合的・体系的な景観形成の取り組みを進めるために、平成19年10月1日に「景観行政団体」となっている。その後、市民の意見をいただきながら、景観法に基づく「熊谷市景観計画」を策定するとともに、「熊谷市景観条例」を制定した。

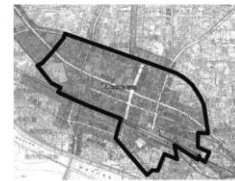
① 熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区

i エリア

熊谷駅周辺を含む商業・業務地の区域 約123ha

ii 選定理由

- 本市の中心的な商業・業務地であるとともに、総合振興計画等に中心市街地活性化が位置付けられており、今後、活性化に伴う新たな建築物等の建設が見込まれ、街並みの変化が予想される。
- 星川通線シンボルロード整備事業等、景観形成の実績がある。
- 熊谷駅は、各種交通機関の結節点として来訪者の玄関口となっている。また、市民アンケートの結果やワークショップでも多くの意見が出され、市民の注目度が高い場所である。



※景観アンケートの結果、16歳以上の市民・中学生・在勤者、いずれの層においても、「好き・残したい景観」(理由：にぎわいや華やかさを感じる・並木や星川など街なかで潤いを感じる・祭や行事などの思い出がある 等)、「改善すれば良くなる景観」(理由：けばけばしい・雑然としている・汚く感じる・風情が無い・緑が少ない 等)の上位に挙げられた。

・届出対象行為の規模を一般地区よりも小さいものへ広げることにより景観への影響を抑制し、市民・事業者・行政等の協働による取組みを通して、本市の中心市街地として既存の景観資源の活用や新たな景観資源の創出によりにぎわいが感じられる景観形成を図ることが期待される地区である。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	(1. (6) 中心市街地活性化の方針及び3. [1] 中心市街地の活性化の目標に記載) 熊谷市の中心市街地が目指す基本方針は、国の基本方針の内容と適合している。
	認定の手續	(9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項に記載) 当基本計画の内容については、法第15条に基づく熊谷市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成24年10月17日付けで答申を受けている。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	(2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明に記載) 中心市街地の位置及び区域は、法第2条に基づく中心市街地の3つの要件に適合している。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	(9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載) 市の推進体制、協議会との協議、事業及び措置の集中実施への対応を十分に行っている。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	(10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載) 中心市街地への都市機能の集積促進の明確な考え方の下に、既存ストックの有効活用、必要な事業等の位置づけを行っている。
その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	(11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載) 活性化に向けた多様な連携による取り組みを継続しながら、活性化の担い手を育成していく。	
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	(4. ~8. の事業に関する事項に記載) 目標を実現するための事業を記載している。

<p>性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること</p>	<p>基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること</p>	<p>(3. 中心市街地の活性化の目標に記載) 記載している各事業の実施により、明確な効果が期待でき、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。</p>
<p>第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p>	<p>事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと</p>	<p>(4. ～8. の事業に関する事項に記載) 概ねの事業について、事業期間内に完了または着手できる見込みである。</p>
<p>見込まれるものであること</p>	<p>事業の実施スケジュールが明確であること</p>	<p>(4. ～8. の事業に関する事項に記載) 全ての事業について、事業期間内に完了または着手できる見込みである。</p>